

厚生労働省  
令和4年度障害者総合福祉推進事業

指定障害福祉サービス事業所等に対する  
実地指導等に係る指導方法に関する調査研究  
報告書

令和5年3月

株式会社 政策基礎研究所

**E B P** 政策基礎研究所  
Doctoral Institute for Evidence Based Policy



## 要約

### 【背景と目的】

障害福祉サービス等の質・適正な給付を担保する仕組みとして、障害者総合支援法に基づく国や都道府県等による調査の権限規定がある。しかし、障害福祉サービス等の利用者や事業所の増加するなかで事業所の指導監督等の業務も増加し、結果として十分な実地指導等が実施できていないという実態が指摘されている。社会保障審議会障害者部会でも、都道府県等に対する支援を検討することが要請されている。

また、令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」では、自治体や対象サービスにより指導方法、確認文書やその扱いにバラツキがあることが指摘された。

これらのことを踏まえ、指導監査の負担の軽減および効果的な手法を目指した標準化に向けて、各自治体の実地指導等に係る指導状況の把握、取り組みの好事例等を収集することを目的とする。

### 【対象と方法】

事業所の指定権限および指導監査権限のある、都道府県、政令指定都市および中核市（計 129 箇所）を対象に、実地指導の現状や効率的な実施の工夫・意向等を把握するためのアンケート調査を行い、113 箇所（回収率 87.6%）から回答を得た。

調査票は、平成 30 年度老人保健健康増進等事業「実地指導における文書削減に関する調査研究」等を参考にし、有識者ヒアリングにて助言を受けながら作成した。

加えて、同対象のうち、有識者の意見やアンケート調査の結果をもとに、実地指導における外部機関等の利用、デジタル化の工夫、質の向上に係る工夫の観点から独自の取り組みを行っている自治体に対しヒアリング調査を行い、好事例集を作成した。

### 【結果と考察】

#### （１）アンケート調査結果

##### ①実地指導等の体制・プロセス

実地指導の体制として、全体の 77.0%が単独の部署で所管しており、62.8%の自治体で他法による指導監査業務を兼務している職員がいた。

実地指導のプロセスについて、指導対象事業所の選定から実地指導当日までの期間は約 70%が 1 カ月以上 3 カ月未満としていた。指導当日の訪問 1 回当たりの人数と時間は、単機能 1 ヶ所あたり 2 人以下（72.7%）、3～6 時間未満（54.5%）が多かった。実地指導後、結果通知の発送までの期日は 1 カ月未満が 43.4%、1 カ月以上 3 カ月未満が 54.9%とやや回答が分かれていた。

## ②実地指導における工夫

事前準備の工夫として、ほぼ全ての自治体で「事前提出資料等による確認」を行っていた。当日の工夫として、80%以上の自治体が、「確認する文書は、原則として指導監査の前年度から直近の実績に係る書類とする」、「利用者の記録等の確認は、特に必要と判断する場合を除き、原則として3名以内とする」、「実施通知は遅くとも実施の1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す」「同一所在地近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、できるだけ同日または連続した日に実施」を実施していると回答していた。

## ③実地指導における課題

体制の課題として、全体の88.5%が「対応する事業所の増加に担当者の数が追いつかない」を、70.8%が「担当者の異動等でノウハウが定着しない」を回答していた。一方、指定事務受託法人の活用は予定を含めて2.7%、担当者のトレーニングとして研修マニュアルを作成しているのは34.5%であった。また、項目の削減に関する回答からは、指導の質という点で簡単に削減ができない状態も見受けられた。

## (2) ヒアリング調査結果

大きく分けて、①外部機関の活用、②デジタル化の工夫、③質の向上の工夫、の観点から好事例をまとめた。

①外部機関の活用の事例からは、高度な専門知識をもとにした指導のフォローにより、指導の質の向上だけでなく、指導の体系化や長い目で見た場合のコストの削減にもつながる可能性が示唆された。②デジタル化の工夫の事例では、専用システムの導入だけでなく、自治体内で利用している既存のシステム等を利用する方法もみられた。利活用に当たり事業所からの理解を得る等の課題はあるものの、効率化ができたといった意見があった。また、③質の向上の工夫のうち、身体的拘束等の適正化に向けた取り組みからは、効率化・標準化は、このように注意を要するケースにも配慮し、手引き等の改善も行いながら進めていくことが必要ということがうかがえた。

## (4) 本調査研究の課題

本調査では、各自治体の実地指導等に係る指導方法の収集を行ったが、調査項目が膨大になることから基本的な事項にとどめたため、指導に当たって確認している具体的な項目や、各自治体における指針と国の指針とのギャップの詳細等について尋ねることはできなかった。加えて、今後、不適切な運営を行っている事業所の発見や対処の具体的な方法や課題の把握、効果の検証の観点からの分析も必要と考えられる。

## 【成果の公表について】

本調査の報告書はホームページ (<https://doctoral.co.jp/>) に掲載する。

# 目次

第1章 事業目的・実施内容	7
1.1 本調査の背景・目的	7
1.2 本調査の流れ（事業の実施内容）	8
1.2.1 有識者へのヒアリング	8
1.2.2 アンケート調査	8
1.2.2.1 調査票の設計	8
1.2.2.2 自治体へのアンケート調査	8
1.2.2.3 調査結果の集計・検証	8
1.2.3 ヒアリング調査	8
1.2.4 報告書の作成	8
1.2.5 成果物の公表	8
第2章 アンケート調査と結果	9
2.1 調査対象	9
2.2 調査方法	9
2.3 調査期間	9
2.4 調査項目	9
2.5 回収状況等	9
2.6 調査結果	10
2.6.1 実地指導の体制	10
2.6.1.1 自治体における実地指導の所管部署と人員体制	10
2.6.1.2 体制づくりにおける課題と工夫	12
2.6.2 実地指導の実施方法	17
2.6.2.1 実地指導のプロセスと工夫	17
2.6.2.2 自己点検表の利活用	29
2.6.2.3 実地指導の効率化・標準化に係る令和2年7月通知事項の実施状況	31
2.6.3 集団指導のデジタル化にかかる工夫の状況	34
2.6.3.1 オンラインミーティング方式	34
2.6.3.2 オンデマンド方式	35
2.6.3.3 HP 参照方式	37
2.6.3.4 集団指導のデジタル化における工夫	38
2.6.3.5 集団指導のデジタル化における課題	39
2.6.4 事業所とのコミュニケーション	40
2.6.4.1 事業所からの意見	40
2.6.4.2 実地指導等の効果の実感	41
2.6.4.3 事業者への支援の工夫	42

2.6.5	(参考) 実地指導の実施率.....	43
2.6.5.1	今回回答自治体区分別の過去の実地指導実施率.....	43
2.6.5.2	自己点検表の作成・利用と過去の実地指導実施率.....	44
第3章	ヒアリング調査の結果(事例集).....	45
3.1	調査対象自治体の概要.....	45
3.2	調査結果.....	46
3.2.1	外部機関の活用.....	46
3.2.1.1	金融・会計・法律の専門家への委託等(神戸市、富山市、大阪市).....	46
3.2.1.2	障害児通所支援事業所巡回支援の実施(神戸市).....	50
3.2.1.3	指定事務受託法人の活用等(大阪市、東京都).....	52
3.2.2	デジタル化の工夫.....	56
3.2.2.1	実地指導でのPC、システム活用等の工夫(広島県、北九州市、大阪市).....	56
3.2.2.2	集団指導におけるオンデマンド動画の作成の工夫(大阪府、三重県).....	58
3.2.2.3	情報発信ツールの活用(高知市).....	59
3.2.3	質の向上に係る工夫.....	61
3.2.3.1	GH、障害児通所系サービス開始時の簡易的指導(大阪市).....	61
3.2.3.2	集団指導報告時の自己点検(新潟市).....	62
3.2.3.3	指摘事項が多い事業所への訪問対応(高知市).....	63
3.2.3.4	身体的拘束等の適正化に向けた取り組み(神奈川県).....	64
第4章	まとめと課題.....	66
4.1	実地指導の実施状況について.....	66
4.1.1	実地指導の体制.....	66
4.1.2	実地指導のプロセス.....	66
4.1.3	通知事項の実施状況.....	67
4.1.4	デジタル化状況.....	68
4.1.5	実地指導をめぐる課題.....	68
4.2	実地指導等における好事例について.....	69
4.2.1	外部機関の活用.....	69
4.2.2	デジタル化.....	70
4.2.3	質の向上に係る工夫.....	71
4.2.4	工夫による効果と課題.....	71
4.3	まとめと本調査研究の課題.....	73
第5章	参考資料.....	74
5.1	アンケート調査票.....	74
5.2	自治体単位別クロス集計結果.....	83
5.3	有識者ヒアリング.....	124

## 図表目次

図表 1	指導および監査のイメージ	7
図表 2	実地指導を所管する部署 (N=113)	10
図表 3	所管の分け方 (複数回答、N=113)	10
図表 4	実地指導を担当している職員数 (N=113)	11
図表 5	兼務している職員の有無 (複数回答、N=113)	11
図表 6	障害福祉領域以外の指導監査業務との兼務職員の有無 (複数回答、N=113)	11
図表 7	指定事務受託法人の利用 (N=113)	12
図表 8	実地指導担当職員の異動周期 (N=113)	13
図表 9	担当者のトレーニング (複数回答、N=113、(%))	13
図表 10	研修マニュアル作成状況 自治体区分別結果	14
図表 11	実地指導等の体制に関する課題 (複数回答、N=113、(%))	14
図表 12	課題_通報等への対応 自治体区分別結果	15
図表 13	実地指導等の体制に係る工夫 (複数回答、N=113、(%))	15
図表 14	実地指導のおおよそ例年の集中的実施時期 (N=113)	17
図表 15	実地指導対象事業所の選定の工夫 (複数回答、N=113、(%))	18
図表 16	指導対象事業所の選定から実地指導当日までの期間 (N=113)	18
図表 17	準備における工夫 (複数回答、N=113、(%))	19
図表 18	庁舎から最も遠い対象事業所への片道の所要時間 (N=113)	19
図表 19	自治体区分別 庁舎から最も遠い対象事業所への片道の所要時間 (N=113)	20
図表 20	単機能 1 か所の事業所への訪問の場合の 1 回あたり訪問人数 (N=113)	20
図表 21	単機能 1 か所の事業所への訪問の場合の 1 回あたりにかかる時間 (N=113)	21
図表 22	同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合の 1 回あたり訪問人数 (N=113)	22
図表 23	同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合の 1 回あたりにかかる時間 (N=113)	23
図表 24	多機能型事業所に訪問する場合の 1 回あたり訪問人数 (N=113)	24
図表 25	多機能型事業所に訪問する場合の 1 回あたりにかかる時間 (N=113)	25
図表 26	当日における工夫 (複数回答、N=113、(%))	26
図表 27	実地指導当日に確認できなかった項目がある場合の対応	27
図表 28	実地指導日から結果通知発送までの期日 (N=113)	27
図表 29	実地指導日から改善報告までの期日 (N=113)	28
図表 30	実地指導後における工夫 (複数回答、N=113、(%))	28

図表 31	自己点検表の作成 (N=113)	29
図表 32	実地指導における自己点検表の利用 (N=113)	30
図表 33	項目の削減状況 (N=113)	31
図表 34	削減が難しい理由 (複数回答、N=113、(%))	31
図表 35	確認項目の削減等に係るその他工夫 (複数回答、N=113、(%))	32
図表 36	通知事項の実施状況 (N=113)	33
図表 37	集団指導：オンラインミーティング方式実施状況 (N=113)	34
図表 38	オンラインミーティング方式 出欠確認方法 (複数回答、N=11、(%))	35
図表 39	集団指導：オンデマンド方式実施状況 (N=113)	35
図表 40	オンデマンド方式 出欠確認方法 (複数回答、N=41、(%))	36
図表 41	集団指導：HP 参照方式実施状況 (N=113)	37
図表 42	HP 参照方式 出欠確認方法 (複数回答、N=95、(%))	37
図表 43	集団指導のデジタル化に係る課題 (複数回答、N=113、(%))	39
図表 44	実地指導等に関する事業者からの意見 (複数回答、N=113、(%))	40
図表 45	集団指導への欠席事業所へのフォロー (N=113)	41
図表 46	集団指導の効果の実感 (N=113)	41
図表 47	実地指導の効果の実感 (N=113)	42
図表 48	H29～30、R1～2年度の自治体区分別実地指導実施率	43
図表 49	H29～30、R1～2年度の自己点検表作成別実地指導実施率	44
図表 50	H29～30、R1～2年度の自己点検表利用実地指導実施率	44



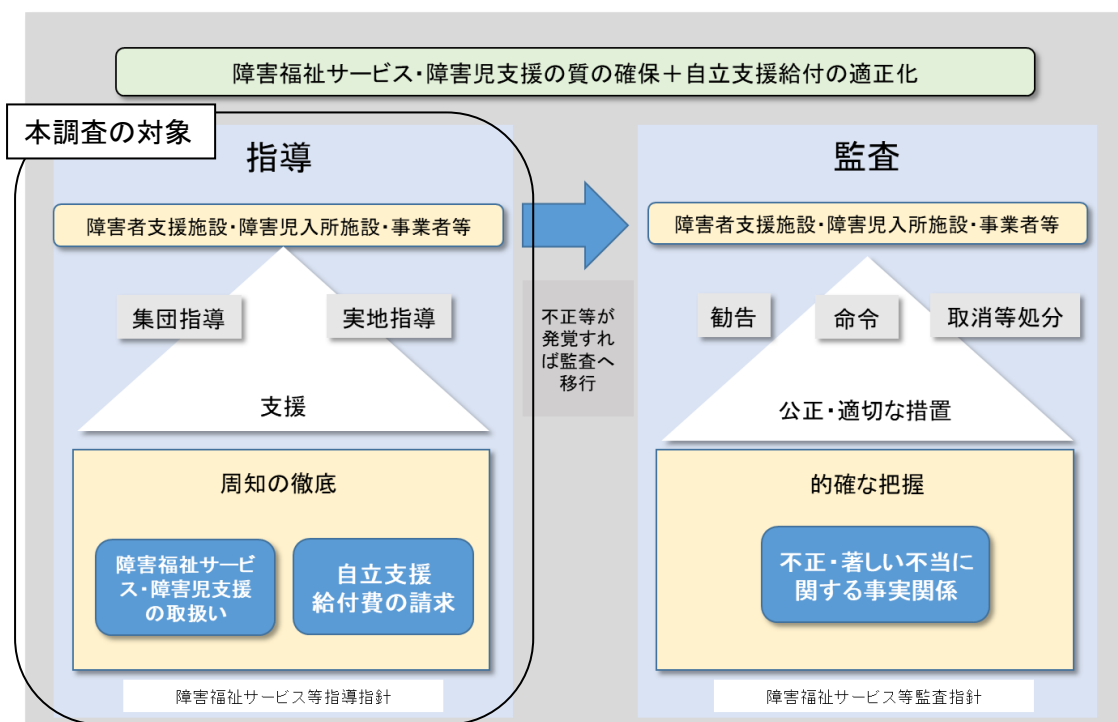
# 第1章 事業目的・実施内容

## 1.1 本調査の背景・目的

障害福祉サービス等の質・適正な給付を担保する仕組みとして、障害者総合支援法に基づく国や都道府県等による調査権限の規定がある。しかし、障害福祉サービス等の利用者や事業所が増加するなかで事業所の指導監督等の業務も増加し、結果として十分な実地指導等が実施できていないという実態が指摘され、社会保障審議会障害者部会において、都道府県等に対する支援を検討することなどが要請されている。

また、令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」では、自治体や対象サービスによって実地指導の方法、確認文書やその扱いにバラツキがあることが指摘されている。

これらのことを踏まえ、指導監査の負担の軽減および効果的な手法を目指した標準化に向けて、各自治体の実地指導等の状況把握、取り組みの好事例等の収集を行うことを目的とする。



図表 1 指導および監査のイメージ<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 厚生労働省障害保健福祉部企画課監査指導室より提供された自治体向け講習資料を一部修正して利用。本調査で対象とする実地指導は、図内左側部分を指す。

## 1.2 本調査の流れ（事業の実施内容）

### 1.2.1 有識者へのヒアリング

本調査研究は、学識経験者および自治体関係の有識者へ個別でヒアリングを行い、調査の方法や内容、調査結果の分析等について検討・助言をいただきながら進めた。（詳細は5章を参照）

### 1.2.2 アンケート調査

#### 1.2.2.1 調査票の設計

平成30年度老人保健健康増進等事業「実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業」報告書における、効率化に向けた7つの論点を参考としながら、有識者へのヒアリングのもと、障害福祉サービス領域における相違点や、新型コロナウイルス感染流行下にある令和4年現在の状況なども踏まえながら、実態把握を適切に実施できるような調査票の設計を行った。

#### 1.2.2.2 自治体へのアンケート調査

事業所の指定権限および指導監査権限のある、都道府県、政令指定都市および中核市（計129件）を対象に、弊社より直接自治体担当者宛てに電子ファイル（Excel）で配布し、回答票をメールにて提出いただいた。

#### 1.2.2.3 調査結果の集計・検証

調査項目ごとに単純集計を行い、全国的な実地指導の実施状況、課題等の傾向をまとめた（自治体区分（都道府県、政令市、中核市）ごとの集計結果は5章に記載）。

### 1.2.3 ヒアリング調査

厚労省担当課や有識者からの意見およびアンケート調査の結果をもとに、特徴的な取り組みを行っている自治体を選定し、主に①取り組みを行った経緯、②実施状況、③実施による効果、④課題等について、書面あるいはオンライン面談の方法でヒアリングを行った。

### 1.2.4 報告書の作成

調査結果について取りまとめた報告書を作成した。

### 1.2.5 成果物の公表

本報告書は株式会社政策基礎研究所のホームページに掲載する。

---

## 第2章 アンケート調査と結果

---

### 2.1 調査対象

事業所の指定権限および指導監査権限のある、都道府県、政令指定都市および中核市（計 129 件）

### 2.2 調査方法

メールにて電子ファイル（エクセル）を配布し、提出いただいた。

### 2.3 調査期間

2022 年 11 月 29 日～2022 年 12 月 31 日

### 2.4 調査項目

詳細は 5.1 参照のこと。

< 実地指導の体制 >

- 本庁における実地指導を所管する部署の数
- R4 年度に実地指導を行う（予定も含む）職員数
- 兼務の有無と、兼務している職員数
- 他法による指導監査との兼務の有無と兼務職員数
- その他実地指導の体制

< 実地指導の実施状況 >

- 実地指導の目的について
- 令和 2 年 7 月通知事項の令和 4 年度（予定も含む）の実施状況
- 実地指導の実施時期
- 実地指導のプロセス
- 自己点検表の活用について

< その他 >

- 集団指導のデジタル化状況
- 事業者とのコミュニケーション

### 2.5 回収状況等

回収状況は次の通りであった。

- 113 票（回収率 87.6%）

## 2.6 調査結果

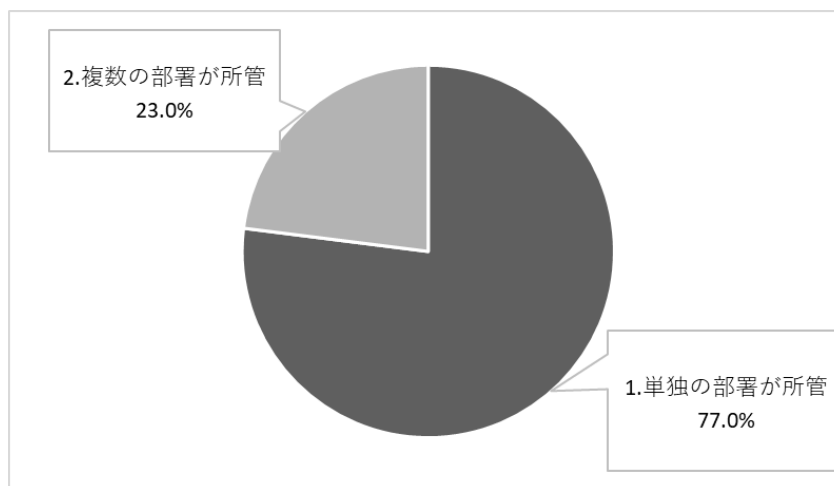
以降示すアンケート調査の結果について、全体の数が少ない（N=113）ことから、全体の結果を記載することとする。自治体区分（都道府県、政令市、中核市）ごとの結果は5.2で示し、本節では適宜言及するのみとする。

### 2.6.1 実地指導の体制

#### 2.6.1.1 自治体における実地指導の所管部署と人員体制

実施指導を所管する部署は、「単独の部署が所管」が77.0%と多数を占めており、複数の部署が所管している場合の分け方では、「障害者・障害児で分ける」が6.2%となっていた。

自由記述では、ほかに、「身体・知的と精神で分担している」など障害種別での分担、「人員基準、設備基準、運営基準、報酬基準で分けている」といった基準での分担、「第一種社会福祉事業を運営する法人とその他で分けている」というように対象となる事業所の分類ごとの分担、「圏域ごとに分け、それぞれを各広域振興局で所管している」というように地域ごとの分担についての回答がみられた。



図表 2 実地指導を所管する部署（N=113）

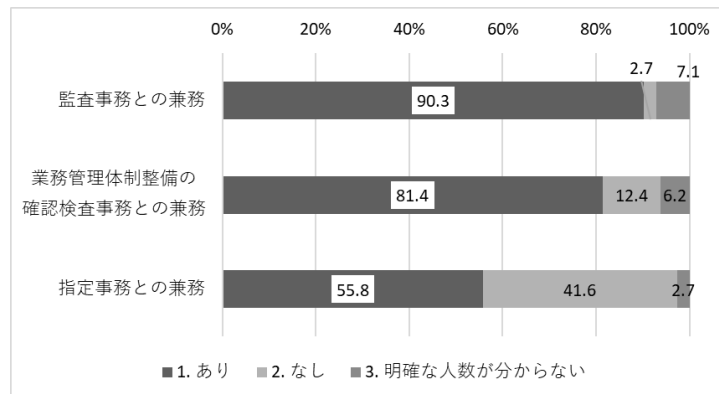
図表 3 所管の分け方（複数回答、N=113）

	%
障害者・障害児	6.2
訓練給付・介護給付	0
上記以外の提供サービス内容	5.3
その他	15.9

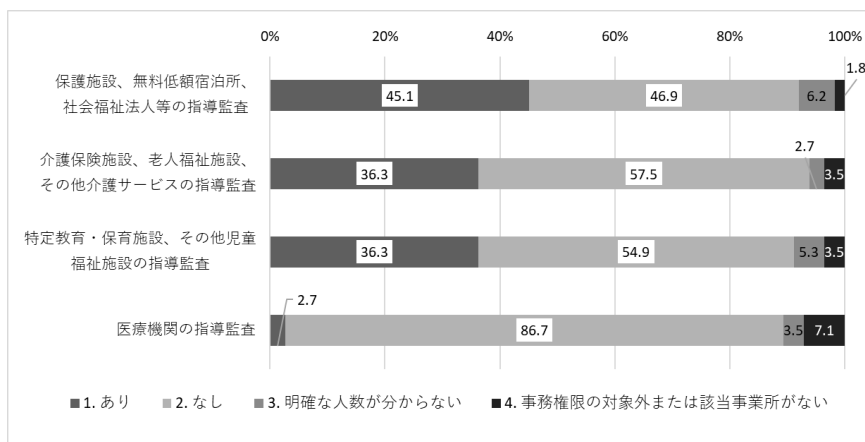
実地指導を担当している職員数は本庁内外を合計して平均で10.5人、令和4年度に実地指導を行う（予定含む）職員のうち、監査事務や事業所指定等との兼務をしている者の有無（複数回答）では、監査事務との兼務を行っている職員がいる自治体が90.3%、業務管理体制整備の確認検査事務との兼務は81.4%、指定事務との兼務は55.8%となっていた。また、他法による指導監査と兼務している職員がいる自治体は、保護施設・無料定額宿泊所、社会福祉法人等の指導監査業務との兼務で45.1%であり、いずれかとの兼務がある職員がいる自治体は62.8%にのぼった。

図表4 実地指導を担当している職員数（N=113）

	平均	最大値	最小値	標準偏差
本庁での職員数(管理職)	1.1	9.0	0.0	1.6
本庁での職員数(正規)	5.4	23.0	0.0	4.1
本庁での職員数(その他)	1.1	11.0	0.0	1.9
出先機関での職員数	2.8	41.0	0.0	7.2
指定事務受託法人の職員数	0.1	11.0	0.0	1.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
職員の合計	10.5	51.0	2.0	8.7



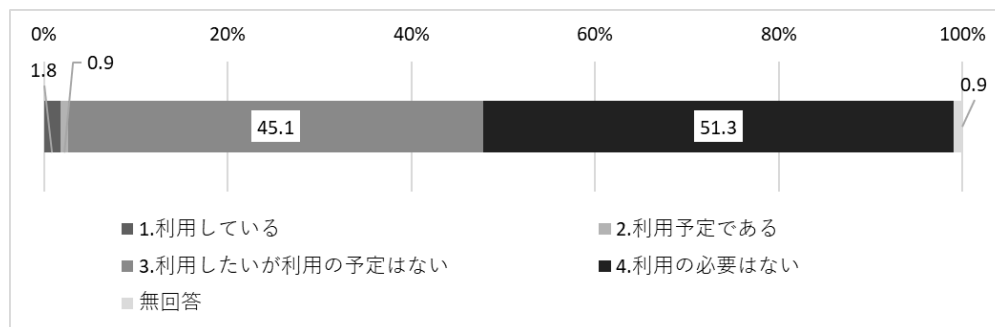
図表5 兼務している職員の有無（複数回答、N=113）



図表6 障害福祉領域以外の指導監査業務との兼務職員の有無（複数回答、N=113）

### 2.6.1.2 体制づくりにおける課題と工夫

指定事務受託法人の利用について、利用しているのは全体の 1.8%であった。45.1%が利用したい、51.3%が利用の必要はないと回答しており、必要性については自治体によって意見が分かれている。



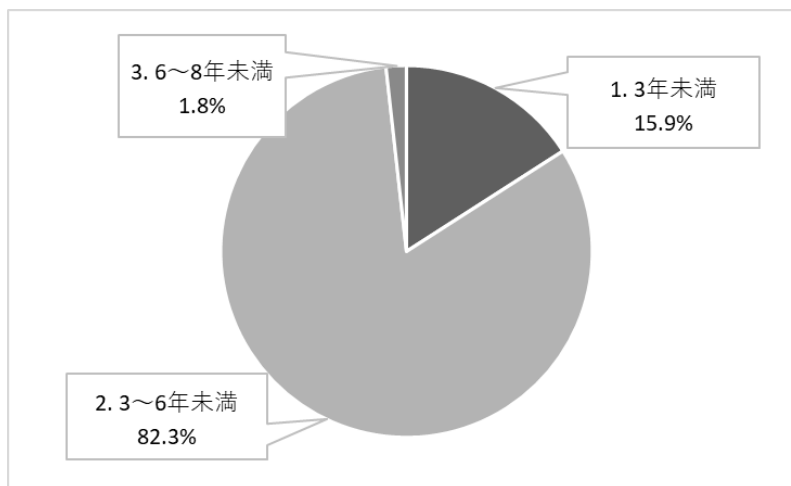
図表 7 指定事務受託法人の利用 (N=113)

指定事務受託法人の活用推進方策についての自由記述では、「費用面の支援や受託可能法人の育成」「外部委託に対応できる業者が市内に無く、利用不可」といった資源に関するものや、「自治体によって基準の解釈が異なるケースもあることから、全国統一的な見解を持つことができるよう法令等解釈を明確にする必要」「事務受託法人による実地指導の立入調査を可能とする法改正をしなければ、導入は難しいと思われる」のように制度上の課題を指摘するものがあった。

他にも、「本市の事業所数等の規模では、現在のように職員で行っている場合の人件費と、委託した場合の委託費の比較による、費用対効果が限られる」や、「監査は行政が行うとする場合、日常的に実地指導を行っていない担当者が対応できるのか」のように、導入した際の効果に対する懸念にかかる回答もみられた<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 介護保険サービスで事務受託法人を活用している豊田市に、書面にて、障害福祉サービスで活用が難しいと考えられる点を尋ねたところ、「どのような法人が事務受託法人となり得るのが不明瞭なことが、受託法人が活用されない一因ではないかと思われる。また、介護保険サービスにおいて事務受託法人の指定を受けている法人では、障がい福祉サービスの制度が介護の制度と異なる点があるため、忌避される傾向がある」とし、解決に向けて「第三者評価実施機関への声掛け、指導業務への理解の促進を図る」ことが必要という回答があった。

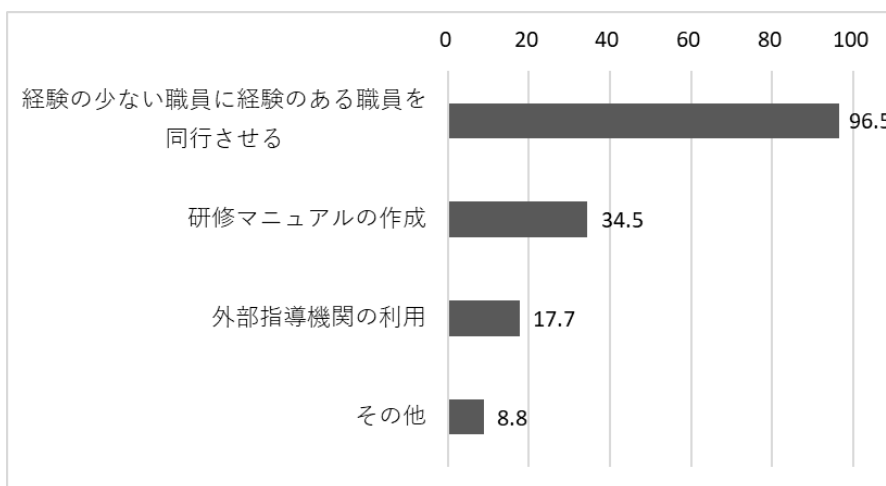
続いて、実地指導の担当職員の異動周期では、3～6年未満が82.3%と最も多かった。



図表 8 実地指導担当職員の異動周期 (N=113)

実地指導の担当者へのトレーニング方法では、経験の少ない職員に経験のある職員を同行させているという回答が96.5%であり、研修マニュアルを作成しているのは34.5%、外部指導機関を利用しているのは17.7%であった。

なお、このうち研修マニュアルの作成に関して、道府県、政令市、中核市別にみると、都道府県では47.7%が作成しているのに対し、政令市では37.5%、中核市では22.6%とそれぞれ開きがあった。



図表 9 担当者のトレーニング (複数回答、N=113、(%))

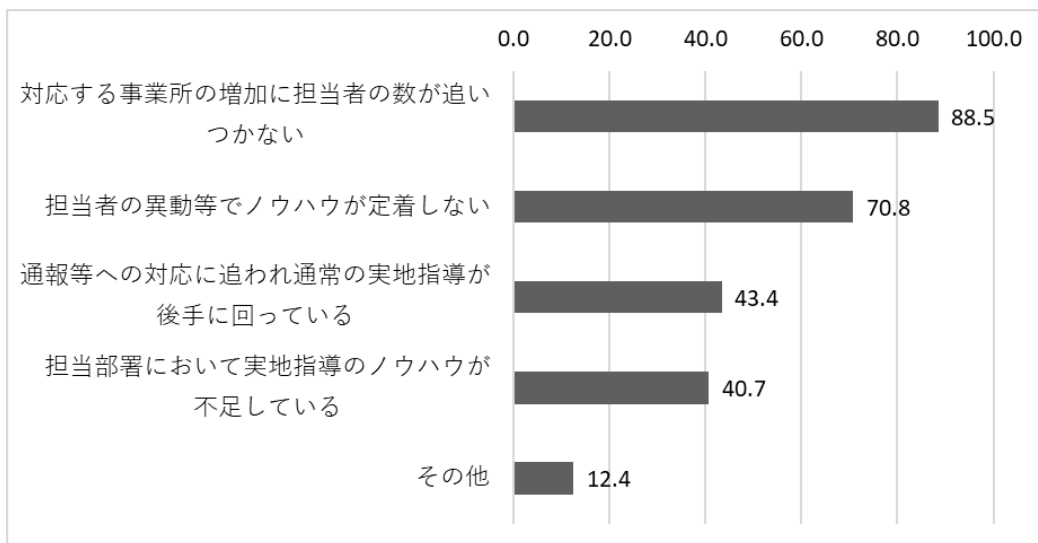
図表 10 研修マニュアル作成状況 自治体区分別結果

		5担当者のトレーニング 研修マニュアル作成		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	21	23	44
	%	47.7%	52.3%	100.0%
政令市	件	6	10	16
	%	37.5%	62.5%	100.0%
中核市	件	12	41	53
	%	22.6%	77.4%	100.0%
全体	件	39	74	113
	%	34.5%	65.5%	100.0%

自由記述では、「厚生労働省や国立保健医療科学院の研修受講等を実施している」、「障害者総合支援法事業者ハンドブック（指定基準編・報酬編）の熟読」のように外部機関や冊子を用いたものや、「担当者会議を開催して意見交換等をしている」、「内部研修、パート会の開催による検査技術の向上」、「実地指導日の前に、事前調書等のチェックによる問題点や確認事項の洗い出しを行い、指導日前日等に相談協議を行うこととしている」のように内部的なトレーニングに関するものがあった。

実地指導の体制に係る課題では、「対応する事業所の増加に担当者の数が追いつかない」が 88.5%と最も多く、「担当者の異動等でノウハウが定着しない」が 70.8%で続く。担当者に限らず部署自体でのノウハウの不足も 40.7%が回答している。

「通報等への対応に追われ通常の実地指導が後手に回っている」は、全体では 43.4%だが、都道府県、政令市、中核市別にみると、政令市で 81.3%と突出して高かった。



図表 11 実地指導等の体制に関する課題（複数回答、N=113、(%)）

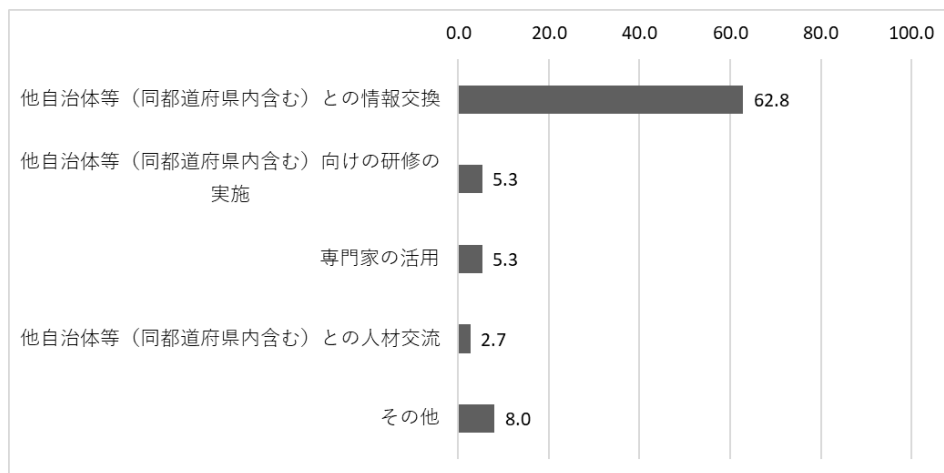


図表 12 課題\_通報等への対応 自治体区分別結果

		5課題_通報等への対応に追われ通常の実地指導が後手に回っている		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	19	25	44
	%	43.2%	56.8%	100.0%
政令市	件	13	3	16
	%	81.3%	18.8%	100.0%
中核市	件	17	36	53
	%	32.1%	67.9%	100.0%
全体	件	49	64	113
	%	43.4%	56.6%	100.0%

自由記述では、「同一の職員が幅広い分野（障害、介護、保育、社会福祉法人）を担当しているため知識・ノウハウの習得が困難」や、「事業所指定業務や届出審査など、実地指導以外の業務負担に追われ通常の実地指導が後手に回っている」といったように、一人が様々な領域を担当している場合や他の業務も担っている場合の負担等に関するものや、「実地指導は具体的な調査手法が資料等で提示されておらず、職員個々の能力と経験に頼っているのが現状。加えて、指導用務は基準省令のほかに報酬改定や加算など覚えることも多岐に渡り、職員の育成が難しい」といった、方法の標準化に関するもの、また、「新型コロナ緊急包括支援交付金、処遇改善臨時特例交付金、物価高騰対策などの各種事業の執行対応に追われ、実地指導について十分な体制が整わない」、のように、新型コロナウイルス感染症対策業務による人手不足等に関する課題についてのものなどがみられた。

実地指導等の体制に係る工夫としては、「他自治体等との情報交換」が 62.8%、専門家の活用は 5.3%であった。



図表 13 実地指導等の体制に係る工夫（複数回答、N=113、(%)）

自由記述では、「県が実施する実地指導の結果については、指導を実施した都度、その結果を市町と共有するとともに、市町担当者会議（令和4年4月20日オンラインで開催）において情報交換を行っている。また、市町が入手した事業所に対する虐待や不適切な事案等の情報については、その都度提供してもらい実地指導等の対応において参考にしている」、「県および県内中核市が合同で自主点検表の作成、集団指導の実施をしている」など、県と市町との間での情報共有や一部資料の共有、集団指導の合同実施等<sup>3</sup>に関するものがあった。

他にも、「実地指導時、突発的な法律問題が生じた際には、弁護士より専門的な助言等を受けることができる（法律相談業務の委託）」「社会福祉法人の適正な運営の確保と市職員の指導能力の向上を図るため、社会福祉法人会計に精通した公認会計士に法人担当者向けおよび市職員向けの研修の実施や市職員に対する指導・助言の業務を委託している」「専門家の提言による実地指導業務の簡略・効率化」といった専門家・外部機関の活用に関するものもみられた。

---

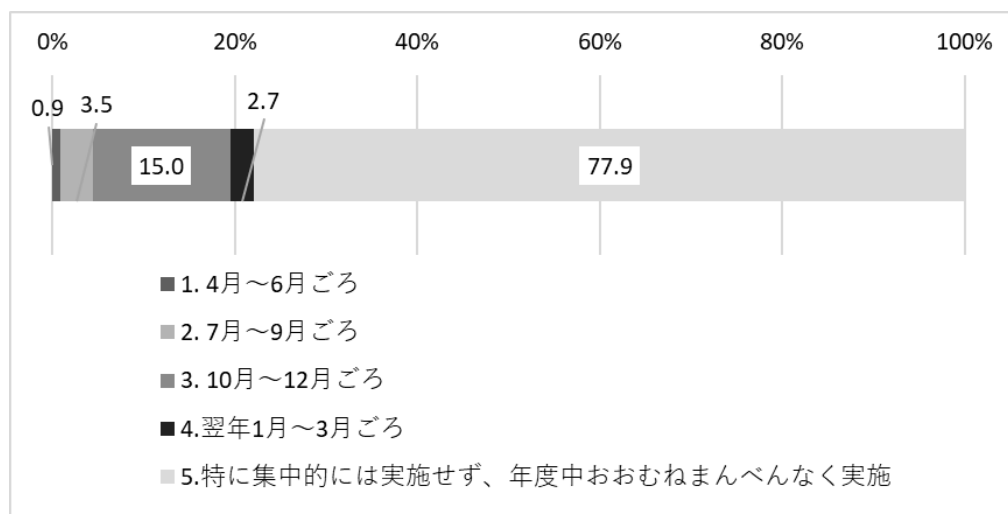
<sup>3</sup> 県（中部、西部）と合同で当該年の指導事項や内容について協議を行っているとした鳥取市に追加で詳細を伺ったところ、ここ数年の重点事項としては、非常災害対策について、訪問系サービスの従業者要件の確認について、障がい者虐待の防止、感染症等への対策、ハラスメント対策について、就労継続支援 B 型事業所の実地指導強化について、児童通所サービスの確認事項について等が設定されたという。なお、合同で実施することの利点として、市以外の解釈を知ることができる点、他の地域の障害福祉サービス事業所等の状況を知ることができるという点を挙げられていた。

## 2.6.2 実地指導の実施方法

### 2.6.2.1 実地指導のプロセスと工夫

まず、実地指導のおおよそ例年の集中的な実施時期は、「10月～12月ごろ」が15.0%、その他多くは特に集中的には実施していないと回答していた。ただし、自由記述では6～8月から翌年2月か3月にかけての実施とするものが複数みられた。

6～8月が起点となる理由として、自由記述では「法人の前年度会計処理時期」、「職員の異動」、「年度当初が繁忙期」、「年度初めに実地指導実施計画を策定」、「年度前半は集団指導を中心に実施」などが挙げられていた。

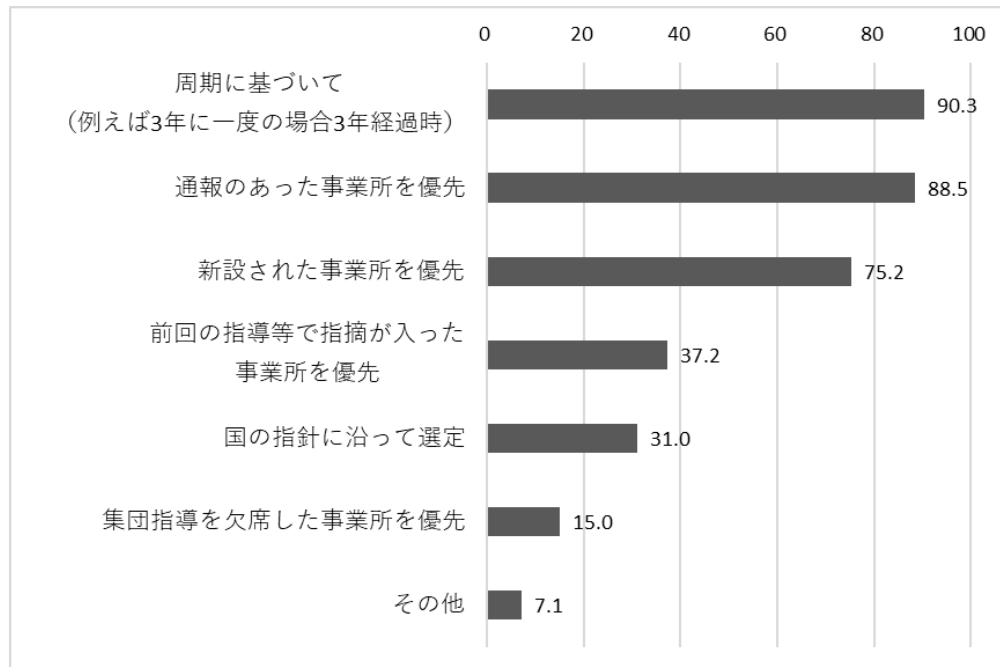


図表 14 実地指導のおおよそ例年の集中的実施時期 (N=113)

続いて、実地指導の実施プロセスやその際の工夫について、大きく、(1) 実地指導当日までの準備、(2) 実地指導当日、(3) 実地指導後の段階に分けてみていく。

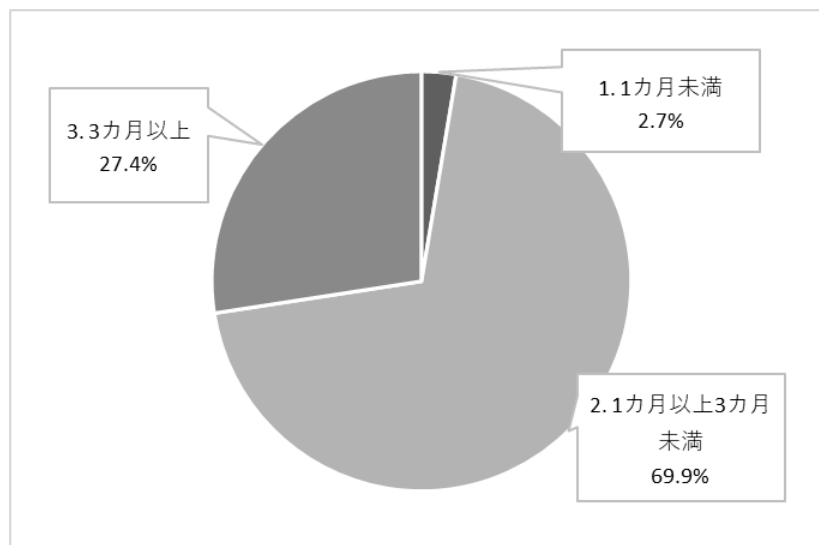
(1) 実地指導当日までの準備

実地指導対象事業所の選定方法については、「周期に基づいて」実施している自治体が 90.3%で最も多く、「通報のあった事業所を優先」、「新設された事業所を優先」も 75%以上と多くが実施していた。



図表 15 実地指導対象事業所の選定の工夫 (複数回答、N=113、(%))

指導対象事業所の選定から実地指導当日までの期間は、「1カ月以上3カ月未満」が 69.9%で最も多く、3カ月以上は 27.4%であった。

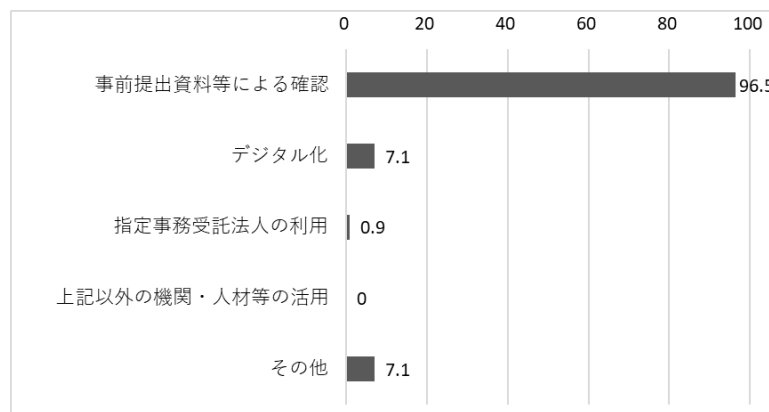


図表 16 指導対象事業所の選定から実地指導当日までの期間 (N=113)

準備における工夫としては、「事前提出資料等による確認」が 96.5%とほとんどの自治体で行われていた一方、デジタル化は 7.1%だった。

自由記述では、「指定事務担当課から指定時の資料や体制届等の資料について写しを取得し、事前に事業者から提出された事前提出資料および自己点検表と併せて確認をし、実地指導当日に集中的に確認する事項等の目星をつけておく」、「事前に請求情報を確認して事業所がいつ誰に対して加算を算定しているのか把握し、算定根拠資料の確認を実施している」、「前回実地指導の結果や事業所情報等を事前に確認の上、重点的に確認する事項を見極めている」といった事前確認に関するものがあった。

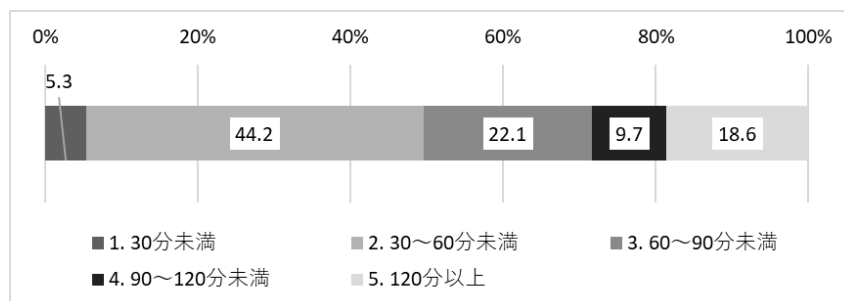
他に、デジタル化として、「電子申請システムで監査調書等の提出を求めている」、「事前提出資料をホームページで公開し、ホームページからダウンロードして作成してもらうように依頼している。また、市への提出はメールによる提出を推奨している」等もあった。



図表 17 準備における工夫（複数回答、N=113、(%)）

## (2) 実地指導当日

庁舎から最も遠い対象事業所への片道の所要時間では、30～60分が 44.2%で最も多いが、120分以上という自治体も 18.6%みられた。なお、120分以上の自治体のほとんどは都道府県であった。



図表 18 庁舎から最も遠い対象事業所への片道の所要時間 (N=113)

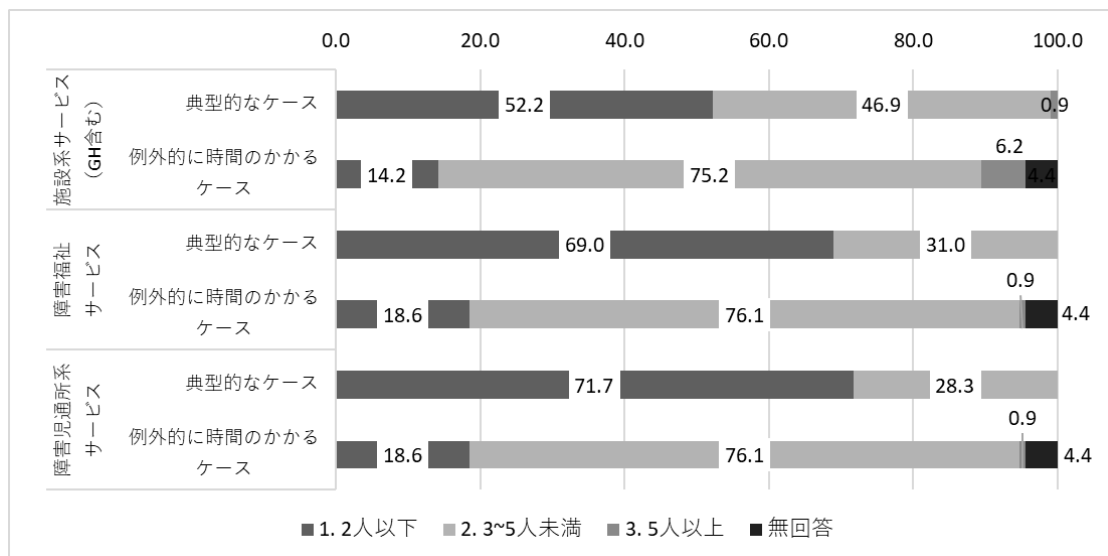
図表 19 自治体区分別 庁舎から最も遠い対象事業所への片道の所要時間 (N=113)

		9最も遠い対象事業所への片道所要時間					合計
		1. 30分未満	2. 30~60分未満	3. 60~90分未満	4. 90~120分未満	5. 120分以上	
都道府県	件	1	2	11	10	20	44
	%	2.3%	4.5%	25.0%	22.7%	45.5%	100.0%
政令市	件	0	8	7	1	0	16
	%	0.0%	50.0%	43.8%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	5	40	7	0	1	53
	%	9.4%	75.5%	13.2%	0.0%	1.9%	100.0%
全体	件	6	50	25	11	21	113
	%	5.3%	44.2%	22.1%	9.7%	18.6%	100.0%

実地指導当日にかかる1回あたりの訪問人数<sup>4</sup>は、単機能1か所の事業所への訪問の場合、「施設系サービス」<sup>5</sup>について、典型的なケースでは2人以下が52.2%、例外的に時間のかかるケースでは3~5人未満が75.2%となっていた。

「障害福祉サービス」については、典型的なケースでは2人以下が69.0%、例外的に時間のかかるケースでは3~5人未満が76.1%であった。

「障害児通所系サービス」では2人以下が71.7%、例外的に時間のかかるケースでは3~5人未満が76.1%と、それぞれにおいて最も大きな割合を占めていた。



図表 20 単機能1か所の事業所への訪問の場合の1回あたり訪問人数 (N=113)

<sup>4</sup> 記載のパターンでもさらに多様な事例があると考えられるため、最も多い場合と少ない場合の中間にあたるケースを想定して記入いただいた。

<sup>5</sup> 対応するサービスは次の通りとした。

施設系サービス (GH含む)：施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

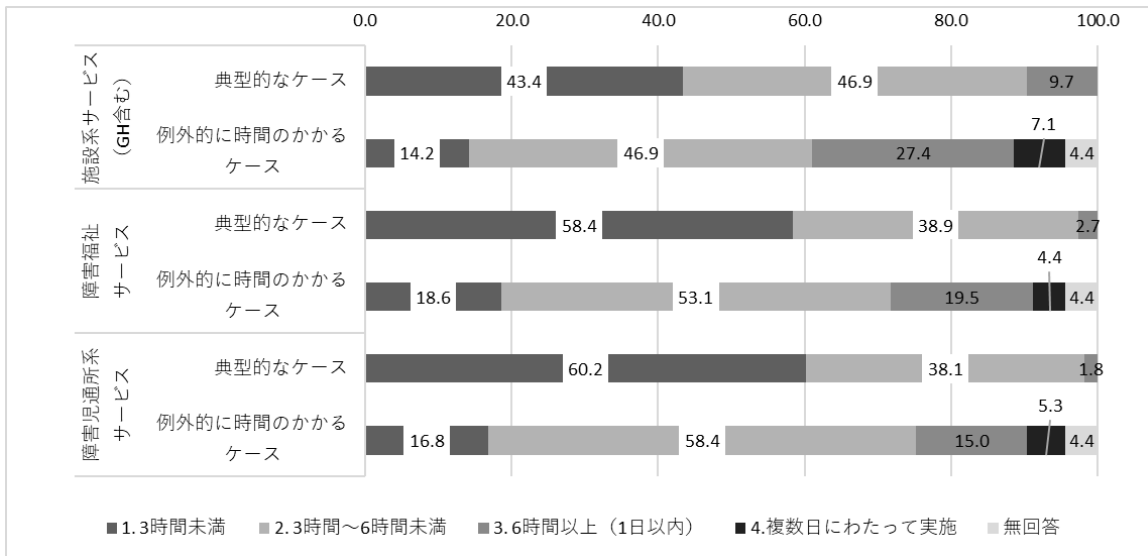
障害福祉サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、自立生活援助、自立訓練 (機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 (A型、B型)、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、自立支援医療、地域生活支援、特定相談支援

障害児通所系サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

単機能1か所の事業所を対象とした実地指導1回あたりにかかるおおよその時間は、「施設系サービス」について、典型的なケースでは3時間～6時間が46.9%、3時間未満が43.4%、例外的に時間のかかるケースでは3時間～6時間が46.9%、6時間以上1日以内が27.4%であった。

「障害福祉サービス」では、典型的なケースでは3時間未満が58.4%、例外的に時間のかかるケースでは3時間～6時間が53.1%であった。

「障害児通所系サービス」では、典型的なケースでは3時間未満が60.2%、例外的に時間のかかるケースでは3時間～6時間が58.4%となっていた。



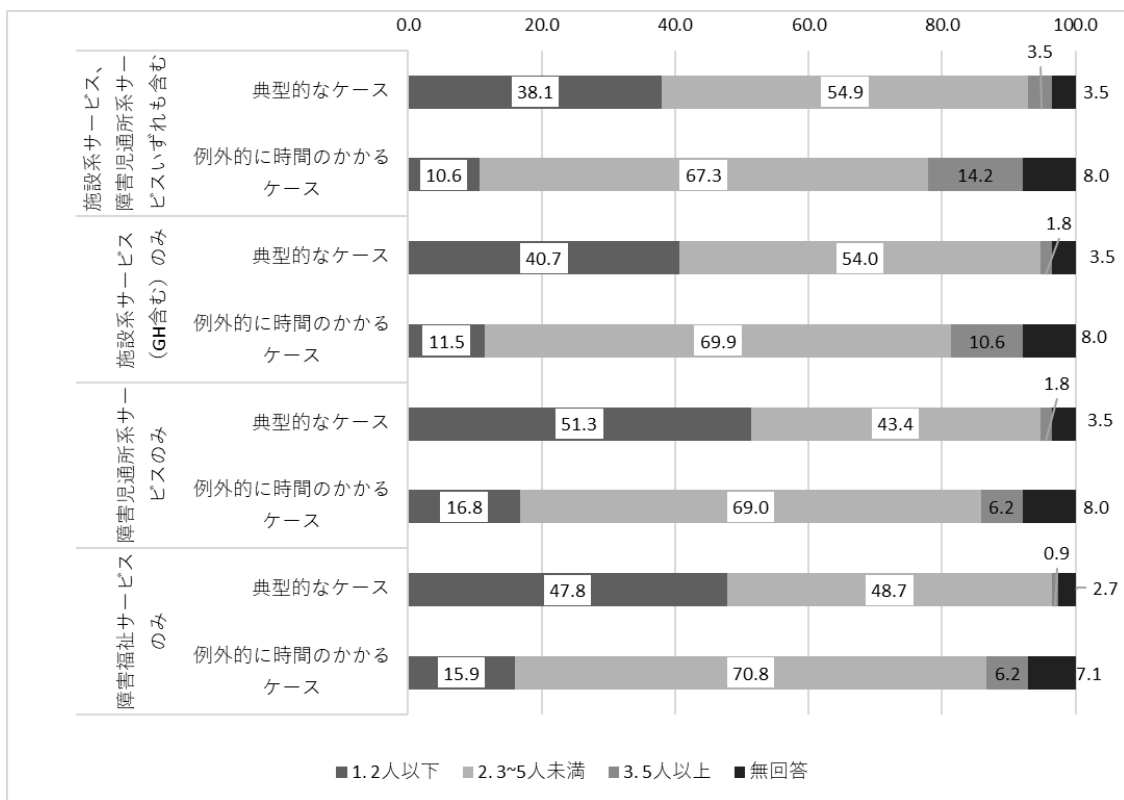
図表 21 単機能1か所の事業所への訪問の場合の1回あたりにかかる時間 (N=113)

同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合の1回あたり訪問人数は、施設系サービスと障害児通所系サービスいずれも含まれる場合、典型的なケースでは3~5人未満が54.9%、例外的に時間のかかるケースでは3~5人未満が67.3%であった。

施設系サービスのみの場合、典型的なケースでは3~5人未満が54.0%、例外的に時間のかかるケースでも3~5人未満が69.9%であった。

障害児通所系サービスのみの場合、典型的なケースでは2人以下が51.3%、例外的に時間のかかるケースでは3~5人未満が69.0%となっていた。

障害福祉サービスのみの場合、典型的なケースでは2人以下が47.8%、3~5人未満が48.7%、例外的に時間のかかるケースでは3~5人未満が70.8%となっていた。



図表 22 同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合の1回あたり訪問人数 (N=113)

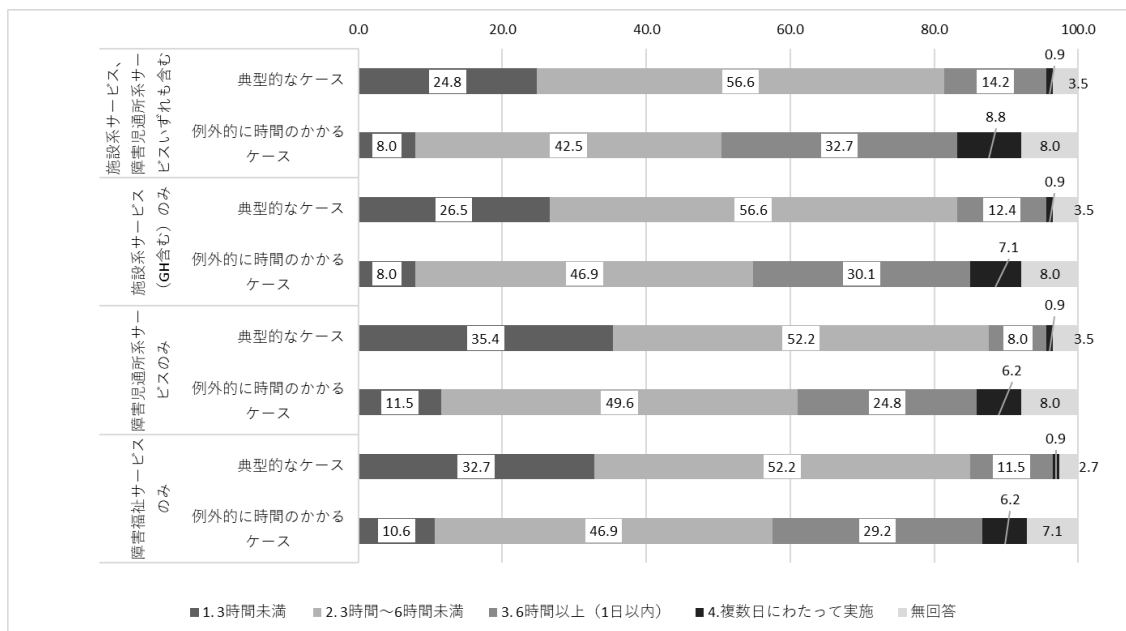


同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合の1回あたりにかかる時間は、施設系サービスと障害児通所系サービスいずれも含まれる場合、典型的なケースでは3時間～6時間未満が56.6%、例外的に時間のかかるケースでは3時間～6時間未満が42.5%であった。

施設系サービスのみの場合、典型的なケースでは3時間～6時間未満が56.6%、例外的に時間のかかるケースでも3時間～6時間未満が46.9%であった。

障害児通所系サービスのみの場合は、典型的なケースでは3時間～6時間未満が52.2%、例外的に時間のかかるケースでは3時間～6時間未満が49.6%となっていた。

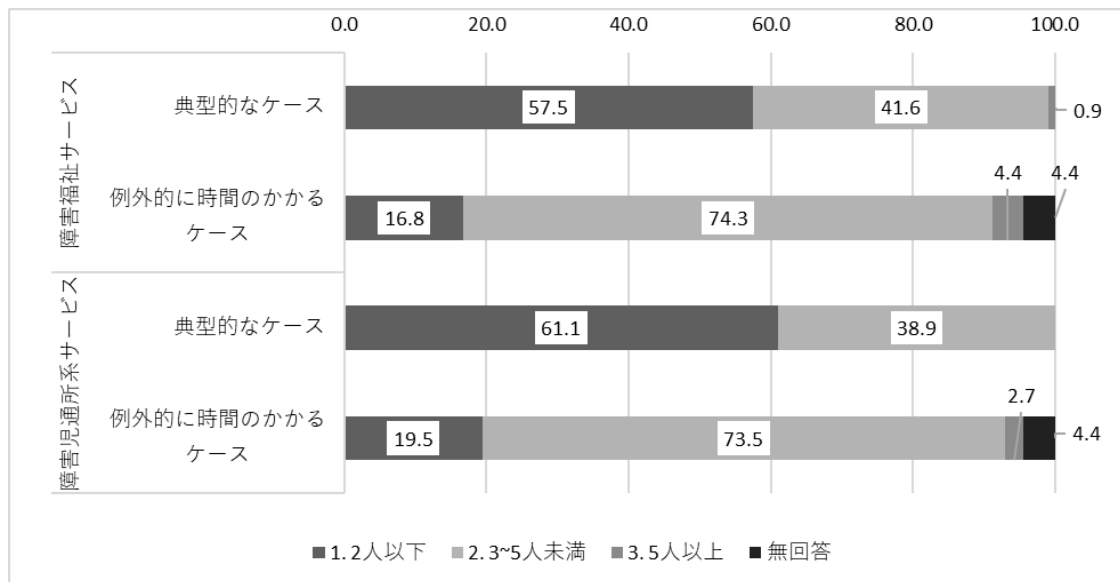
障害福祉サービスのみの場合、典型的なケースでは3時間～6時間未満が52.2%、例外的に時間のかかるケースでも3時間～6時間未満が46.9%となっていた。



図表 23 同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合の1回あたりにかかる時間 (N=113)

多機能型事業所（1カ所）への訪問の場合の1回あたり訪問人数は、障害福祉サービスの場合、典型的なケースでは2人以下が57.5%、例外的に時間のかかるケースでは3～5人未満が74.3%であった。

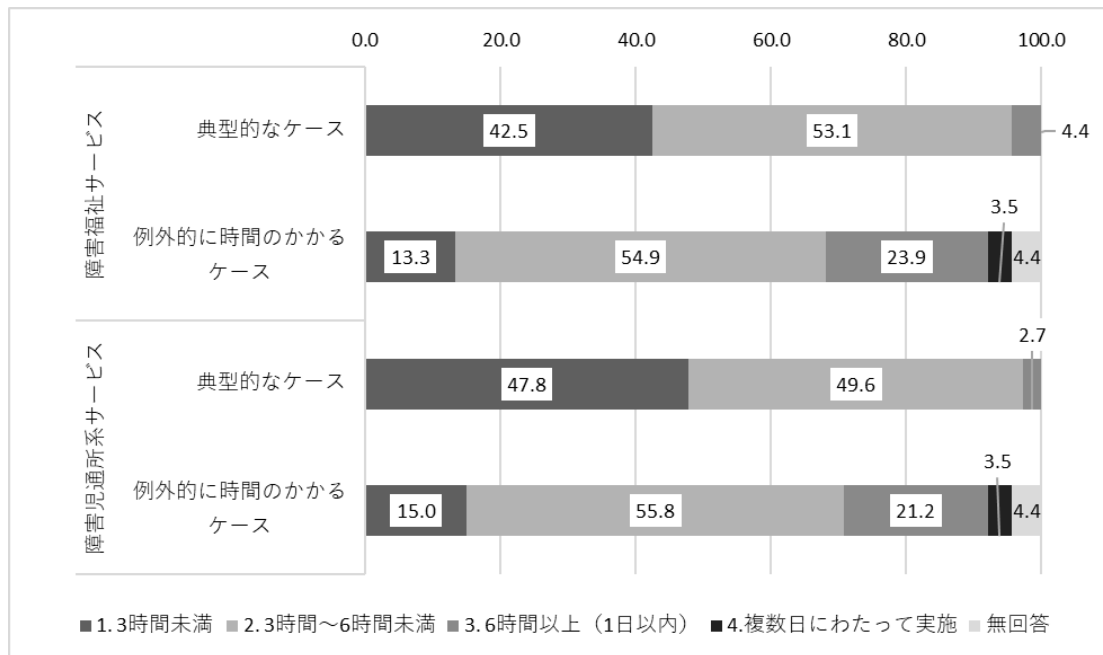
障害児通所系サービスの場合は、典型的なケースで2人以下が61.1%、例外的に時間のかかるケースでは3～5人未満が73.5%であった。



図表 24 多機能型事業所に訪問する場合の1回あたり訪問人数 (N=113)

多機能型事業所（1カ所）への訪問の場合の1回あたりにかかる時間は、障害福祉サービスの場合、典型的なケースでは3時間～6時間未満が53.1%、例外的に時間のかかるケースでは3時間～6時間未満が54.9%であった。

障害児通所系サービスの場合は、典型的なケースで3時間未満が47.8%、3時間～6時間未満が49.6%、例外的に時間のかかるケースでは3時間～6時間未満が55.8%であった。



図表 25 多機能型事業所に訪問する場合の1回あたりにかかる時間（N=113）

実地指導当日の人数や時間に関する補足事項では、「原則、3人体制で実施。ただし、事業所数（サービス数）が複数である場合や職員の知識向上のために必要な場合等は、4人又は5人体制で実施」、「実地指導は原則2名で実施することとしている。ただし、入所系（GHを除く）や、以前通報等があった事業所や問題があると思われる事業所などは3名で訪問する事例もある。また、年度当初等で担当替えがあった場合なども事業所に確認したうえで、3名以上で訪問する場合もある」、「複数箇所への同時訪問の場合は、課内・部内で応援職員を調整する」のように、場合によっては人数を増員するといった回答があった。

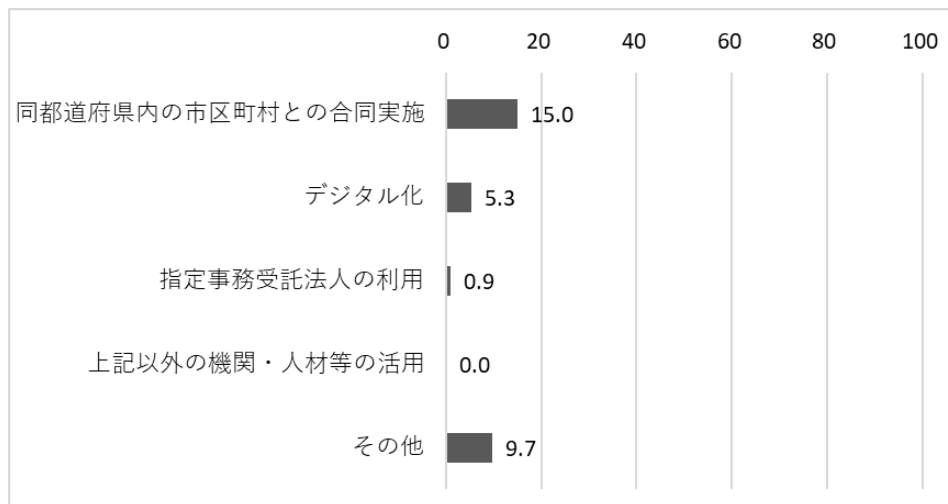
他にも、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設内の巡回は現在割愛している」、「新型コロナ感染防止の観点から、実地指導の時間を原則として2時間以内としている」といった、コロナ禍における対応についての回答もみられた。

続いて、実地指導当日における効率化、質の向上のための工夫では、同都道府県内の市区町村との合同実施が 15.0%、デジタル化が 5.3%であった。

自由記述では、デジタル化に関して、「WEB 実施、共有画面の活用等」、「iPad により、写真撮影やウェブ検索を現地で行う」、「モバイルパソコンの導入により、「チェックリスト」の電子化や現地で容易に事業者情報や指導項目を確認することができる」などがあった。

また、利用する資料や確認プロセスの工夫として、「集団指導において指定基準の内容を遵守できているかの確認等を事業所ごとに自己点検し、回答させているため、当該回答の内容等を活用している。提出書類は事前に提出期限を設け、事前に確認した上で事業所へ赴き、提出書類の中で確認が必要な点や設備について確認し、極力事業所での確認作業等を簡略化している」、「基準や Q&A 等の内容をまとめたチェックリストを用いて確認を行う。実地指導の目的や個別支援計画の作成の流れなど、図で分かりやすく作成した資料を準備し、事業所の理解度に問題があれば配付している」といった回答もみられた。

さらに、「指導職員ごとに標準確認項目における担当確認項目を割り振り、当該担当項目について集中的に確認を行う」といった、確認体制に関するものもみられた。

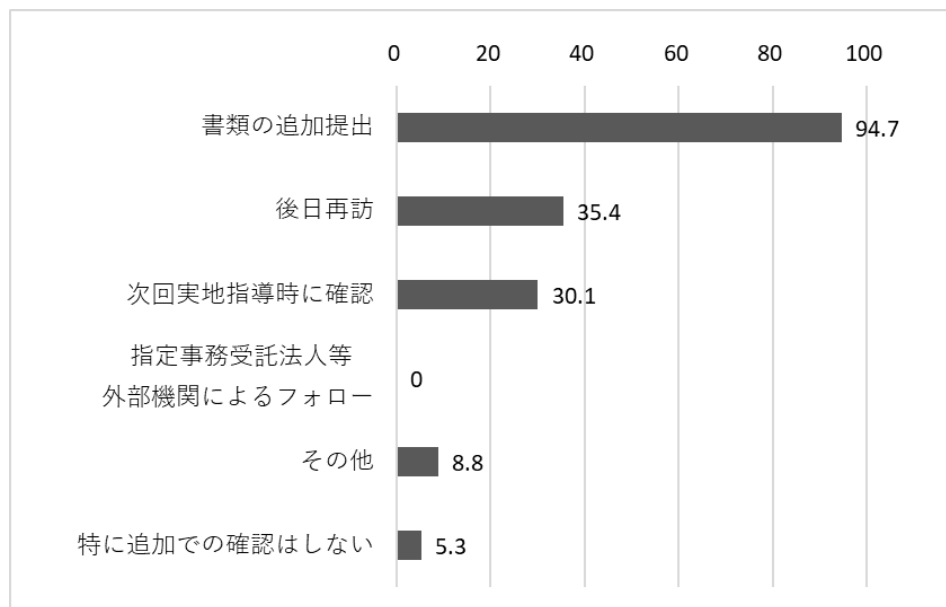


図表 26 当日における工夫（複数回答、N=113、(%)）

### (3) 実地指導後

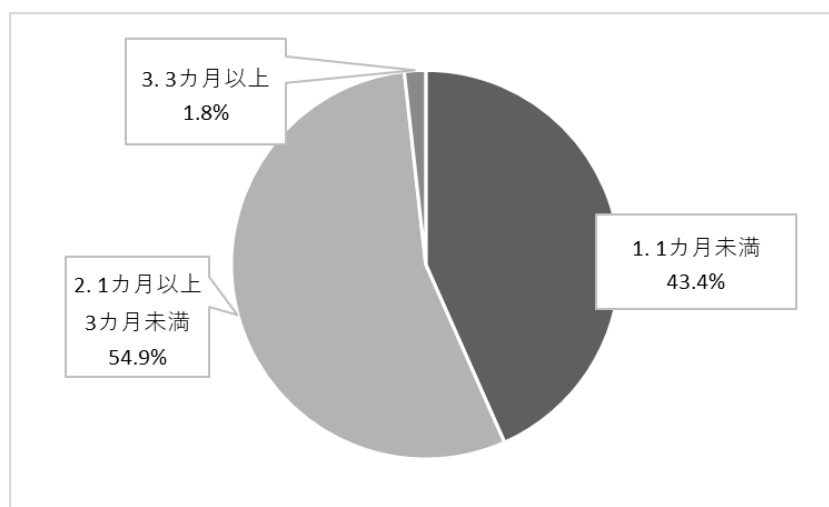
実地指導後、実地指導当日に確認できなかった項目がある場合の対応としては、書類の追加提出が 94.7%で最も多く、後日再訪（35.4%）、次回実地指導時に確認（30.1%）が続く。特に追加での確認をしない自治体は全体の 5.3%であった。

「その他」での自由記述では、電話やメールでの確認といった回答がみられた。



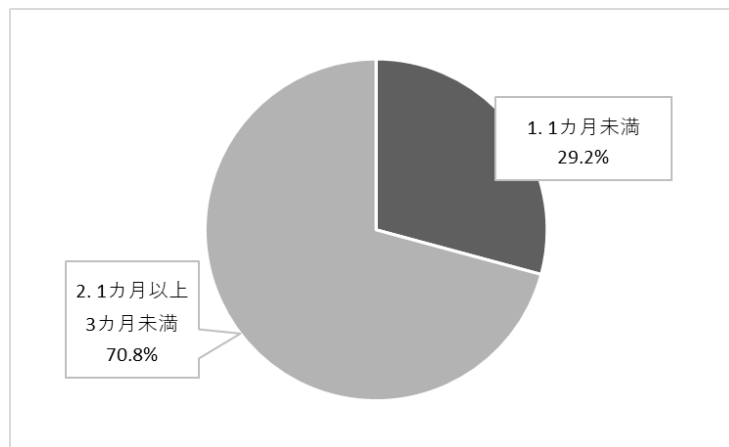
図表 27 実地指導当日に確認できなかった項目がある場合の対応  
(複数回答、N=113、(%))

実地指導日から結果通知発送までの期日は、1 カ月未満が 43.4%、1 カ月以上 3 カ月未満が 54.9%と回答が分かれている。



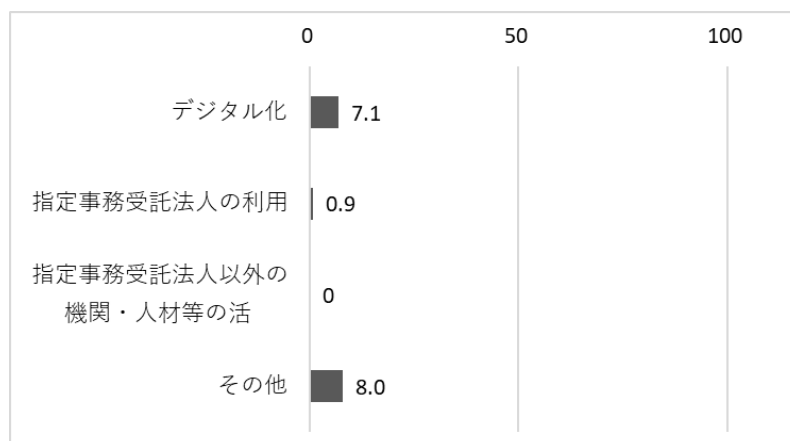
図表 28 実地指導日から結果通知発送までの期日 (N=113)

また、結果通知発送から改善報告までの期日は、1 カ月未満が 29.2%、1 カ月以上 3 カ月未満が 70.8%であった。



図表 29 実地指導日から改善報告までの期日 (N=113)

続いて、実地指導後における効率化、質の向上のための工夫では、デジタル化が 7.1%であった。



図表 30 実地指導後における工夫 (複数回答、N=113、(%))

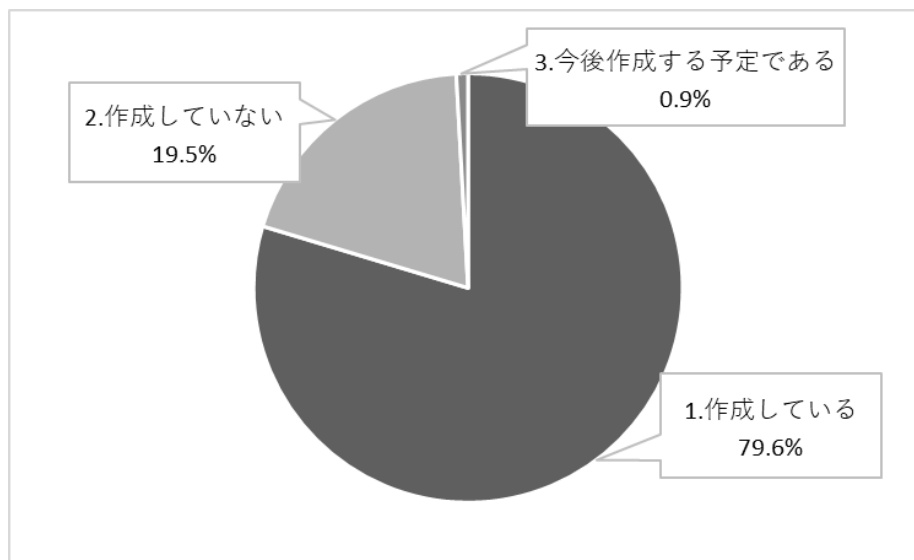
自由記述では、デジタル化に関して、「実地指導後の復命における実地指導結果通知等の事務処理について、既記入箇所から自動で転記するなど、Excel 機能を有効に活用し、事務処理の軽減に努めている」、「モバイルパソコンで作成した「チェックリスト」は、その後作成する「指導メモ」および「改善状況報告書等の決裁文書」の原案を自動作成できるようにしている」、「県電子申請システムで、結果通知を通知するとともに、改善報告書についても、そのシステムで提出してもらう」、「指導内容をデータベース化して管理」、「改善報告を電子データにて受領」などがあつた。

また、質の向上に関わるものとして、「実地指導結果を指導担当事業課に共有している」、「実地指導結果をホームページで公表」、「指摘項目が多かった事業所に対して、

改善指示事項を郵送する際に、参考になりそうな資料を郵送する場合がある」、「実地指導で指摘の多かった事例は、集団指導で障害福祉サービス事業者等に周知している」、「結果通知における複雑な事例等については、適宜、後日の補足説明であったり、改善状況の確認等を行っている」、「一つの障害福祉サービス事業者が効率のよい取り組みを行っている場合など、他の障害福祉サービス事業者へ情報提供をしている」などがあった。

### 2.6.2.2 自己点検表の利活用

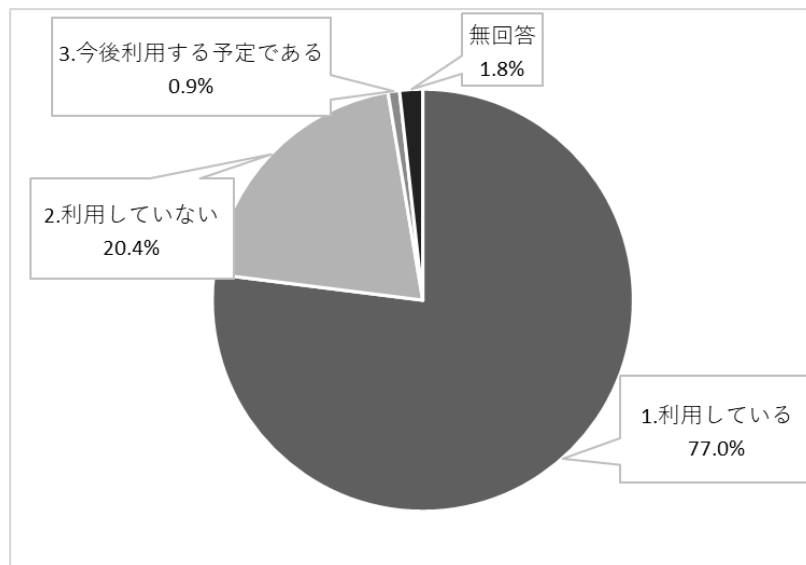
自己点検表<sup>6</sup>について、「作成している」と回答した自治体は全体の 79.6%、「作成していない」自治体は 19.5%であった。



図表 31 自己点検表の作成 (N=113)

<sup>6</sup> 各種基準省令を遵守しているかを事業所が自身で確認できるようにする文書で、実際の名称は問わないものとした。

実地指導における自己点検表の利用状況について、「利用している」と回答した自治体は全体の 77.0%であった。



図表 32 実地指導における自己点検表の利用 (N=113)

自己点検表の実地指導以外での利活用についての自由記述では、「集団指導や市のHPに情報を掲載し、各事業所の基準省令の確認等で活用してもらっている」のように自主的な確認を促すというもののほか、「集団指導の通知の際に、自主点検を行うよう依頼している」のように集団指導時に実施を依頼するというものがあった。

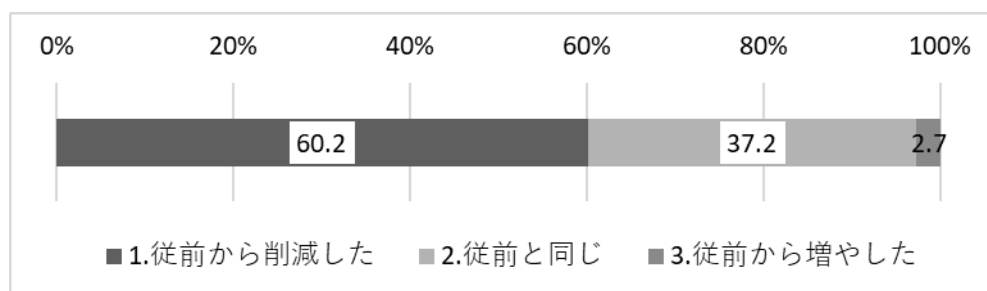
また、「施設調査書については、サービスの質の維持のために実地指導の実施にかかわらず毎年提出を依頼している」、「サービスの質の維持のため、3年に1度、実地指導の実施に関わらず提出を依頼している」のように、実地指導の対象の有無であるかにかかわらず定期的に提出を求めているというところもあった。



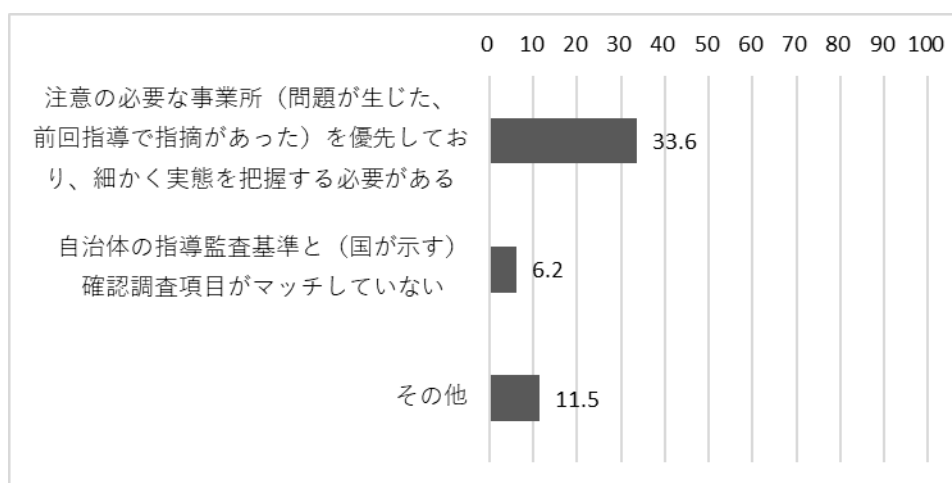
### 2.6.2.3 実地指導の効率化・標準化に係る令和2年7月通知事項の実施状況

実地指導における効率化・標準化の工夫として、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号）および「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）の一部改正について（令和2年7月17日障発0717第2号、第3号）において通知された事項の令和4年度の実施状況をみていく。

まず、確認項目の削減については、60.2%が「従前から削減した」と回答していた。一方、削減が難しい場合の理由として、「注意の必要な事業所（問題が生じた、前回指導で指摘があった）を優先しており、細かく実態を把握する必要がある」が33.6%あった。自由記述では、「まだ厳密には取捨選択の精査ができていない」といったもののほか、「条例や算定基準で定められている項目は、確認する必要がある」「前回の実地指導で問題のなかった事項についても、今回の実地指導で問題が生じている可能性があるため」などがみられた。



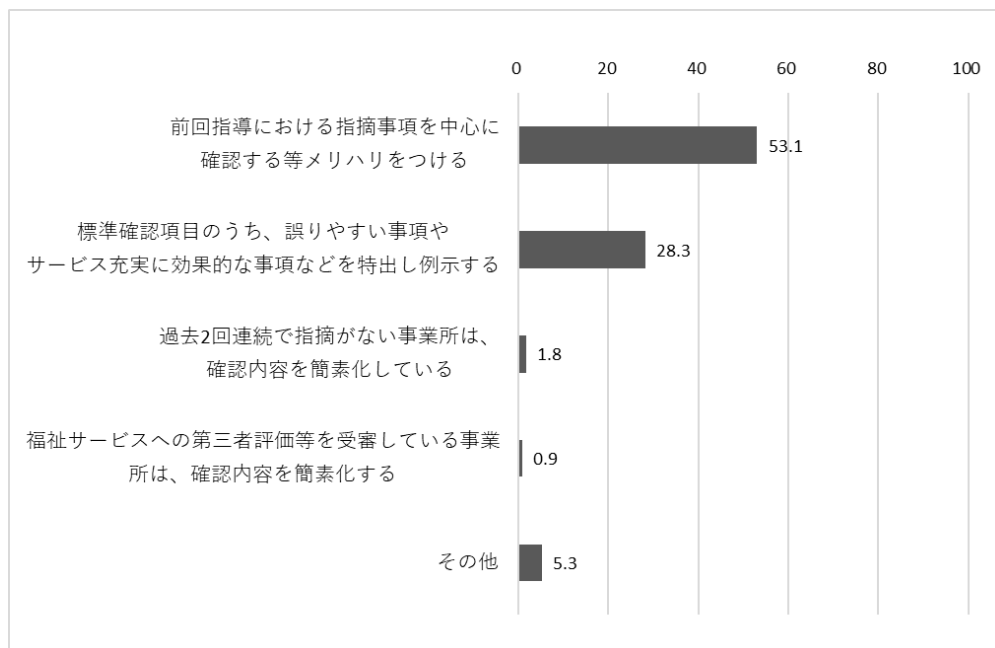
図表 33 項目の削減状況 (N=113)



図表 34 削減が難しい理由（複数回答、N=113、(%)）

確認項目の削減等に係るその他工夫としては、「前回指導における指摘事項を中心に確認する等メリハリをつける」が53.1%であった。

自由記述では、「年度ごとに重点確認事項を設定している」、「集団指導において指定基準の内容を遵守できているかの確認等を事業所ごとに自己点検し、回答させているため、当該回答の内容等を活用している」、「事前提出資料により確認できる事項については当日の確認を省略している」等があった<sup>7</sup>。

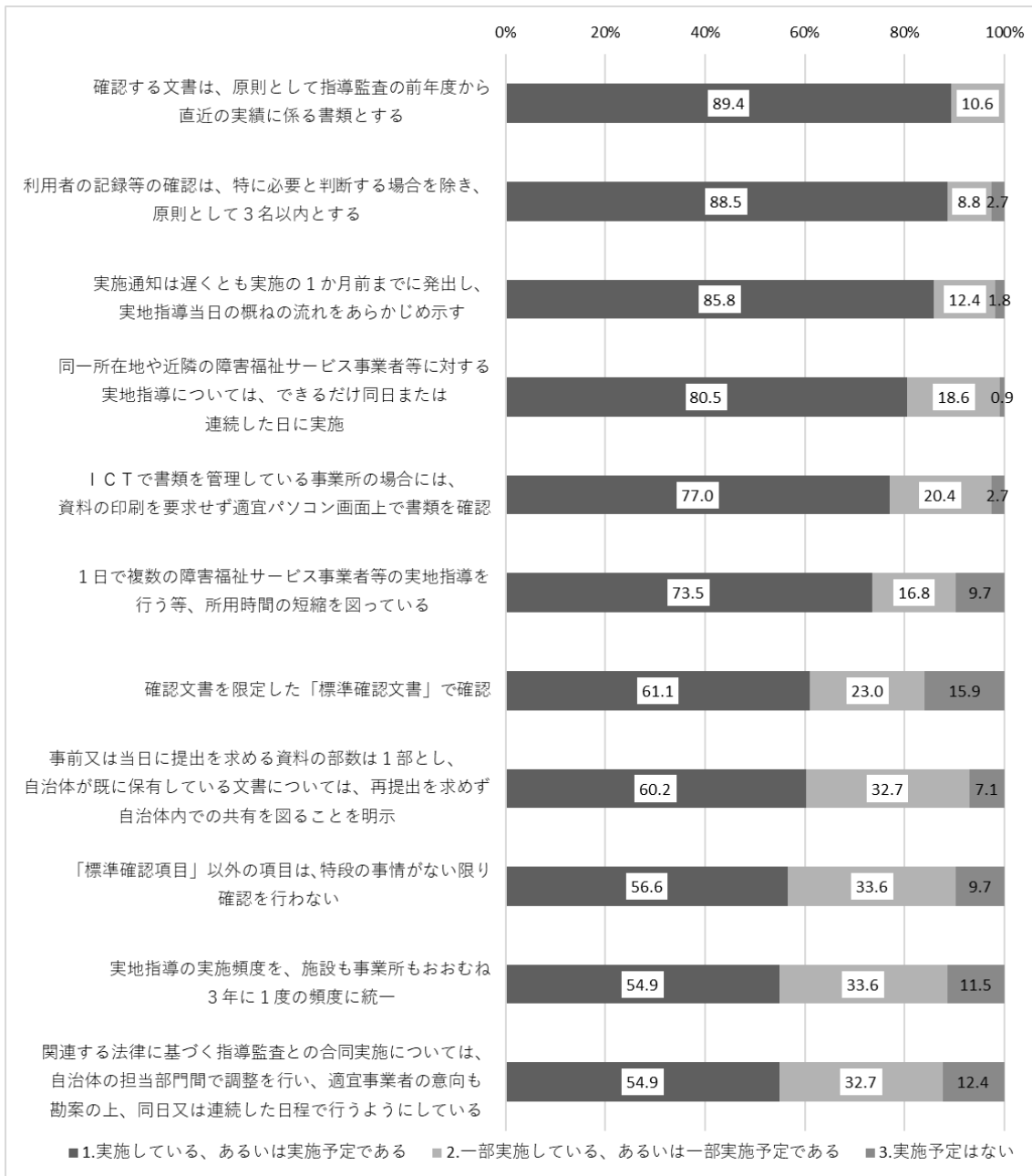


図表 35 確認項目の削減等に係るその他工夫（複数回答、N=113、(%)）

その他通知事項 11 項目について、実施率が 80%以上だったのは、「確認する文書は、原則として指導監査の前年度から直近の実績に係る書類とする」、「利用者の記録等の確認は、特に必要と判断する場合を除き、原則として 3 名以内とする」、「実施通知は遅くとも実施の 1 か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す」「同一所在地近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、できるだけ同日または連続した日に実施」であった。

一方、実施率が 60%未満だったのは、「「標準確認項目」以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わない」、「実地指導の実施頻度を、施設も事業所もおおむね 3 年に 1 度の頻度に統一」、「関連する法律に基づく指導監査との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程で行うようにしている」であった。

<sup>7</sup> 省略にあたり依拠しているものについて大阪府に書面にて尋ねたところ、「障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指導監査編」における、国指導指針の標準確認項目とそれ以外の区分」という回答があった。



図表 36 通知事項の実施状況 (N=113)

「実地指導の効率化や項目削減のための工夫のうち、効果がなかった、あるいはかえって問題が生じたこと」について自由記述で尋ねた結果、「届出時における提出書類の簡素化を図ることにより、実地指導において確認を要する内容が増え時間を要することとなっている」、「効率化のために書面審査を開始したが、書類の不備の指摘や追加資料の依頼等の電話対応が多く、現地での実地指導よりも手間がかかっている」といった回答があった。

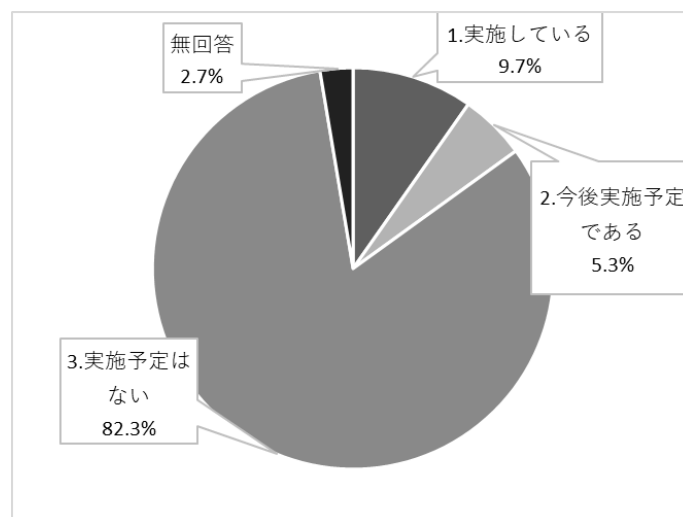
### 2.6.3 集団指導のデジタル化にかかる工夫の状況

各自治体による集団指導の効率化の方法の一つとしてのデジタル化について、下記<sup>8</sup>の実施状況等と、それぞれにおける工夫や課題についてみていく。

- ・オンラインミーティング方式  
：日を定めて参加者を募り、Zoom 等を用いてオンライン上で講師が直接指導
- ・オンデマンド方式  
：講師による解説等を録画した映像をアップし、事業所に通知し各自視聴
- ・HP 参照方式  
：自治体 HP 等の、資料をアップロードしたページを事業者に通知し各自閲覧

#### 2.6.3.1 オンラインミーティング方式

まず、集団指導をオンラインミーティング方式で行っている自治体は全体の 9.7%で、82.3%は今後も実施予定はないと回答していた。

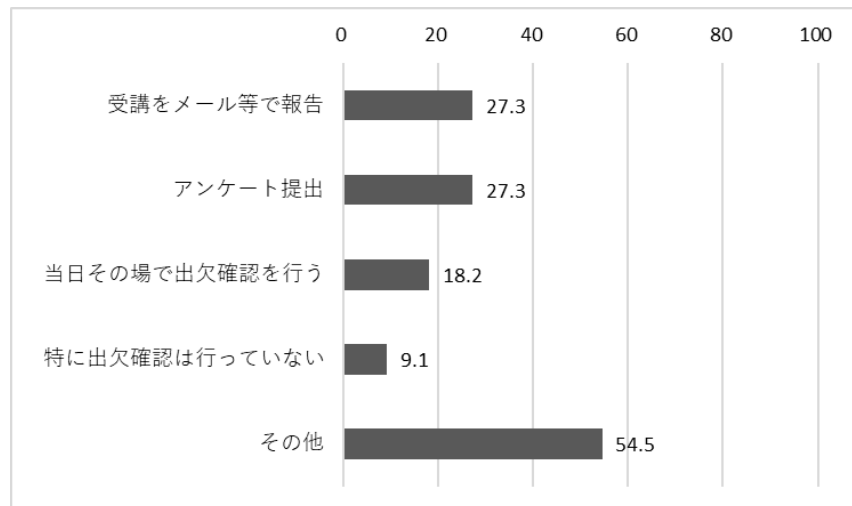


図表 37 集団指導：オンラインミーティング方式実施状況（N=113）

<sup>8</sup> 調査票には E-learning 方式（教材配信・履歴管理するためのシステム（LMS）を用意し、事業者へ通知、受講させる）についての項目も設けていたが、全自治体で「実施予定なし」あるいは無回答であったため、結果を省略する。

集団指導をオンラインミーティング方式で行っている自治体での出欠確認方法は「受講をメール等で報告」、「アンケート提出」がそれぞれ 27.3%だった。

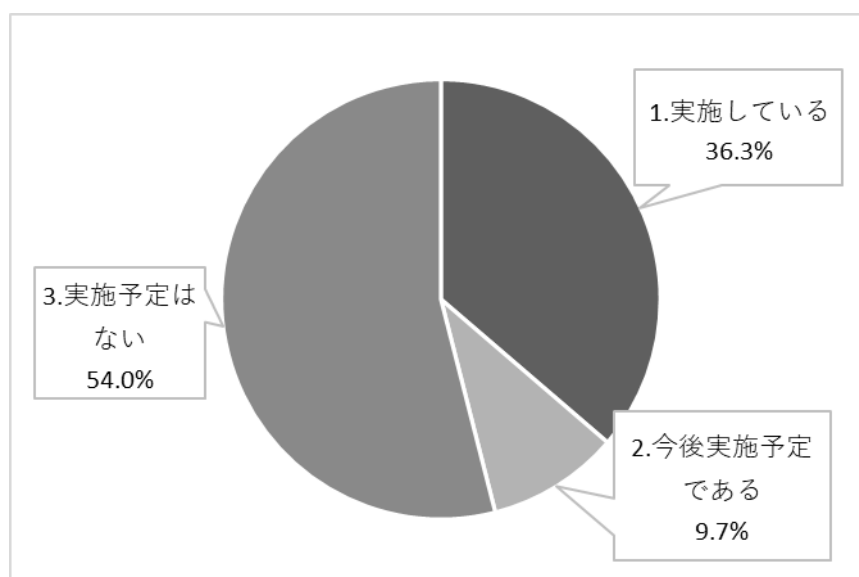
「その他」の自由記述では、「Zoom のログにより確認」、「事業者が Zoom に入室する際に、事業所名や事業所番号等を登録してもらい、後日 Zoom のレポート機能を使って出席事業所の確認を行う」、「オンラインミーティング（MicroSoft Forms 利用）において、事後に参加者名および受講時間等をエクセルファイル形式で出力し、確認した」といった回答があった。



図表 38 オンラインミーティング方式 出欠確認方法（複数回答、N=11、(%)）

### 2.6.3.2 オンデマンド方式

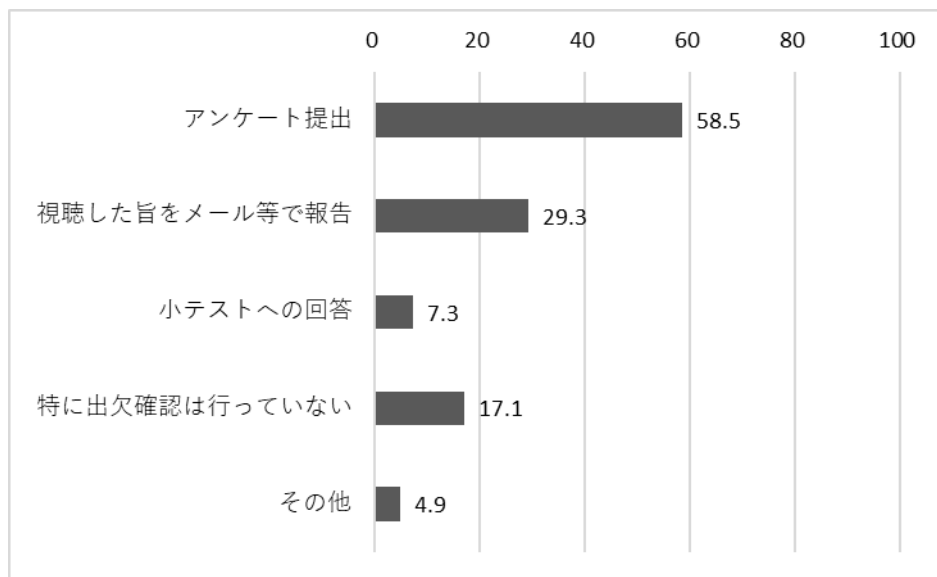
集団指導をオンデマンド方式で行っている自治体は全体の 36.3%で、回答自治体の半数弱が実施、あるいは実施予定としていた。



図表 39 集団指導：オンデマンド方式実施状況（N=113）

集団指導をオンデマンド方式で行っている自治体について、出欠確認方法は「アンケート提出」が 58.5%で最も多く、続いて、「視聴した旨をメール等で報告」が 29.3%だった。

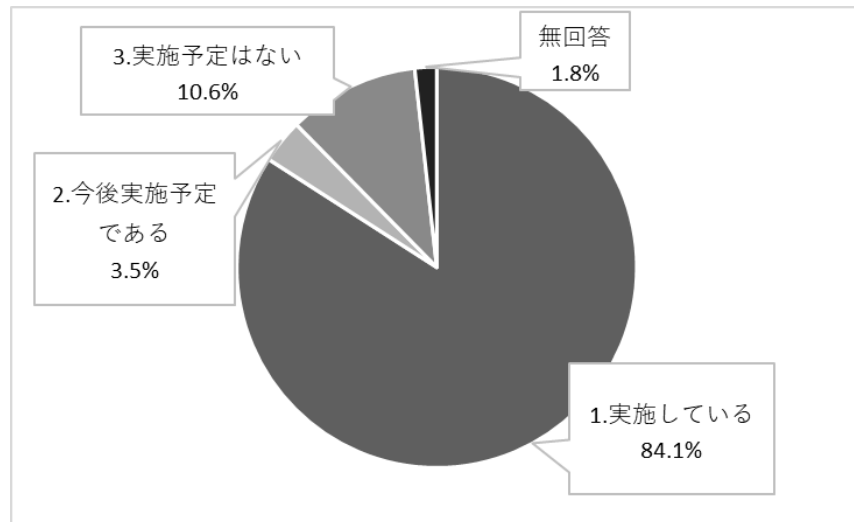
「その他」の自由記述では、「市のオンライン申込みシステムを利用した受講報告を行わせている。その中で質問や意見があれば記載してもらうほか、「集団指導内容を踏まえた不適切事項の自己点検結果」の報告項目を設け、事業所の適正運営に繋がっている」、「質問事項等がある場合は、別途受け付ける」があった。



図表 40 オンデマンド方式 出欠確認方法（複数回答、N=41、(%)）

### 2.6.3.3 HP 参照方式

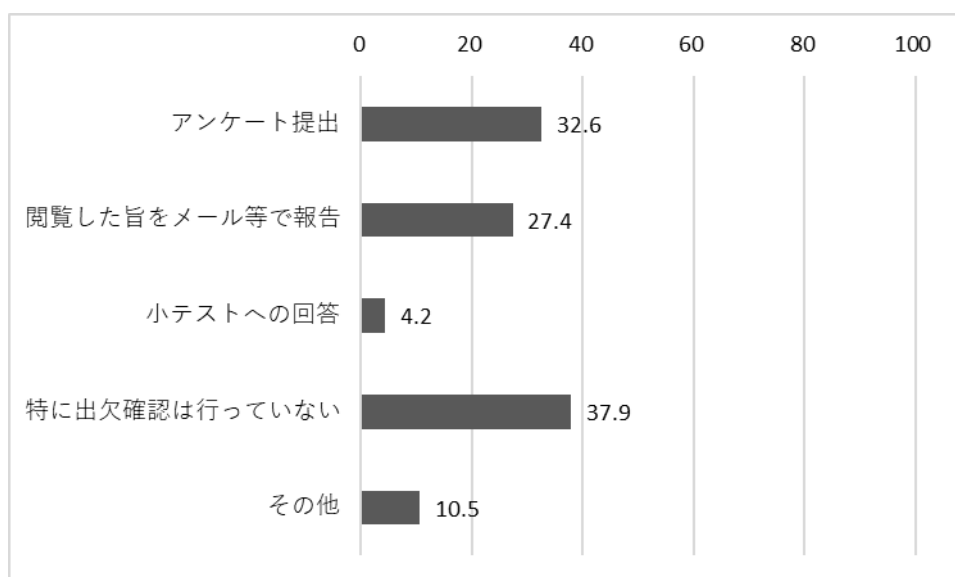
集団指導を HP 参照方式で行っている自治体は全体の 84.1%で、多くの自治体で実施あるいは実施予定としていた。



図表 41 集団指導：HP 参照方式実施状況 (N=113)

集団指導を HP 参照方式で行っている自治体について、出欠確認方法は「特に出欠確認は行っていない」が 37.9%で最も多いが、確認を行っている場合は「アンケート提出」が 32.6%、「閲覧した旨をメール等で報告」が 27.4%であった。

「その他」の自由記述では、「報告書（チェックリスト）を提出」、「事業者に自己点検の上、書類の提出をさせている」、「電子申請システムを活用し、各事業所からの出欠確認およびアンケートを実施している」などがあつた。



図表 42 HP 参照方式 出欠確認方法（複数回答、N=95、(%)）

#### 2.6.3.4 集団指導のデジタル化における工夫

集団指導のデジタル化における工夫への自由記述回答では、事業所へのサポートとして、「事前に接続方法のマニュアルを周知するとともに、接続テストを行う日を設定した」といった回答があった。

また、動画作成での工夫として、「サービス種類別に動画を作成し、事業所において該当する動画のみを視聴できるようにした」、「支援の合間に視聴できるよう、テーマごとに動画を分けて配信した。理解を深めるべく、受講期間後も動画は掲載し続け、繰り返し視聴できるようにしている。研修動画について、事業所ごとにデジタルリテラシーに差があることから、幅広い世代に利用されており操作方法に馴染みのあるYouTubeに掲載した」といった回答もみられた。

加えて、出欠管理や課題の提出方法の工夫として、「事業者の出欠管理、課題の提出等については、本市において構築している電子申請システムを導入しており、一定デジタル化によるペーパーレス、事業者の負担軽減を行っている」、「アンケートの際に、制度改正事項についての事業所における取り組み事例の報告をもらい、状況を確認している」というものもあった。

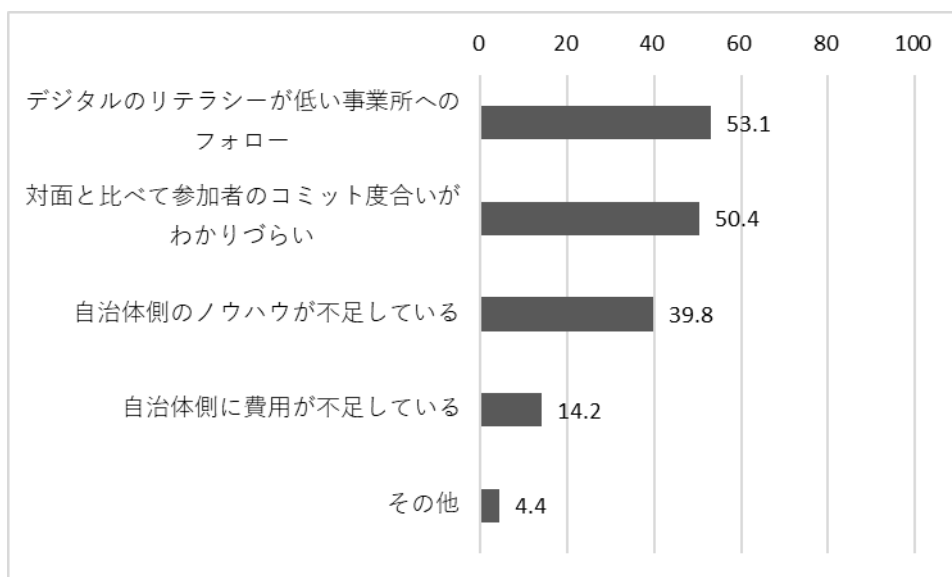


### 2.6.3.5 集団指導のデジタル化における課題

集団指導のデジタル化における課題では、「デジタルのリテラシーが低い事業所へのフォロー」、「対面と比べて参加者のコミット度合いが分かりづらい」が50%以上で、費用不足は14.2%にとどまっていた。

「その他」の自由記述回答では、「オンデマンド配信やHP参照方式とした場合、事業所からのアンケート等の回答がないと受講確認ができないため、実際に受講した事業所数の把握が難しい」、「受講率の低さ」といった回答があった。また、「集団指導の効果のためには、集合形式による実施が望ましいと考える事業所が一定割合いる」「集団指導で説明した内容について理解と周知が進んでおらず、実地指導で個別に対応する事例が多い」というように、ニーズの面および効果の面での課題に関するものもあった。

一方、「事業所からのアンケートでは、一か所に集まって受けるより、録画したものを見るほうが繰り返し確認できたり、事業所すべての職員が自由な時間で録画を見られるのでわかりやすいと回答をもらっている。また質問があればアンケートで回答頂いている」というように、効果的に活用できているとするものもあった。



図表 43 集団指導のデジタル化に係る課題（複数回答、N=113、(%)）

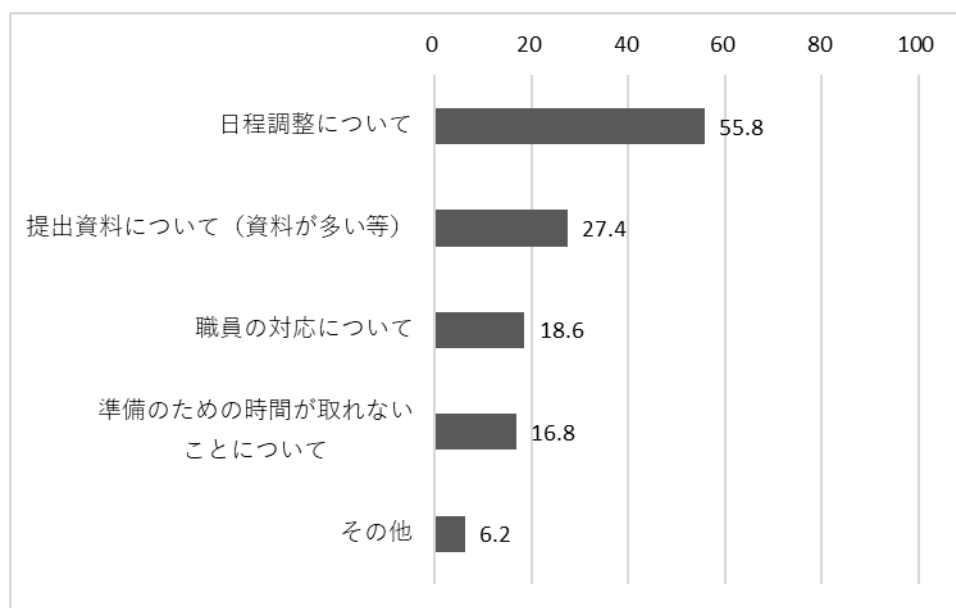
## 2.6.4 事業所とのコミュニケーション

### 2.6.4.1 事業所からの意見

過去3年間に実地指導等に関して事業者から意見があったかどうかを尋ねた項目では、「日程調整について」が55.8%と最も多く、提出資料に関する意見も27.4%の自治体で受けたことがあったとしていた。

「その他」の具体的な内容についての自由記述では、「制度（特に報酬関係）が複雑で理解が困難」、「報酬改定があった年度は、新規加算等に対する質問が多い」のように制度に関する質問等に係ることや、「(集団指導) オンデマンド方式の場合、都合のよい時間に視聴でき、事業所内で情報共有が行いやすい等の意見があった」、「頻繁に来てほしい・細かく確認してほしい」、「良くも悪くも機会が少ない」というような実地指導等の評価に係ることなどがあった。

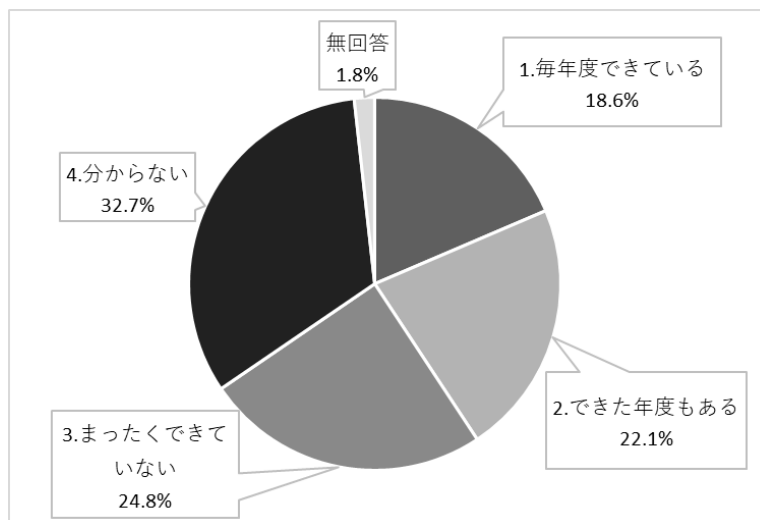
また、「意見として受けたことはないが、チェック項目の都合上各担当者が重複して同じ書類の確認をしたり、当課の事前準備時の漏れにより、届け出済みの変更届の内容を指摘するなどの事務処理ミスにより事業所に対して負担が増加するケースがある」といった回答もみられた。



図表 44 実地指導等に関する事業者からの意見（複数回答、N=113、(%)）

#### 2.6.4.2 実地指導等の効果の実感

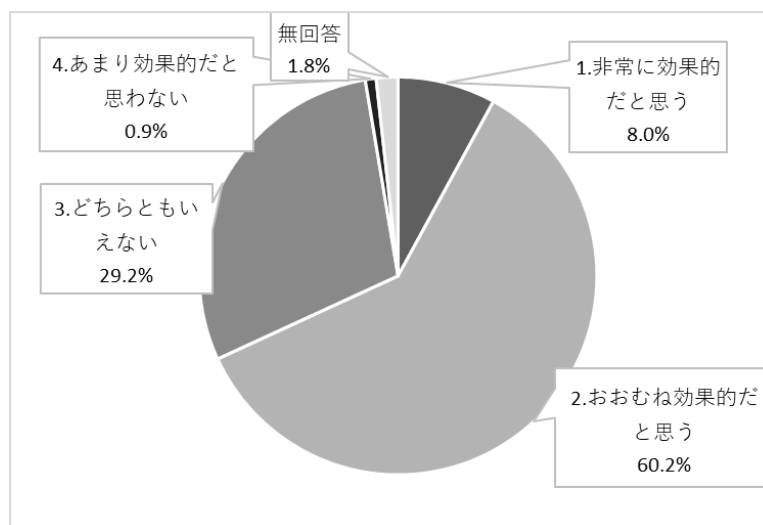
集団指導の欠席事業所へのフォローでは、「1. 毎年度できている」が 18.6%で、「2. できた年度もある」と合わせて 40.7%であった。



図表 45 集団指導への欠席事業所へのフォロー (N=113)

集団指導の効果の実感に関しては、「2. おおむね効果的だと思う」が 60.2%と回答していた。

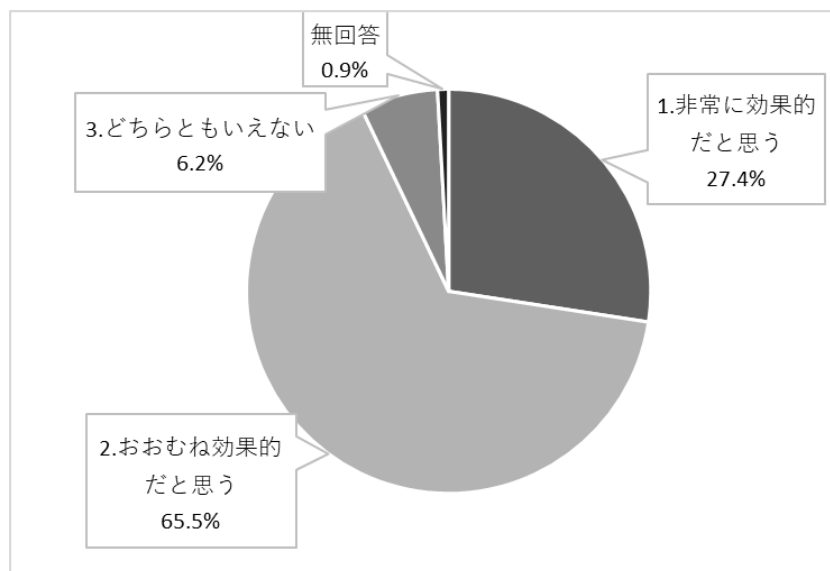
一方、効果的であると回答しなかった理由に関する自由記述では、「集団指導の資料を確認したことによる効果を明確に算出することが困難であるため。ただし、一定の事業者からは資料に対する質問等も出ている。」「受講内容が受講担当者から他の職員に周知されていないなど、受講内容が活かされていない事例が多いため。(事業所の意欲が低い印象がある。）」、「コロナ禍により HP 参照方式としているため。」といったものがあつた。



図表 46 集団指導の効果の実感 (N=113)

実地指導の効果の実感に関しては、「2. おおむね効果的だと思う」が 65.5%であり、多くの自治体で効果があると考えられている。

一方、効果的であると回答しなかった理由に関する自由記述では、「実地指導を実施するにあたって事業者に対し事前に通知することによって、関係書類の不備を是正する時間を確保できる状況を与えてしまうため、実際に基準等に基づき事業運営を行っているか不明確である」、「運営基準、給付費の算定等の規定内容が複雑かつ解釈に幅があると考えられる箇所が多く、事業者と行政の見解が相違することが多々ある。加えて、定期的な制度改正への対応も双方にとって相当な負担であり、前回の制度改正内容が定着する前に次の改正が行われることもしばしば見られる。以上により、確実に根拠立てて説明できる箇所が指導等の対象の中心となることが多く、表面的・限定的な指導になりやすい傾向にあると思われるため」といったものがあつた。



図表 47 実地指導の効果の実感 (N=113)

#### 2.6.4.3 事業者への支援の工夫

その他、事業者への支援の工夫（自由記述回答）では、「制度改正点については、改正点をまとめた資料やチェックシートの配布の他、ウェビナー形式での研修を行い、周知を図った」のように制度の改正時のサポートに関するものなどがあつた。また、「事業者から自発的に実地指導を希望する制度を導入し、申込みのあつた事業者に対して実地指導を実施し、事業者を支援している」<sup>9</sup>という自治体もあつた。

<sup>9</sup> 三重県の「令和4年度事業所運営サポート型運営・実地指導（申込制）」（[https://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/8893800001\\_00006.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/8893800001_00006.htm)）。書面にて詳細を伺ったところ、3年に1回の割合での実地指導が行えていないことへの改善策の一つとして令和3年度から実施、令和3年には10法人12事業所の実績があつたと回答を得た。

## 2.6.5 （参考）実地指導の実施率

実施率の向上に向けて、今後、様々な工夫と実施率との関連をみていくことが必要と考えられる。本報告書作成時点では同年中の実施率を調べることは不可能だったが、今後の分析の参考として、今回調査の結果と平成 29～30 年度、令和 1～2 年度の実施率とを紐づけた結果を記載する。なお、令和 1～2 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあったため、解釈には注意が必要である。

### 2.6.5.1 今回回答自治体区分別の過去の実地指導実施率

平成 29～30 年は、障害者支援施設での実施率<sup>10</sup>が全体で 82.5%、障害者支援施設以外は 46.0%であった。自治体区分ごとにみると、いずれも中核市で比較的高い（86.7%、50.4%）が、政令市では障害者支援施設以外について 36.0%であった。

令和 1～2 年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあってか、障害者支援施設は全体で 59.2%、障害者支援施設以外は 34.2%と実施率が下がった。自治体区分ごとにみても同様の傾向にはあるが、特に政令市では実施率が低く、障害者支援施設で 50%を切り、障害者支援施設以外に至っては 21.4%であった。

図表 48 H29～30、R1～2 年度の自治体区分別実地指導実施率<sup>11</sup>

		H29～30				R1～R2			
		障害者支援施設	障害者支援施設以外	障害児支援施設	障害児支援施設以外	障害者支援施設	障害者支援施設以外	障害児支援施設	障害児支援施設以外
都道府県	平均値	79.1	45.0	73.1	59.4	60.6	34.6	75.8	52.9
	最大値	100	79	100	100	100	78	100	100
	最小値	10	6	0	5	0	3	0	9
	標準偏差	23.6	19.4	34.6	26.2	28.1	16.0	37.8	25.2
	度数	44	44	44	44	44	44	44	44
政令市	平均値	79.6	36.0	67.0	53.0	48.8	21.4	58.2	35.2
	最大値	100	99	100	100	100	56	100	100
	最小値	0	15	0	16	0	7	0	13
	標準偏差	30.2	23.9	41.6	25.2	30.5	14.6	43.5	22.2
	度数	16	16	16	16	16	16	16	16
中核市	平均値	86.7	50.4			61.3	37.9		41.4
	最大値	100	80			100	100		100
	最小値	0	10			0	5		4
	標準偏差	23.9	19.8			35.4	21.3		28.7
	度数	46	46			51	51		51
全体	平均値	82.5	46.0	72.4	59.0	59.2	34.2	70.9	45.1
	最大値	100	99	100	100	100	100	100	100
	最小値	0	6	0	5	0	3	0	4
	標準偏差	24.8	20.7	36.1	26.5	32.0	19.1	40.2	27.1
	度数	106	106	62	62	111	111	63	111

<sup>10</sup> 各年度の「障害者支援施設等の指導監査の概況」から作成されたデータを用いた。実地指導実施率として、実地指導の実施数/指定事業所等の数を2ヶ年分加算した。ただし、指定事業所等の数には、障害者を受け入れていない事業所も含まれる可能性があることに留意。また、複数回実施したなどの理由から100%を超える場合は100%（上限）とした。なお、H30、R2年度に中核市に移行した場合は該当期間中単年度分を計上。

<sup>11</sup> 度数5未満は非表示（図表中黒塗り）とした。また、図表中数値が高い部分は灰色の網掛けをした。以下同様。

## 2.6.5.2 自己点検表の作成・利用と過去の実地指導実施率

実地指導の工夫例として、自己点検表の作成有無ごとの過去の実施率をみてる。平成 29～30 年は、障害者支援施設以外、障害児支援施設以外についてはいずれも作成している方がしていない方よりも実施率が高かった。一方、令和 1～2 年は、障害児者支援施設以外についてはほぼ同じだが、障害児者支援施設については作成していない方が実施は高かった。実地指導での利用に関してもほぼ同様の傾向がみられた。

本結果はあくまで参考であるが、今後、これに限らず実地指導に当たっての工夫に関する項目の実施状況と実施率との関連の分析をすることで、より効果的な工夫の検討を行っていく必要がある。

図表 49 H29～30、R1～2 年度の自己点検表作成別実地指導実施率

		H29～30				R1～R2			
		障害者支援施設	障害者支援施設以外	障害児支援施設	障害児支援施設以外	障害者支援施設	障害者支援施設以外	障害児支援施設	障害児支援施設以外
1.作成している	平均値	81.7	47.5	71.8	61.8	55.6	34.5	68.5	45.4
	最大値	100	99	100	100	100	68	100	100
	最小値	0	6	0	16	0	8	0	4
	標準偏差	24.9	20.3	35.2	24.9	30.8	15.7	40.9	25.1
	度数	85	85	50	50	88	88	50	88
2.作成していない	平均値	85.4	40.9	72.7	49.2	73.4	34.1	79.2	45.2
	最大値	100	76	100	100	100	100	100	100
	最小値	29	7	0	5	0	3	0	7
	標準偏差	25.5	21.4	42.2	32.0	34.0	29.4	38.7	34.5
	度数	20	20	11	11	22	22	12	22
3.今後作成する予定である	平均値								
	最大値								
	最小値								
	標準偏差								
	度数								
全体	平均値	82.5	46.0	72.4	59.0	59.2	34.2	70.9	45.1
	最大値	100	99	100	100	100	100	100	100
	最小値	0	6	0	5	0	3	0	4
	標準偏差	24.8	20.7	36.1	26.5	32.0	19.1	40.2	27.1
	度数	106	106	62	62	111	111	63	111

図表 50 H29～30、R1～2 年度の自己点検表利用別実地指導実施率

		H29～30				R1～R2			
		障害者支援施設	障害者支援施設以外	障害児支援施設	障害児支援施設以外	障害者支援施設	障害者支援施設以外	障害児支援施設	障害児支援施設以外
1.利用している	平均値	81.6	47.9	71.8	62.4	55.1	34.8	67.9	44.7
	最大値	100	99	100	100	100	68	100	100
	最小値	0	6	0	16	0	8	0	4
	標準偏差	25.0	20.4	34.9	24.7	30.8	15.8	41.4	25.3
	度数	82	82	47	47	85	85	47	85
2.利用していない	平均値	83.9	40.6	67.8	45.2	73.1	33.9	76.4	46.0
	最大値	100	71	100	100	100	100	100	100
	最小値	29	7	0	5	0	3	0	7
	標準偏差	25.8	21.2	43.6	30.0	34.7	28.6	39.6	32.6
	度数	21	21	12	12	23	23	13	23
3.今後利用する予定である	平均値								
	最大値								
	最小値								
	標準偏差								
	度数								
全体	平均値	82.5	46.0	72.4	59.0	59.2	34.2	70.9	45.1
	最大値	100	99	100	100	100	100	100	100
	最小値	0	6	0	5	0	3	0	4
	標準偏差	24.8	20.7	36.1	26.5	32.0	19.1	40.2	27.1
	度数	106	106	62	62	111	111	63	111

## 第3章 ヒアリング調査の結果(事例集)

### 3.1 調査対象自治体の概要

第2章で言及したアンケート調査の自由記述等を参考とし、独自の取り組みを、大別して①外部機関の活用にかかる取り組み、②効率化の工夫にかかる取り組み、③質の向上にかかる取り組み、の3点に整理した。それぞれに係る内容についてオンライン面談、あるいはアンケート調査への回答に追加で確認したい点を記載した書面に追記いただく方法でのヒアリング調査を行った。

対象と方法は次の通りである。

取り組みの種類	取り組み概要	対象自治体	ヒアリング実施日
①外部機関の活用	・金融、会計、法律の専門家への委託等	神戸市 富山市 大阪市	2022年 10月27日 書面 2023年 3月13日
	・障害児通所支援事業所巡回支援の実施	神戸市	略
	・指定事務受託法人の活用、費用の補助、課題等	大阪市 東京都	略 2022年 10月26日
②デジタル化	・実地指導におけるPC・システム活用等の工夫	広島県 北九州市 大阪市	書面 書面 略
	・集団指導用オンデマンド動画作成の工夫	三重県 大阪府	書面 書面
	・情報発信ツールの活用	高知市	2023年 2月2日
③質の向上に係る工夫	・GH、障害児通所系サービス開始時の簡易的指導	大阪市	略
	・集団指導報告時の自己点検	新潟市	書面
	・指摘事項が多い事業所への訪問対応	高知市	略
	・身体的拘束等の適正化に向けた取り組み	神奈川県	2023年 1月31日

## 3.2 調査結果

### 3.2.1 外部機関の活用

#### 3.2.1.1 金融・会計・法律の専門家への委託等（神戸市、富山市、大阪市）

##### <特別指導監査専門官（外部人材）の登用（神戸市）>

###### （1）実施状況

令和 3 年 5 月より、不正の実態として会計や経理に係るものが多いこと、サービスの質の確保や運営体制向上に向けた指導・監査体制の強化という点でノウハウを得る狙いから、民間の金融機関より特別指導監査専門官を登用した。

着任段階では福祉分野の経験は特になかったことから、放課後等デイサービスを中心として障害福祉サービス事業所の实地指導・監査等に約 100 か所（R4.9 月末現在）同行し実態把握を行ってきた。

##### 《参考 1》特別指導監査専門官による实地指導・監査・巡回支援の同行実績

	放デイ・児発	障害者サービス	合計
R3 年度	49 か所	7 か所	56 か所
R4 年度（9 月末現在）	22 か所	19 か所	41 か所

※令和 3 年度新型コロナウイルス感染拡大に係る实地指導見合わせ期間

5/1～6/28、8/20～9/30、R4.1/27～2/20

専門官の配置以降、助言を受けながら事業所からの報酬請求等のデータを分析し、運営に懸念があり重点的な指導・監査対象として検討すべき事業所を選定できるようになった（R3 年度実績：6 か所）。児童発達支援管理責任者に対して利用児童の障害特性や個別支援計画の作成時の注意点についてヒアリングするなど現地調査の充実を図るほか、過去の実地指導において（人員配置や利用契約手続き等の）運営面に問題があった事業所と同じ法人が運営する事業所の実地指導の優先順位を繰り上げるなど、効率的かつ効果的な指導に取り組んでいる。

この他、現場の方の負担が大きくなっている現状や、専門官が厚生労働省の基準省令をまとめた冊子を読んだところ、読みづらさや理解しづらさを感じたことから「放課後等デイサービスは、事業所全体の管理運営を担う管理者と、利用児童の支援全般（処遇）を主に担う児童発達支援管理責任者が一人で兼務している場合が多く、管理運営上必要な事務手続きに係る理解がおろそかになる傾向にある」との提言を受けた。

そこで、令和 4 年 5 月から、放課後等デイサービス事業所を対象に運営の基準や注意点等について分かりやすく解説した「運営フォローアップ～ハウデノトリセツ～」を神戸市 HP で連載している（10 月末時点で 6 回公開。計 10 回予定 <https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/shougaijshienn.html>（令和 4 年 12 月現在））。グラフィック



レコーディングの手法を活用し、視覚的な分かりやすさの工夫もしている。事業者、保護者ともにわかりやすいと評判である。なお、放課後等デイサービス以外の障害者サービス事業所においても同様の課題がみられており、運営基準の趣旨が同じ部分についてこの資料を活用し、指導を始めたところである。

※神戸市 HP「運営フォローアップ～ホウデイノトリセツ～」より



## (2) 実施に至る経緯

平成 24 年度の制度創設以降、放課後等デイサービス事業所が大幅に増加しており（H24 年 4 月@19 か所→R4 年 4 月@302 か所）、必要不可欠なサービスとして定着する一方、事業所運営基準等の頻繁な改正による制度の不知や不適切な請求等、サービス等の質の確保・向上が課題となっている。民間金融機関出身者の登用は、不正の実態として会計や経理に係るものが多いこと、サービスの質の確保や運営体制向上に向けた指導・監査体制の強化という点でノウハウを得ることをねらいとした。神戸市役所全体で外部人材の登用を活発に進めており、その一環でもある。

## (3) 実施による効果

令和 3 年度は実態把握のための同行が主であったが、そのなかで決算書の見方、指導・監査における注意点等に関する助言を得られた。また、新型コロナウイルス感染拡大の時期の就任であったが、実地指導に行くことができない期間を有効活用し、実地指導の方法、報告書の作成の仕方などについても助言を得られた。

例えば、実地指導後は報告書を作成し、それにより改善指導をするが、その書き方、様式の統一や、記録すべき事項のメリハリ、伝えるべきポイントの整理についての提案があった。これは職務経験が浅い職員にとって大変役立つものであった。

また、報酬請求データ分析の方法、見方等についても専門官から助言を得ることで、事業所への指摘ポイントも増えた。こういう事業所はこういうところが怪しいのでは、といった事前にチェックすべき要点を押さえ、見るべきポイントをつかむことができ

るようになることで、当日現場で働いている職員と話す時間が増えるなど、効率的かつ効果的に指導を実施できるようになった。

他に、事業者間のルールの理解度、事業の目的に幅があるなか、特に指導対象が民間事業者の場合、金融機関の出身という強みを生かし経営者が何を目指しているかという着眼点も加えながら、相談などを行うことができるようになった。

#### (4) 課題

外部人材には、療育支援とは異なる、指導監査の手法に関する助言や提言を求めることになるため、金融機関の監査業務など類似の経験を持っていることが必要。また、本業務への適性があることも必要だが、そうした人材の確保は簡単ではない。

専門官の身分は任期付き正規職員であり、毎年更新となっている。当初は課題解決のために行政のトップダウンで配置に至った経緯はあるが、現在は毎年度職員配置及び予算要求手続きを行っている。

### <公認会計士への業務委託（富山市）>

#### (1) 実施状況

平成 30 年度より、社会福祉法人<sup>12</sup>会計に精通している公認会計士に、①社会福祉法人会計事務研修会、②市職員に対する研修、③市職員に対する指導・助言を委託している。

#### (2) 実施に至る経緯

本市が社会福祉法人会計の指導監督業務を行うにあたり、社会福祉法人制度改革及び新会計基準への完全移行に伴い、社会福祉法人における事業運営の透明性の向上や財務規律の強化とともに、市における指導監督の一層の機能強化が求められている。

しかし、制度への理解不足や事務処理態勢が脆弱な法人も多く見受けられること、指導監督に当たる職員にとっては、社会福祉法人特有の会計処理や運用基準もあり、専門的かつ高度な質問等に対して適切に指導を行うことが困難な状況にあるということから委託するに至った（国の指導監査実施要綱においても公認会計士等の専門家などの活用を図るよう示されている）。

#### (3) 実施による効果

社会福祉法人への研修会の開催により、社会福祉法人の適正な会計処理の推進及び経営改善等につながった。また、市職員が社会福祉法人会計に精通した公認会計士による研修を受けることで、社会福祉法人に対する指導監査の際の指導能力向上を見込

---

<sup>12</sup> 障害福祉サービスの実地指導の範疇からは外れるものであるが、第 2 章で確認した通り、全国的に障害福祉サービスの実地指導担当者には社会福祉法人会計への指導監査との兼務が多いことや、質の向上という点では参考になることと考え記載することとした。

むことができる。さらに、一般会計監査及び法人設立等における会計面での疑義等が生じた際にその都度指導・助言を求めることができるため、社会福祉法人への的確な指導につながるといった効果もある。

## < 実地指導に係る法律相談業務の委託（大阪市） >

### （１）実施状況

障がい福祉と同様に事業所指定・指導業務のある介護保険課と一体で平成 28 年度から委託契約をしている。不正が疑われる事業所に対する本市の方針を検討・判断するために主に利用するものとなっている。ここ 5 年では平均 20 件程度の利用実績がある。本市の各部署が利用できる「リーガルサポート」という全庁的な法律相談の制度があるが、実際に法律相談を行うまでに様々な手続きを経る必要がある。そうした制度と比較すると、独自に業務を委託することで、必要な時に速やかに法律相談を行うことができ、全体として本市の対応の迅速化が図れている。

### （２）実施に至る経緯

年々事業所が増えるなか、障がい福祉サービス事業等の運営に新規参入する事業所も増えており、不正の手法の複雑化、悪質化もみられている。そうした事案を早期に発見し、迅速に対応するため、タイムリーに弁護士へ相談できる仕組みを整えておく必要があると考えた。不正を行う事業所に対する指導の強化・迅速化のために導入した。

### （３）課題

本市では委託料を実績払いではなく年額払いとしている。コロナ禍で実地指導数が減少し、それに伴い不正が疑われる事案の発見も減少したことから、法律相談の件数も減ることとなった。そうしたことで、当該委託事業の費用対効果が内部で議論となっており、委託契約の内容見直しなどの課題が生じている。

### 3.2.1.2 障害児通所支援事業所巡回支援の実施（神戸市）

#### （1）実施状況

大学教員（社会福祉士・作業療法士・臨床心理士）当初 3 名により事業所を訪問し、個々のケースに対する支援内容、環境設定、保護者支援等の事業所からの相談への助言、効果的な個別支援計画の策定、支援方法等の技術的指導、制度運用の理解促進を図る助言・指導などを行っている。

令和 4 年 9 月末現在で通算して 53 か所を巡回。年間 60 件程度を予定し、複数年度で全事業所への巡回を予定しているが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、予定よりも少ない実施となった。なお、巡回する事業所への実地指導と時期が重ならないように時期を調整している。

《参考 2》巡回支援の実施実績

	放デイ	児発	合計
R3 年度	16 か所	4 か所	20 か所
R4 年度（9 月末現在）	32 か所	1 か所	33 か所

#### （2）実施に至る経緯

児童発達支援、放課後等デイサービス事業は、事業所数や利用者数が年々増加する中、支援の質が問題となっている。そのため、現場の支援者（事業所の職員等）に対し、支援方法に関する助言・指導を行い、職員の専門性を高めることで支援の質を向上させること、市として実態を把握することを目的として令和 3 年度（～7 年度）より実施している。

#### （3）実施による効果

巡回先事業所を対象としたアンケートの回答はおおむね肯定的。

※アンケートへのコメント例

- ・巡回支援を日々の支援に活かしている
- ・日々の支援で困っているところや疑問点についてアドバイザーから意見をもらうことで、改善点や支援のポイントがわかり、とても助かった
- ・定期的に巡回してほしい 等

支援者にとって、これでいいのかと日々悩みを抱えがちなところに専門家が訪問し、個別具体的な状況へのアドバイスや、現状について評価を得られることは非常に喜ばれる。巡回に同行した職員の肌感覚としても、歓迎されており、モチベーションの向上にもつながっているように感じる。

市（行政）側としても、巡回訪問することで各事業所の現状把握ができ、共通する困りごとや事業所に対する必要な支援、事業所ごとの課題等が見えてきた。

※共通する困りごとの例

- ・他の事業所等と交流する機会がない
- ・支援者が具体的な療育内容について相談したり、話を聞いたりする機会が少ない
- ・日々「本当にこれでいいのか」と悩みつつ実施している状態。 等

#### (4) 課題

現状の事業スキームでは、対象事業所数が多くかつ年々増えているため、全てを巡回するのに期間（複数年）を要する（令和 3 年からの 5 か年計画）。また、事業所の状況の変化にあわせた継続的な指導・助言は困難であり、支援・提案のフォローアップの点で課題がある。また、今後、児童発達支援センターの活用やセンターとの連携も必要と考えているが、報酬面や人員配置・確保の課題がある。現在協力いただいている専門家（大学教員）とは神戸市障害支援課と以前から交流があり、趣旨に賛同いただいている実施である。件数が多いことによって、労力的に大きな負担をかけている状態ではあり、日程調整も容易ではない。

こうした課題に対して、巡回支援の具体的な事例（助言・提案内容）を「事例集」としてまとめ、市ホームページ上に公表し、巡回を実施した事業所以外の事業所に対しても支援のポイント等の情報を共有するようにした（<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/43679/r3junkaisienjireisyu.pdf>（令和 4 年 12 月））。また、巡回支援を踏まえて必要と思われる支援のポイント等については年 1 回全体研修で全事業所に周知を行っている。この他、今後は巡回した事業所へのフォロー巡回や、事業所同士が相談し学びあえるような事業スキーム・仕組みづくりを検討している。

### 3.2.1.3 指定事務受託法人の活用等（大阪市、東京都）

#### <指定事務受託法人の活用（大阪市）>

##### （1）実施状況

令和 2 年度から導入に向けて始動し、令和 3 年度より利用を開始した。本市では令和 3 年度から実地指導にあたり、事前の資料提出を事業者へ求めることとしており、指定事務受託法人には、その事前の資料提出がない事業所への提出の督促、事前提出資料の内容確認を通じての従業者リストの作成、人員配置基準を満たしているか等の確認作業を行ってもらっている。さらに、本市では、実地指導の際にエクセルで作成したチェックリストを用いて指摘事項の有無を確認しているため、そのチェックリストに応じたかたちで、事前提出資料の整理を行ってもらっている。

また、利用者等から苦情や通報があった事業所や、監査の実施が見込まれる事業所など、本市職員が直接実地指導を行うことが望まれるような事業所を除き、懸案事項がない事業所に対して実地指導を行ってもらっている。実地指導の内容についても、チェックリストにより指摘事項の有無のみを確認してもらおうこととしており、公権力の行使にあたるような対応はおこなわないようにしてもらっている。指定事務受託法人の従業者が持ち帰ったチェックリストを基に、本市の職員が実地指導結果通知を作成しているが、実地指導結果通知で求めた改善報告書の提出が期限までにない場合は督促をしてもらっており、提出を受けた改善報告書等の PDF ファイル化やフォルダへの保管もお願いしている。

##### （2）実施に至る背景

国の指針ではおおむね 3 年に一度実地指導を実施することとなっており、実施率 33.3%が目指されるところであるが、年々増加する事業所数に対して職員を増配置することも難しく、いかに実施率 33.3%を達成するかが課題であった。

限られた人員の中でも、事業所の適切な運営や請求、不正の抑止、利用者保護の観点などを重視し、懸案事項のない一般的な事業所に対する実地指導件数は保ちつつ、懸案事項のある事業所に対しては優先的に実地指導を行うなどの柔軟な対応が必要と考え、抜本的な体制構築が必要であるとして実地指導業務の一部委託化の検討が始まり、令和 2 年度から委託の導入に向けて始動することになった（新型コロナウイルス感染症の影響により、実際には令和 3 年度から委託実施）。

##### （3）実施による効果

実地指導数や指導率は大いに上がった。本市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は実地指導を中止していたことから、平成 30 年度との比較になるが、指定事業数 7,100 事業（4 月 1 日時点）に対し、実地指導実績は 1,024 件、実施率は 14.4%だった。対して、今年度は、事業数 9,563 事業（4 月 1 日時点）に対し、実績見込み 1,847 件と約 800 件程度増え、実施率も 19%程度に達する見込みである。分

母が増えているなか、実施件数だけでなく指導率も上がっているのは委託の効果と認識している。

一方で、実地指導件数が増えることで、本市職員が作成する実地指導結果通知数も増えることから、その事務が追いつかないといった課題も新たに生じている。とはいえ、業務を一部委託して通常の実地指導を任せられることができるようになったことで、懸案事項があり、優先的に実地指導を実施しなければならなかった事業所に対して本市職員が速やかに動けるようになったという効果は感じている。

#### (4) 課題

指定事務受託法人の従業員のスキルに大きな差があり、さらに従業員の定着率が低く、委託事業者内でのノウハウの蓄積が期待通り進んでいないといった課題がある。委託契約上、従業員の資格要件は設けなかったが、できれば福祉業務に従事したことのある方を配置していただきたいとお願いしているものの、そうした人材の確保は難しい様子である。また、指定事務受託法人による実地指導については指摘事項の有無を「確認」するのみにとどめているものであるが、その指摘事項の有無を判断する基準を行政側でしっかり標準化して委託しなければ、従業員によって指摘事項に違いがでてしまうことになりかねないため、注意が必要と考えている。委託は昨年度から実施しているが、コロナ禍で大半の期間は実地指導ができていなかった。今年度が初めて通常通り行えた年のため、手探りの状態で実施している状況でもある。

費用面についても、増加する事業所数に応じて委託事業の拡充が必要となり、予算の確保が課題となる。

### <指定事務受託法人の委託に際しての費用補助（東京都）>

#### (1) 実施状況

本補助事業は、東京都福祉保健財団への委託にあたって、1区市町村あたり30万円までの補助（上限60万円に対し補助基準額は2分の1）を受けられるものであり、令和3年度（速報値）で106件の利用がある。

※実績（令和3年度は速報値）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
52件	81件	86件	106件

現時点では令和4年度までの時限的措置であり、区市町村からは継続を求める意見、受けられるサービスの分野を広げて欲しいといった意見、運営内容・支援内容の部分だけでなく、ノウハウの少ない会計の部分もサポートして欲しいといった意見もある。

一方で、指定事務受託法人を使っていない区市町村も存在する。概ね2つのタイプがあり、まず、区部が中心となるが、人員体制が整っており、ノウハウもあり単独で

検査ができるところ。逆に、市部ではそもそも人員体制が整っておらず、検査実施が困難であり、指定事務受託法人の利用に至らないところが多い印象がある。

東京都ではこのほか、ノウハウの不足に対する技術的助言として、集団指導や研修生の受け入れなどを行い、全面的なサポートを行っている。

## (2) 実施に至る経緯

平成 28 年に、東京都と都下の区市との間で、所管する社会福祉法人が運営する障害サービスに対しては区市にて指導検査を行うようにという覚書を交わした。しかし区市からは、障害サービスの指導検査体制、検査基準やノウハウが整っていないことや、普段事業者と直接やり取りし「施設を作ってください」といったお願いをしている立場として、指導検査の時に「ここを直してほしい」など指導するのは難しいという意見があった。体制としても、組織改正や人員体制充実の要求をしてもなかなか通りにくいという状況もあった。

こうした背景のもと、指定事務受託法人設立と利用に際しての資金的な補助への要望があり、区市町村と共に都内全体の検査の実施率を向上させるために、都において指定事務受託法人の利用における財政援助の検討を進めた。結果として、平成 30 年度から補助事業を始めることとなった。

## (3) 実施による効果

指定事務受託法人の活用による効果は大きく 2 点ある。1 つは受託法人である東京都福祉保健財団にとっての効果。受託側も経験を積むことになるため、支援の質を上げられたと思う。例えば、調査員用のマニュアルを作って検査技術を向上させたほか、調査員が統一的な確認方法で支援を実施できるようになった。

もう 1 つは区市町村も含めた東京都全体への効果。受託法人が事前打ち合わせからサポートし、相談にも乗るということを日常的に行っている。加えて、一つの指定事務受託法人が関わるため、都下区市町村間の検査方法の違いなどを把握でき、レベル感をそろえることができるようになったのは思わぬ効果でもある。

指定事務受託法人には、体制作り・ノウハウの積み上げにあたっての育成的な役割もある。区市町村には、最初は財団に幅広く全面的にサポートを受けながら徐々にスキルを向上させ、最終的には見守りのみないし自力で実地指導等ができるようになるのが理想と考えている。それは結果として、経費の削減にもつながる。とはいえ、本事業については、現時点ではまだまだこれから取り組んでいく段階のところもあり、引き続き利用できるようにという要望もある。

区市町村による実地指導の実施数が増えたことで、結果として都内全体の障害福祉サービスの質の確保に寄与していると考えられる。



#### (4) 課題

指定事務受託法人に当日の検査をすべて任せ、その報告を受けて問題があったところに区市町村が赴き確認するといったことは現法ではできない。

また、委託金額や財源のほか、指定事務受託法人側の人員確保の問題もある。依頼が集中する時期、とりわけ年度の後半の集中する時期には調査員の日程の都合がつかず同行を断らざるを得ないところもあったと聞いている。ニーズの増加に対し、法人側も人員を簡単に増やすことは難しいため、今後の課題でもある。

## 3.2.2 デジタル化の工夫

### 3.2.2.1 実地指導での PC、システム活用等の工夫（広島県、北九州市、大阪市）

#### <監査調書等の電子申請システムを利用したの提出（広島県）>

##### （1）実施に至る背景・実施状況

電子申請システムで届出等の受付審査・補正指示。指導監査に係る書類についても、電子申請システムでのやり取りを実施している。

恒常的に事業所から提出される文書の取扱量が多く、文書の紛失の可能性が高いこと及び検索の難しさに課題があった。また、令和 3 年度の報酬改定に伴い、事業所から大量の体制届等の提出が想定される中で、十分な文書保管量の確保が難しかった。そうした中、令和 3 年 4 月以降の各種届出・申請書の様式において法人印の押印が廃止となったことで、紙での届出が不要となり、上記課題を解決するために開始した。

##### （2）実施による効果

効果として、まず、紙でのやり取りがなくなるため、郵送に係る時間や手間がなくなった点が挙げられる。事業所からの提出の有無の確認が確実になり、文書を紛失することもなくなった。

また、システム上でも届出等の状況（返却中や再提出済み等）の全体把握が随時可能となったほか、電子申請システムに登録している職員であれば誰でも閲覧可能なため、事務を分担して行うことができる点も利点である。

##### （3）課題、他自治体で応用する場合に気を付けるべきと考えられること等

マクロが設定されたデータ等はアップロードできないこと、提出されたデータはサニタイズされ、形式等が崩れる等の現象が生じるといったファイル形式の扱いの難しさがある。原本をダウンロードすることは可能だが、手間がかかるという事情もある。

電子申請システム内での保存年限は 5 年であり、現状それ以上は延長できないほか、法人の検索しかできず、事業所ごとに提出書類の検索ができないことも課題である。

#### <実地指導時、モバイルパソコン（庁内イントラに接続可）を携行（北九州市）>

##### （1）実施に至る背景・実施状況

コロナウイルス感染症流行の影響により、全庁的にリモートワーク推進の動きがあり、各部署に業務用モバイルパソコンの支給があった。このモバイルパソコンを、実地指導時に利用することとした。

##### （2）実施による効果

実地指導時に必要な情報等を、事前に共有フォルダ内へ保存しておくことにより、紙ベースで持参する必要がなくなった。これにより、書類紛失リスク（実地指導先へ

の置き忘れ含む) が低減できた。

また、実地指導先で指摘内容のメモ等の文書をパソコンで作成できるようになり、実地指導当日にかかる時間が削減された。また、庁内に保管している紙ベースの資料を確認する必要が生じた場合にも、庁内の職員に連絡を取り、共有フォルダ内に届出書類データをアップしてもらうことによって、迅速な確認が可能となった。

## <実地指導でのペーパーレス化、報告書等文案の自動作成システム導入（大阪市）>

### （１）実施に至る背景・実施状況

実地指導にかかる ICT 化としては、平成 27 年から iPad を導入した。それまでは膨大な紙資料を持参し、関係省令や告示等を調べていたところ、iPad にデータを保管して持参することで、ペーパーレス化を図った。

関係資料のペーパーレス化は図ったものの、実地指導業務において指摘事項の有無を確認するためのチェックリストは依然として紙媒体で行っていたが、令和 3 年度からの指定事務受託法人への委託に伴い、指摘事項の有無の確認の標準化を図る必要が生じ、これまで紙媒体であったチェックリストをエクセルファイルに電子化し、iPad を用いてそのエクセルファイルのチェックリストで作業することとした。

その際、現地でチェックリストに入力した内容が改善報告書等文案へ数式で自動的に反映されるようエクセルシートの作成を行った。

本年 10 月には、iPad では文字入力が円滑に行えないといった職員からの声を受けて、iPad からモバイルパソコンに切り替えて運用している。

### （２）実施による効果

それまでは膨大な紙資料を持参し、関係省令や告示等を調べていたところ、iPad にデータを保管して持参することで、すぐに調べて出せるようになった。

また、紙媒体のチェックリストを使用していた際は、現場で手書きしたチェックリストの内容を帰所後に 2 パターン（内部用と事業者通知用）のワードファイルに打ち替え、それぞれ指摘事項の根拠法令をあらためて調べて入力するなどの膨大な作業が発生していたが、電子ファイル化したことで、エクセルの数式を用いて自動的に 2 パターンの様式を作成することができ、あらかじめチェックリストに根拠法令を入力しておくことで、あらためて調べなおすといった作業もなくなり、事務の時間短縮を図ることができた。

### （３）課題

3 年に一度の報酬改定があり、現在のチェックリストをそれに合わせてアップデートする必要がある。しかし、エクセルファイルに膨大な量の数式を入力して作成したものであるため、行挿入などで簡単にその数式がずれてしまうなど、エクセルのスキルが一定以上ある職員でないと維持管理ができないことが課題となっている。

### 3.2.2.2 集団指導におけるオンデマンド動画の作成の工夫（大阪府、三重県）

#### （1）実施状況

三重県では、動画視聴の負担を軽減するためにサービス種類別に動画を作成しており、動画の構成は「挨拶、実施方針、申込制案内、児童系、就労系、その他介護事業関係等」としている。

大阪府では、動画の内容を、主に直近の改正点及び過去に指摘の多かった事例を元に下記の通り構成しており、ナレーションを複数人用いることによる動画ごとの変化で、聞き手を飽きさせないように工夫している。

- 【内容】
1. 障がい者と障がい児の両者共通の制度説明及び指摘事項（約 30 分）
  2. 障がい者に特化した制度説明及び指摘事項（約 30 分）
  3. 障がい児に特化した制度説明及び指摘事項（約 25 分）
  4. 虐待防止の制度説明（約 25 分）
  5. 労基法等の制度説明（約 30 分）
  6. 国保連による審査支払事務関係の制度説明（約 15 分）

#### （2）実施による効果

三重県では、オンデマンド動画を活用することで、都合の良い時間に視聴が可能となるほか、説明内容について事業所内で情報共有が可能であることや、特に遠方の場合に会場までの時間短縮になることを利点として挙げている。大阪府においても、事業者からは「分かりやすい内容」として好評を得たとしている。

#### （3）課題、他自治体で応用する場合に気を付けるべきと考えられること等

課題として、三重県では、事業者が視聴した確認をどこまで行うべきか。また、マンネリ化しないよう、よりわかりやすい内容にしていく必要があることを挙げている。

大阪府は、聞き手が認識の誤り等を是正できるきっかけとなるような分かりやすくかつ内容の濃いものを作ることが求められるため、動画作成に係る事務負担が一定数増えることを課題として挙げている。そのうえで、「制度説明だけに留めず、自治体ごとの指摘事例も取り入れた内容が望ましいと思われる。また、必ず全ての対象事業所に視聴をしていただくためには、アンケートの回答を必須とするなどの、出席確認を行うことが望ましい。更には、アンケート内で動画を見ていないと答えられないような内容にすると、より効果を与えられると考えられる」としている。

### 3.2.2.3 情報発信ツールの活用（高知市）

#### （１）実施に至る背景・実施状況

約５年前に高知市地域共生社会推進課が Casio と連携し「高知くらしつながるネット」（以降 Lico ネット<sup>13</sup>）を導入した。本来の目的は、地域包括ケアシステムや地域共生社会を見据えた市民向けのサービスであり、市民の方々が、分野を問わず福祉に係る社会資源がどこにあるかを把握できるようにするものだが、ここ 2～3 年指導監督業務でも利用し始め、課間で協力体制を取り、利用促進を図っている。

Lico ネットは市民向けのページと支援者側のページの二面構造になっており、後者を用いて行政と支援者側が繋がっている。スマホで使うラインアプリのような機能があり、障害福祉サービスの指定を受けた事業所をサービス等で分類しグループ化し、それぞれのグループに必要な情報をそこで送り、未読情報等が確認できるようになっている。これまでファックスで送っていた通知を、Lico ネットを使って送るようになった。内容は基準のことからお知らせレベルのことまで幅広く、基準の理解などについても含まれる。

利用開始にあたっては、まずは行政側が招待したグループに事業所側から参加する操作が必要となる。事業所への周知にあたっては、実地指導を通し、ツールを用いるメリットを伝えながら、その場で実際に入ってもらおうといったことも行っている。活用の意志がない、入ってほしい旨を伝えてもなかなか動いてくれない、といった事業所に対しては、優先的に実地指導を計画するなど対応している。

現在 Lico ネットを活用している範囲は介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法（障害児通所支援）であり、今後社会福祉法（社会福祉法人）及び児童福祉法（保育園）等の指導監督業務に拡大していくことを考えている。

#### （２）実施による効果

手間・負担が減ることが一番大きな効果で、ファックスの場合、夕方の帰庁時に操作をして、翌朝出勤時も動いているといったことがあったが、そうした時間を省くことができるうえに操作も簡単である。事業所側にとっても、例えばファックスで受け取った場合は記載の URL をわざわざ打ち込まなければならなかったところ、すぐにアクセスできるという声など、ファックスよりも便利として事業所側からも好評を得ている。

また、送りっぱなしではなく、未読・既読がわかることも利点である。実際のところ、グループに入ればほぼ既読がつく状態ではあるが、未読・既読等を把握し、必要時は課題のある事業所へ個別にアプローチすることも可能である。

集団指導に際しても、Lico ネットを活用して通知を送ると、事業所側はそこですぐに参加するかどうかの意志を示すことができるため、ファックスで一つ一つ回答を得

<sup>13</sup> 高知くらしつながるネット（愛称 Lico ネット）<https://chiiki-kaigo.casio.jp/kochi>

てエクセルにまとめる、といった作業がなくなった。中核市であり指定事業所も多いため、大きな効率化になっている。

他にも、実地指導において、例えば加算の取り扱いなど複数の事業所で見つかった間違いやすい事項について、これまでは軽微なことについては集団指導で一気に伝えていたが、Lico ネットを使えばそれを待たずとも気軽に実地指導の状況を伝えることができる。集団指導の前に実地指導の対象となっている場合など、お知らせした事項を先に直して待っていてももらうこともできる。これにより実地指導での指摘事項を減らすこともできる。

### (3) 課題

今後、変更届等も、押印不要のものなどはそれを使えるようにしていけたらとも考えている。ただし、現時点ではツール上で事業所と個別でのやり取りはできないため、ゆくゆくはできるようにしていきたい。

課題として、行政側は人事異動で人が変わることがあるため、導入した仕組みに関するノウハウや必要性の理解が正しく引き継がれていくかという問題が想定されるほか、今後も事業所に対して正しく、熱量をもって説明できるかも課題になる。PC やネットの活用に苦手意識を持っている事業所に対するアプローチも課題であり、活用するからには利用率 100%を目指し、取りこぼしがないようにしなければならない。

高知市では、指定事務を担う介護保険課及び障がい福祉課（以下、「指定本課」と、指導監督業務を担う指導監査課（介護・障害共に）に分かれているが、Lico ネットを通じて各事業所とグループツールを展開しているのは、指定本課が行っている。そのため、Lico ネットの利用開始における事業所への説明は指定本課が行い、その後、Lico ネット利用に関する普及促進のために、実地指導時に事業所に対して説明を行うことで指導監査課も協力をしているスタンスである。

### 3.2.3 質の向上に係る工夫

#### 3.2.3.1 GH、障害児通所系サービス開始時の簡易的指導（大阪市）

##### （1）実施に至る背景・実施状況

児童発達支援や放課後等デイサービスは子どもを預かる場所であり、GH は利用者にとっての暮らしの場であるなど、事業所運営の在り方が利用者へ与える影響が特に大きいと考えるが、3年に一度の実地指導を待っていると、事業所運営の質の向上や質の担保は難しいと考えたため導入した。

簡易的指導は実地指導と同等のレベルのものではなく、指定申請時の内容と違いがないか、運営に関する基本事項に問題がないか等を指定開始月に現地に訪問し、確認を行うものである。

具体的には、当課において設定した新規現地確認時に確認する項目（主に、整備すべき帳票について）及び設備面の状況をチェックし、答え合わせは現場の事業所をお願いしている。一日に何か所も訪問するという予定を組んでおり、よく指摘がある箇所等や根拠条文をまとめたセルフチェックシートを作成し、記載事項は必ず実施しておくようにとお渡ししている。

##### （2）実施による効果

本市職員が指定当初に訪問することで、右も左も分からない、という状態の事業者にとってはいろいろ質問してもらえる場になっているほか、反対にこちらの考えを伝える場にもなっている。現時点では全事業所に対して3年に一度の実地指導を行うことは難しいが、GH や障がい児向けのサービスの質の向上に一定の効果をもたらしていると考えている。

##### （2）課題

特段の課題はない。各事業所 30 分の予定で実施しているが、事業所側から多数の質問を受けることが多く、時間内で終わらないことが多いが、柔軟に対応している。

### 3.2.3.2 集団指導報告時の自己点検（新潟市）

#### （1）実施に至る背景・実施状況

近年、市内で障害福祉サービス事業所の行政処分事案が多発していたが、実地指導数のさらなる増加は人員的にも厳しかった。そこで、令和 3 年度より集団指導受講後に指導内容に係る自己点検を各事業所に行わせ、不適切事項が見つかった場合は自己申告をさせることで、不正事案の未然防止や、不正発覚時の返還金額の減少に繋げる取り組みを行っている。報告に際しては、市のオンライン申込みシステムを利用している。

返還金が発生する不適切事項の場合、自己申告してきた事業所については基本的には過誤調整対応（返還金請求扱いとはしない）とし、自己申告せず監査等で不正請求が発覚した場合との差別化を極力図るようにしている。

#### （2）実施による効果

自己点検の結果、不適切な給付費請求が判明し、過誤調整するに至ったケースが何件か出ている。その他、不適切な運営が発覚したケースも数十件確認されている。

不適切事項を報告してきた事業所について、内容によってはその後の実地指導の優先対象にも加えている。

自己点検の結果、不適切事項にあたるかどうか事業所側で判断が付かない場合であってもその内容についてひとまず報告を行わせ、その後の対応の指示を市から行うことで、事業所側の疑問点解決、運営基準に関する認識向上に繋げることができている。

#### （3）課題、他自治体で応用する場合に気を付けるべきと考えられること等

個別支援計画未作成等の不正が発覚した場合、減算額が大きいため、場合によっては事業所の存続に関わる可能性があるため注意が必要であるほか、不適切事項の報告内容の精査に時間がかかることは課題である。



### 3.2.3.3 指摘事項が多い事業所への訪問対応（高知市）

#### （1）実施に至る背景

基準違反や算定間違いの多い事業所には優先して指導に当たるが、なかなか変わらない状況がある。”不正”というよりは”杜撰”で、処分まではいかないが、そこを何とかしないと意味がない。しかし、指導を行う職員は異動等で変わっていくため、その職員にとっては初めての指摘になってしまう。それが続くというのが、行政としてどうなのかと考えていた。

そこで、実地指導のたびに毎回多数の指導項目が並ぶ事業所に対し「これ以上継続する場合は、次回実地指導後に監査に切り替える検討が必要となる」旨の警告を行い、「本気で基準を遵守していく意思があり、変わっていきたいのであれば必要な援助を行うが、どうするか？」という質問を投げかけ、援助の依頼があった案件をきっかけに訪問するという取り組みを開始した。

例えば書類の保管方法一つとってもバラバラで、実地指導で何が確認できたかをまとめることすら難しい状況の事業所など、普段からどのように書類を保管するか等のレベルから伝えておかなければ実態がみえないという状況があり、また、事業所側にとっても、基準を破りたいわけではなく、その段階から教えて欲しいというニーズがあったため、現地レベルで改善を確認する出張型の援助を行なっている。

#### （2）実施状況・効果

2年ほど前から始め、対象とした事業所は3件、うち、取り組み後に実地指導を行った事業所は現状で1件である。実地指導に至った事業所は、前年度は文書指導16件であったところが翌年には口頭指導4件のみとなるなどの結果となった。

「自力で改善するのは困難であるが、違反を続けたいわけではない事業者を救えれば」＝「援助を必要としない意思を表示し、そのうえで基準違反を繰り返す事業者には行政処分の判断も行いやすい」という考え方から手探りで試みを始めてみたが、指導項目が実際に減った事業者からは感謝をされたこともあり、必要と感じた他の事業所にも打診している。

何度も足を運ぶのは実のところ大変ではあるが、改善報告を受けて窓口で何度も書類の体裁を整えていくというのでは本当に改善されたのかが分からないため、現場でしっかり直した方が確実にとも考えられる。行政側としても、指定をした以上フォローをしていく責任はある。

体制づくりの工夫として、指導監督を行うチームは4人で、介護と障害の制度両方を担っている。今の試みとして、まず方法を定着させるために全員で訪問しているが、今後慣れていけば分かれて行くなど省力化していけると考えている。

### 3.2.3.4 身体的拘束等の適正化に向けた取り組み（神奈川県）

#### （1）取り組みの背景

身体拘束等の禁止について、運営基準に則り本県条例によって、令和4年4月から義務化された。身体拘束を行う場合には、

- ①対応及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない事由、その他必要な事柄を記録する
- ②委員会の定期的開催、結果を事業者に周知徹底する
- ③適正化のための指針整備
- ④事業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施すること

が定められている。確認項目自体は、特に神奈川県独自の取組ということはないが、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進～ともに生きる社会を目指して～」を制定したことも踏まえ、上記に向けて指導を行っている。

#### （2）実施状況

当課では、実地指導を行う事業所について、事前に提出を求める資料による身体拘束実施件数の把握や、個人を特定しない方法で提出された個別支援計画のチェックを行っている。

個別支援計画には身体拘束に関する記述をすることとなっているが、現状、傾向として、個別支援計画には、身体拘束の態様及び時間を記載し、緊急やむを得ない理由等の詳しい内容は、同意書に記載し、同意を得ている事業所が多い。

また、同意書については、身体拘束を行う場合の3要件を記載しているか等をチェックしている。さらに、身体拘束を行った事例については、日々の利用者支援の個別記録も確認している。

指導における注意点として、書類上では「身体拘束はない」と記載されていたとしても、実際に利用者の行動が落ち着かない際の対応などを、どのように支援をしているのかを確認するようにしている。施設、事業所内の視察の際にも、例えば利用者がミトンなどを装着していることを現認した場合には、それが何のために行われているのか実施の目的を確認している。

とりわけ事業所において対応にばらつきがある事案として、肢体不自由の方の体幹ベルトの使用があげられる。国のマニュアルでは、医師の意見書等がある場合は、体幹ベルトの使用について逐次の記録は必要ないとされている。

ある事業所では、身体拘束にあたるかもしれないとして記録を残しているが、別の事業所では、体幹ベルトの使用は、身体拘束に当たるが、利用者も予め理解している医師からの指示であるとの認識のもと、使用時の記録を残していない事業所もあった。また、医師の指示書があれば、記録だけでなく個別支援計画に記載もなく、身体拘束として取り扱わない事業所もある。

一方、医師の指示書では「食事の際には、嚥下の問題があるため車椅子に座らせる

ようにする。」となっているが、県が実地指導で確認した際、食事の時間以外も車椅子に座らせ続けている事案があった。こうした医師の指示書に沿った対応ができていない事業所に対しては、褥瘡や皮膚の問題、二次障害の発生の危険性等を説明し、日々の記録をつけ、身体拘束になり得る、車椅子の使用を検証するよう指導を行っている。

一方、医師の指示があるからとの理由だけで、一律に体幹ベルトを身体拘束として取り扱わないと判断しないこと、また、適切なアセスメントのもとに体幹ベルトが使用されているかを検証できるよう、日々の記録をつけることなども事業所に対し指導している。

実地指導の効率化・標準化という視点では、身体拘束の対応は一律ではなく、具体的なケースごとに確認や指導を行う必要があり、効率化・標準化することは難しいと感じている。

過去3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響から、各事業所への実地指導等を控えることが必要な時期があり、直接的な指導の実施が難しい状況があったことから、引き続き、身体的拘束等の適正化に向けた取組を進めていきたいと考えている。

## (2) 課題と考えること

身体拘束について、国のマニュアルに対応事例は記載されているが、一律的と思われるものもある。身体拘束は、行わないことが原則であり、利用者に対し、緊急やむを得ず身体拘束を実施する際には、切迫性、非代替性、一時性という3要件について、個別具体的に十分な検討を行うことが必要である。

また、医療的ケアにおける身体拘束の取り扱いについて、例えば、車いすの保持ベルトを外すために、リクライニングの状態にしておくことが身体拘束を廃止したことになるのか、そのことが本人の生活を豊かにすることに繋がるのかを判断することが必要である。

適切な判断をするために事例を積み上げ、より詳しく国のマニュアルにも示されていくことが必要だと考えている。

---

## 第4章 まとめと課題

---

本調査は、障害福祉サービス等の利用者や事業所が増加するなかで事業所の指導監督等の業務も増加し、結果として十分な実地指導等が実施できていないという実態を背景に、指導監査の負担の軽減と効果的な手法を目指した標準化に向けて、各自治体の実地指導等に係る指導方法の収集、取り組みの好事例等の状況把握を行うことを目的としていた。

本章では、この目的に立ち返り、「4.1 実地指導の実施状況について」で、主に第2章のアンケート調査結果をもとに、自治体で行われている手法の現状、指導監査にあたっての課題という観点から整理したうえで、「4.2 実地指導等における好事例について」で、第3章のヒアリング調査結果から、外部機関の活用、デジタル化、質の向上に係る工夫をまとめる。そして、「4.3 まとめと本調査研究の課題」で本調査からいえることと今後への課題を述べる。

### 4.1 実地指導の実施状況について

#### 4.1.1 実地指導の体制

実地指導の体制は、単独の部署が所管しているケースが多く（77.0%）、担当職員数は本庁以外の職員も含めて平均で10.5人だった。障害福祉領域以外のいずれかの領域の指導監査業務と兼務している職員がいる自治体は62.8%であり、体制の課題として88.5%の自治体が「対応する事業所の増加に担当者の数が追い付かない」と回答していることから、限られた人員で複数領域の指導監査を担っている状況がうかがえた。

加えて、「担当者の異動等でノウハウが定着しない」と回答した自治体は70.8%であり、実際に、担当職員の異動周期は、3～6年未満が82.3%（3年未満は全体の15.9%）であった。対して、担当者のトレーニングとして研修マニュアルを作成している自治体は34.5%、外部指導機関の利用は17.7%であり、現場での指導の体系化は進んでいない可能性がある。

負担の軽減策として、指定事務受託法人の活用では、今回調査では利用自治体は予定含め全体の2.7%にとどまり、45.1%が「利用したいが利用の予定はない」と回答していた。一方、51.3%は利用の必要はないとしており、自由記述回答では費用や委託可能な業者の有無といった資源に関する課題や効果への疑念もみられた。

#### 4.1.2 実地指導のプロセス

続いて、実地指導のプロセスについて、まず集中的な実施時期について、四半期ごとのくくりでは10～12月がやや多かった（15.0%）ものの、ほとんどは「特に集中

的には実施していない」という回答であった。しかし、自由記述からは6～8月以降2～3月までの間に実施していることがうかがえ、実地指導は一年のうち、7～10か月の間に行われていると考えられる。

指導対象事業所の選定から実地指導当日までの期間は1か月以上3か月未満が約70%であり、準備における工夫としては、ほぼ全ての自治体で「事前提出資料等による確認」を行っていた。一方、デジタル化の工夫を行っているのは7.1%だった。

実地指導当日について、まず、庁舎から最も遠い対象事業所への片道の所要時間は、都道府県の45.5%が120分以上と回答していた。

訪問1回当たり、単機能1カ所の場合の訪問人数は、施設系サービス、障害福祉サービス、障害児通所系サービスいずれを対象とした場合においても、2人以下が5割を超えており、例外的に時間のかかるケースでは3～5人未満とするケースが7割強であった。また、1回の訪問にかかる時間は、典型的なケースについて施設系サービスでは3時間未満と3～6時間未満がそれぞれ4割程度を占める一方、障害福祉サービス、障害児通所系サービスでは3時間未満が6割程度であったが、いずれにおいても多くが半日以内としており、例外的に時間のかかる場合も、対象施設にかかわらず3～6時間が5～6割で最も多かった。

実地指導当日の工夫のうち、デジタル化は、政令市で25.0%が実施しているのに対し都道府県では2.3%にとどまっていた。

実地指導後、実地指導から結果通知の発送までの期日は1か月未満が43.4%、1か月以上3か月未満が54.9%とやや回答が分かれていた。指導後の工夫について、デジタル化は7.1%にとどまっていた。

#### 4.1.3 通知事項の実施状況

実地指導の効率化・標準化に係る令和2年7月通知事項の実施状況について、11の事項いずれも半数以上の自治体の実施しており、「確認する文書は、原則として指導監査の前年度から直近の実績に係る書類とする」、「利用者の記録等の確認は、特に必要と判断する場合を除き、原則として3名以内とする」、「実施通知は遅くとも実施の1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す」「同一所在地近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、できるだけ同日または連続した日に実施」は、実施率が80%以上であった。

このほか、自己点検表については全体の約80%が作成し、実地指導でも利用しており、指導実施以外の年度に提出させる等、モニタリングに使っている自治体もあった。

一方で、確認項目の数を従前から削減したのは全体の60.2%であったが、自治体区分では都道府県で50.0%とやや低く、従前から増やしたところも6.8%あった。削減していない理由としては、注意の必要な事業所を優先して行うという実態（実地指導対象事業所の選定の工夫のうち、通報のあった事業所を優先は88.5%が実施）にあって、細かく把握する必要から項目を減らせない、といった理由を挙げる自治体が全体

の 33.6%あり、特に都道府県、政令市では 40%を超えていた。

#### 4.1.4 デジタル化状況

実地指導のデジタル化に関しては、先述の通り、準備から指導後の各時点において、実施しているという回答はいずれも全体の 10%未満であった。一方、集団指導に当たっては導入が進んでいることがうかがえた。特に HP 参照方式は 84.1%が実施しており、さらに、そのうち約 60%は HP 等にアップロードするのみでなくメールやアンケート等で何かしらの出欠確認を行っていた（ただし、都道府県については 47.2%が出欠確認を実施していないと回答）。また、動画等を準備するオンデマンド方式も 36.3%が実施、今後実施予定も含めると約半数に上っていた。

ただし、デジタル化における課題として、全体の約半数が、事業所へのフォローや、対面と比べて参加者のコミット度合いがわかりづらいことといった効果に関する問題を挙げており、また、自治体側のノウハウの不足に関しても、特に政令市で 56.3%（全体では 39.8%）が当てはまるとしていた。

#### 4.1.5 実地指導をめぐる課題

以上みてきたように、実地指導をめぐる、「対応する事業所の増加に担当者の数が追いつかない」という問題意識を持ちつつも、障害福祉領域に限らない領域の指導監査業務も行っていること、人員の異動等によってノウハウの定着が困難と感じられているということがうかがえた。しかしながらマニュアルを作成している自治体は限られ、外部機関の活用についても、指定事務受託法人に関していえば利用したいが利用していない、というところは半数近くあるものの、その必要性を感じていないところも半数以上あった。

一方、実地指導の効率化、標準化に係る工夫として、令和 2 年 7 月通知事項などが進められているが、実地指導（訪問）1 回あたりにかける人数や時間は、対象サービスにもよるものの 2 人以下と 3~5 人未満、3 時間未満かそれ以上とでやや分かれていた。加えて、項目の削減に関する回答からは、指導の質という点で簡単に削減ができない状態も見受けられた。

## 4.2 実地指導等における好事例について

アンケート調査の結果を踏まえると、実地指導の体系化・マニュアル化、外部機関の活用やデジタル化等の工夫について、導入したことによる効果や課題を、質の向上という観点も含めて事例をみていく必要がある。そこで、第 3 章では、独自の取り組みとして、外部機関の活用、デジタル化、その他質の向上に係る工夫の 3 つに分けて事例を収集した。

### 4.2.1 外部機関の活用

#### (1) 会計、法律、福祉の専門家の活用

外部機関の活用事例として、神戸市、富山市、大阪市の取り組みを取り上げた。

神戸市では、不正の実態として会計や経理に係るものが多いこと、サービスの質の確保や運営体制向上に向けた指導・監査体制の強化という点でノウハウを得ることをねらい、民間の金融機関出身の特別指導監査専門官を登用した。報酬請求等のデータの見方・着目すべきポイント、報告書のまとめ方等の助言により、効率的かつ効果的な指導ができるようになったほか、事業所への基準省令の伝え方に工夫が必要という指摘から、解説のためのページを立ち上げた。このように、外部の目が入ることで、問題の発見、解決に向けた工夫にもつながった。

神戸市については、加えて、実地指導とは別枠での実施だが、障害児通所支援事業所巡回支援の取り組みも紹介した。これは大学教員（社会福祉士・作業療法士・臨床心理士）当初 3 名により事業所を訪問し、指導・助言を行うもので、事業所にとっては困りごとの改善によるサービスの質の向上が叶い、行政側にとっても各事業所の現状把握ができ、共通する困りごとや事業所に対する必要な支援、事業所ごとの課題等を把握できるという効果があったという。

また、これも実地指導とは別枠の取り組みだが、富山市では、制度への理解不足や事務処理態勢が脆弱な法人も多く見受けられること、指導監督に当たる職員にとっても、社会福祉法人特有の会計処理や運用基準もあり、専門的かつ高度な質問等に対して適切に指導を行うことが困難な状況にあることから、社会福祉法人会計に精通している公認会計士に①社会福祉法人会計事務研修会、②市職員に対する研修、③市職員に対する指導・助言を委託した。これにより、指導を行う側、受ける側双方のスキルの向上が図られた。

大阪市では、事業所が増加する中、不正の悪質化への対処として実地指導に係る法律相談業務を専門家に委託することで、事案の発見、不正事業所への指導の強化・迅速化を図っていた。

#### (2) 指定事務受託法人の活用

続いて、指定事務受託法人の活用事例として、大阪市と、費用補助を行っている東

京都の取り組みを取り上げた。

大阪市では、実地指導の事前準備から改善状況報告書の回収管理・保管までの作業を法的に可能な範囲で委託することで、実施率の向上を可能にしていた。

東京都では、指導検査を区市が行うという体制を取る際に、障害福祉サービスの指導検査体制、検査基準やノウハウが整っていないこと等の問題の解決方法として、東京都福祉保健財団への指定事務の委託にあたる費用補助を行っている。補助を受け複数の区市が指定事務受託法人を活用することで、当該自治体にとっての負担の軽減が図られた。それにとどまらず、委託された法人側もスキルを向上させることができ、しかも一つの指定事務受託法人が関わることで、都下区市町村間の検査方法の違いなどを把握でき、レベル感をそろえられるようにもなったという。

## 4.2.2 デジタル化

### (1) 実地指導における PC やシステム活用等の工夫

デジタル化の工夫のうち、実地指導における PC やシステム活用等の工夫として、広島県、北九州市、大阪市の取り組みを取り上げた。

広島県では、電子申請システムを利用して監査調書等の提出を行わせている。これは令和 3 年 4 月以降の各種届出・申請書への法人印の押印が廃止となったことを背景としており、紙でのやり取りに係る様々なコストの削減、事務の分担による負担軽減にもつながったという。

北九州市では、実地指導時に庁内イントラに接続可能なモバイルパソコンを携帯することで、紙の資料を持参することが不要になり紛失等のリスクが低減できたほか、指摘内容のメモを PC で作成ができるため、報告書等の作成の負担も減ったという。

大阪市でも、モバイルパソコンを携帯することで、紙を扱う煩雑さの回避のほか、報告書等文案の自動作成システムにより時間短縮が可能となったとしている。

### (2) 集団指導におけるオンデマンド動画の作成の工夫

続いて、オンデマンド動画の作成の工夫として、大阪府、三重県の取り組みを取り上げた。

オンデマンド動画の作成自体は 36.3%の自治体で行われているが、大阪府では、動画の内容を、主に直近の改正点及び過去に指摘の多かった事例を元に構成しているほか、ナレーションを複数人用いることによる動画ごとの変化で、聞き手を飽きさせないように工夫していた。三重県では、動画視聴の負担を軽減するためにサービス種類別に動画を作成していた。

### (3) 情報発信ツールの活用

他に、高知市での情報発信ツールの活用の取り組みも取り上げた。高知市では、これまでファックスで行っていた情報伝達を独自のツールを用いて送付している。これ



は元々別の目的で開発されたツールであったものを応用したものである。情報伝達を気軽に行なえることから、実地指導で問題が見つかりやすい項目を伝えたり、未読・既読がわかることから、その結果をコミットの目安として注視したりといった利用がなされていた。

#### 4.2.3 質の向上に係る工夫

##### (1) GH、障害児通所系サービスの開始時の簡易的指導

大阪市では、GH、障害児通所系サービスの開始時に簡易的な指導を行っていた。これらの事業は問題が生じた場合の影響が大きいことから、実地指導の周期を待つことが望ましくないとしての判断であり、事前のテコ入れとしての効果があるとしていた。

##### (2) 集団指導報告時の自己点検

また、新潟市では、障害福祉サービス事業所の行政処分事案が多発していたが、実地指導数のさらなる増加は人力的にも厳しかったため、令和 3 年度より集団指導受講後に指導内容に係る自己点検を各事業所に行わせ、不適切事項が見つかった場合は自己申告をさせることで、不正事案の未然防止や、不正発覚時の返還金額の減少に繋げる取り組みを行っていた。

##### (3) 出張型の援助

さらに、高知市では、基準違反や算定間違いが続く事業所に対して打診し、現地レベルで改善を確認する出張型の援助を行っていた。指導を行う職員は異動等で変わっていくため、その職員にとっては初めての指摘になってしまい、問題がそのままになってしまうという状況の改善に向けてのものでもあったが、指導項目が実際に減るなどの効果が出ているという。

##### (4) 身体的拘束等の適正化

より具体的な事項ではあるが、身体的拘束等の適正化に向けて力を入れているという神奈川県での取り組みも取り上げた。神奈川県では、障害児・者の入所施設、発達支援センターについては、事前提出資料により身体拘束実施件数を事前に把握したうえで、個人を特定しない方法で個別支援計画を提出させ、身体拘束に係る 3 要件についてもれなく記載しているか等のチェックや、日々の記録の確認等も行ったうえで、実地指導時に実態との齟齬がないかなどを注視していた。

#### 4.2.4 工夫による効果と課題

まず、外部機関の活用に関して、実地指導にあたって、高度な専門性を要する会計

や法律の領域について専門家から助言を受けられることは、実地指導の質の向上が可能になるほか、指導の体系化という点でも有効と考えられる。神戸市での取り組みからは、必ずしも福祉に携わったことのない人材の場合も、登用することで外からの目として、見えなかった問題の発見にもつながりうることが示唆される。実地指導を受ける側にとっても、専門家からの助言により、どこが問題かが明確になり改善しやすくなるといった効果が期待される。指定事務受託法人の活用も単にその場限りの事務負担の軽減だけでなく、指導方法の体系化・マニュアル化にもつながる可能性がある。

ただし、いずれにおいても、適切な人材・機関の確保を課題として挙げており、財源の確保も課題となると考えられる。とはいえ、今回取り上げた自治体の取り組みからは、方法の体系化につながれば長期的に見てコストの削減にもなる可能性がある。

デジタル化の工夫では、まず、紙ベースでのやりとりからの脱却が、押印廃止等の後押しも受けて進みやすくなっていることがうかがえた。いずれの取り組みにおいても、その利便性の向上等の効果があった。また、広島市や高知市の取り組みのように、既存あるいは別の目的で作られた行政のシステムやツールを有効活用しているケースもあり、必ずしも一から作らなくてもよい場合もある。一方、実地指導でのシステム利用に関しては資料の保存性や互換性の確保、オンデマンド動画の場合は動画作成に係る負担や双方向性の確保などが課題となっていた。

その他質の向上に係る取り組みとして、集団指導時の自己点検や違反の続く事業所への出張型の援助は、限られた人員、異動による入れ替わりといった行政側の人員体制を踏まえて行われていた。その時々業務的な負担はかかるものの、確実に不適切事項を減らせるほか、これも長期的にみれば違反を減らし実地指導の効率化につながるものとも考えられる。一方、身体的拘束等の適正化に向けた取り組みからは、適正化に向けてはケースごとの判断が必要となるため、実地指導の効率化・標準化という点で、簡単に確認項目や件数を減らすことは難しいという意見が得られた。

### 4.3 まとめと本調査研究の課題

以上、本調査では、全国の自治体における実地指導の体制や方法、好事例の収集を行った。

結果、障害福祉サービスの実地指導は単独の部署で所管し、障害福祉領域以外のいずれかの領域の指導監査業務も行っている所が多く、7~8割が「対応する事業所の増加に担当者の数が追い付かない」、「担当者の異動等でノウハウが定着しない」といった課題を感じていた。一方、担当者のトレーニングとして研修マニュアルを作成している自治体や外部指導機関を利用している自治体は少なく、指定事務受託法人の活用もほとんどなく、利用したいがその予定がないという自治体と、利用の必要性を感じていない自治体とが半々といった状況が明らかとなった。指定事務受託法人の活用にあたっては、依頼できる機関がないといった資源に係る課題もみられた。

また、実地指導の効率化・標準化に係る令和2年7月通知事項の実施状況について、11の事項いずれも全体の半数以上の自治体が実施しており、80%以上が実施しているものもある一方で、確認項目の数の削減にあたっては、実地指導の質の確保の点から簡単に減らすことができないという意見も一定数得られた。

こうした中での工夫の好事例では、まず、外部機関の活用について、例えば高度な専門知識を有した外部人材による指導のフォローにより、指導の質の向上だけでなく、指導の体系化や長い目で見た場合のコストの削減にもつながる可能性が示唆された。ただし、いくつかの取り組みにおいて委託可能な機関や適切な人材の確保が課題として挙げられていた点は注意が必要と考えられる。

デジタル化の取り組みでは、事業所からの理解を得るなどの課題はあるものの、効率化につながる可能性がうかがえたほか、必ずしも新しく作るのではなく、自治体内の既存のシステム等を利用する方法もあった。

一方、質の向上に向けた取り組みのうち、例えば身体的拘束等の適正化に関する取り組みからは、効率化・標準化に際し、このような一概にはいえないケースに注意しながら、必要に応じて手引き等の改善も行いながら進めていくことが必要ということがうかがえた。

このように、本調査を通して、実施率向上に向けた様々な示唆のある結果を得られたが、調査手法上の課題もある。まず、本調査では、調査項目が膨大になることを避けるために、尋ねた実地指導の方法は基本的な事項にとどめており、指導に当たり確認している具体的な項目や、各自治体における指針と国の指針とのギャップの詳細等について尋ねることはできなかった。今後、不適切な運営を行っている事業所の発見や対処の具体的な方法や課題の把握も必要と考えられる。

また、効果の検証という観点から、様々な工夫と実施率との関連をみていくことも必要と考えられるが、本報告書作成時点では同年中の実施率を調べることは不可能であった。今後、そうした分析を通して、効果的な工夫の検討を行っていく必要がある。

---

## 第5章 参考資料

---

### 5.1 アンケート調査票

※次のページ以降に記載

令和4年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業等に対する実地指導等に係る指導方法に関する調査研究」のアンケート調査

・特に断りがない場合は令和4年度9月末時点のことについてご回答ください。

・複数部署に分かれて実施されている場合も、自治体全体とまとめた結果をご回答ください。  
工夫の有無等に関しては、原則として「いずれかのサービスに対して」、または「いずれかの部署において行っている実施」として回答をお願いします。

例) 部署A、部署Bの2つの部署で障害者福祉サービスの実地指導等を行なっている場合

部署Aの担当者は5人、部署Bの担当者は4人→職員数は10人と回答

部署Aでは項目の削減を実施、部署Bでは削減していない実施と回答(ただし、大問7のように選択肢に「一部実施」がある場合は「一部実施」とご回答ください)

数字や文字を直接記入する設問
単数回答の設問
複数回答の設問

真自治体名(「〇〇県(市)」まで記入) (※必須回答)	
回答担当部署(正式名称) (※必須回答)	

1. 本庁における実地指導を所管する部署(課、または課に相当する所属単位)の数

1. 単独の部署が所管している / 2. 複数の部署が所管している

2. 複数の部署が所管している」を選択した場合、分担の方法(当てはまるものすべてに○)

1. 障害者/障害児で分けている	
2. 訓練等給付と介護給付とで分けている	
3. (1,2以外の方法で)提供しているサービス内容で分けている	
4. その他	

4. その他の具体的な内容(自由記述)

2. 令和4年度に実地指導を行う(予定も含む)職員数

2-1. 本庁での職員数(管理職)

2-2. 本庁での職員数(管理職以外)

正規

その他(会計年度任用職員、再任用、派遣等)

2-3. 出先機関での職員数

2-4. 指定事務委託法人の職員数

2-5. その他

3. 令和4年度に実地指導を行う(予定も含む)職員のうち、事業所指定や監査、業務管理体制の確認との兼務の有無と、兼務している職員数

3-1. 指定事務との兼務

1. あり / 2. なし / 3. 明確な人数が分からない

「1. あり」を選択した場合、人数

3-2. 監査事務との兼務

1. あり / 2. なし / 3. 明確な人数が分からない

「1. あり」を選択した場合、人数

3-3. 法令遵守等の業務管理体制整備の確認検査事務との兼務

1. あり / 2. なし / 3. 明確な人数が分からない

「1. あり」を選択した場合、人数

4. 令和4年度に実地指導を行う(予定も含む)職員のうち、他法による指導監査との兼務の有無と兼務職員数

4-1. 介護保険施設、老人福祉施設、その他介護サービスの指導監査との兼務

1. あり / 2. なし / 3. 明確な人数が分からない / 4. 事務権限の対象外または該当事業所がない

「1. あり」を選択した場合、人数

4-2. 特定教育・保育施設(保育所等)、その他児童福祉施設の指導監査との兼務

1. あり / 2. なし / 3. 明確な人数が分からない / 4. 事務権限の対象外または該当事業所がない

「1. あり」を選択した場合、人数

4-3. 医療機関の指導監査との兼務

1. あり / 2. なし / 3. 明確な人数が分からない / 4. 事務権限の対象外または該当事業所がない

「1. あり」を選択した場合、人数

4-4. 保護施設、無料低額宿泊所、社会福祉法人等の指導監督との兼務

1. あり / 2. なし / 3. 明確な人数が分からない / 4. 事務権限の対象外または該当事業所がない

「1. あり」を選択した場合、人数

5. その他実地指導等の体制							
5-1. 実地指導担当者のおよその異動周期							
1. 3年未満 / 2. 3~6年未満 / 3. 6~8年未満 / 4. 8年以上							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
5-2. 指定事務受託法人の利用状況							
1. 利用している / 2. 利用予定である / 3. 利用したいが利用の予定はない / 4. 利用の必要はない							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
5-3. 事務受託法人の活用を推進する方策について考えられること（自由記述）							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
5-4. 担当者のトレーニング方法（当てはまるものすべてに○）							
1. 経験の少ない職員に経験のある職員を同行させる							
2. 外部指導機関の利用							
3. 研修マニュアルの作成							
4. その他							
[4. その他]の具体的な内容（自由記述）							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
5-5. 実地指導等の体制に関する課題（当てはまるものすべてに○）							
1. 担当部署において実地指導のノウハウが不足している							
2. 担当者の異動等でノウハウが定着しない							
3. 対応する事業所の増加に担当者の数が追いつかない							
4. 通報等への対応に追われ通常の実地指導が後手になっている							
5. その他							
[5. その他]の具体的な内容（自由記述）							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
5-6. 実地指導等の体制における工夫（当てはまるものすべてに○）							
1. 他自治体等（同都道府県内含む）との情報交換							
2. 他自治体等（同都道府県内含む）との人材交流							
3. 他自治体等（同都道府県内含む）向けの研修の実施							
4. 専門家の活用							
5. その他							
1~5の工夫に関する具体的な内容（自由記述）							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
6. 実地指導の目的について							
6-1. 実地指導等の実施にあたり、サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ること（「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」「1. 目的」より）を意識しているか							
1. 意識している / 2. 意識していない							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
6-2. 障害福祉サービス等情報公表制度にかかる、管轄地域内の事業者のワムネットへの記載情報を定期的に確認しているか							
1. 確認している / 2. 確認していない / 3. 他部署が確認しているため、わからない							
<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>							
確認されている場合、管轄事業所中実施できている割合			%				

7. 令和2年7月の通知事項※の令和4年度（予定も含む）の実施状況														
※「指定障害福祉サービス事業等等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号）及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）の一部改正について（令和2年7月17日障発0717第2号、第3号）														
7-1. 令和2年7月の通知以降の確認項目の削減状況	1.従前から削減した / 2.従前と同じ / 3.従前から増やした													
7-2. 実地指導の実施頻度を、施設も事業所もおおむね3年に1度の頻度に統一	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-3. 「標準確認項目」以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わない	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-4. 確認文書を限定した「標準確認文書」で確認	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-5. 実施通知は遅くとも実施の1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-6. 利用者の記録等の確認は、特に必要と判断する場合を除き、原則として3名以内とする	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-7. 確認する文書は、原則として指導監査の前年度から直近の実績に係る書類とする	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-8. ICTで書類を管理している事業所の場合には、資料の印刷を要求せず適宜パソコン画面上で書類を確認している	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-9. 事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを明示している	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-10. 同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、できるだけ同日または連続した日程で行うなどにより、効率化を図っている	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-11. 関連する法律に基づく指導監査との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程で行うようにしている	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-12. 1日で複数の障害福祉サービス事業者等の実地指導を行う等、所用時間の短縮を図っている	1.実施している、あるいは実施予定である / 2.一部実施している、あるいは一部実施予定である / 3.実施予定はない													
7-13. 項目を削減していない理由（当てはまるものすべてに○）	<table border="1"> <tr> <td>1.自治体の指導監査基準と（国が示す）確認調査項目がマッチしていない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.注意が必要な事業所（問題が生じた、前回指導で指摘があった）を優先しており、細かく実態を把握する必要がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[3. その他]の具体的な内容（自由記述）</td> </tr> </table>	1.自治体の指導監査基準と（国が示す）確認調査項目がマッチしていない		2.注意が必要な事業所（問題が生じた、前回指導で指摘があった）を優先しており、細かく実態を把握する必要がある		3.その他		[3. その他]の具体的な内容（自由記述）						
1.自治体の指導監査基準と（国が示す）確認調査項目がマッチしていない														
2.注意が必要な事業所（問題が生じた、前回指導で指摘があった）を優先しており、細かく実態を把握する必要がある														
3.その他														
[3. その他]の具体的な内容（自由記述）														
7-14. 確認項目の削減に係るその他工夫（当てはまるものすべてに○）	<table border="1"> <tr> <td>1.前回指導における指摘事項を中心に確認する等メリハリをつける</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.標準確認項目のうち、誤りやすい事項やサービス充実に効果的な事項などを特出し列示する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.過去2回連続で指摘がない事業所は、確認内容を簡素化している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.福祉サービスへの第三者評価等を受審している事業所は、確認内容を簡素化する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[5. その他]の具体的な内容（自由記述）</td> </tr> </table>	1.前回指導における指摘事項を中心に確認する等メリハリをつける		2.標準確認項目のうち、誤りやすい事項やサービス充実に効果的な事項などを特出し列示する		3.過去2回連続で指摘がない事業所は、確認内容を簡素化している		4.福祉サービスへの第三者評価等を受審している事業所は、確認内容を簡素化する		5.その他		[5. その他]の具体的な内容（自由記述）		
1.前回指導における指摘事項を中心に確認する等メリハリをつける														
2.標準確認項目のうち、誤りやすい事項やサービス充実に効果的な事項などを特出し列示する														
3.過去2回連続で指摘がない事業所は、確認内容を簡素化している														
4.福祉サービスへの第三者評価等を受審している事業所は、確認内容を簡素化する														
5.その他														
[5. その他]の具体的な内容（自由記述）														
7-15. 実地指導の効率化や項目削減のための工夫のうち、効果がなかった、あるいはかえって問題が生じたこと（自由記述）														

8. 実地指導の実施時期

8-1. おおよそ例年の集中的な実施時期

1. 4月～6月ごろ / 2. 7月～9月ごろ / 3. 10月～12月ごろ / 4. 翌年1月～3月ごろ / 5. 特に集中的には実施せず、年度中おおむねまんまんなく実施

上記の理由（自由記述）

9. 実地指導のプロセス（1. 当日までの準備、2. 実地指導当日、3. 実地指導後それぞれについて）

**※5本に開する設問について、ケースによって適用・不適用がある場合は、実施しているとしてご回答ください。**

9-1. 実地指導当日までの準備

9-1-1. 選定の工夫（当てはまるものすべてに○）

1. 周期に基づいて（例えば3年に一度の場合3年経過後）	
2. 新設された事業所を優先	
3. 国の指針に沿って選定	
4. 前回の指導等で指摘が入った事業所を優先	
5. 集団指導を欠席した事業所を優先	
6. 通報のあった事業所を優先	
7. その他	

⑦. その他の具体的な内容（自由記述）

9-1-2. 指導対象事業所の選定から実地指導当日までの期間

1. 1か月未満 / 2. 1か月以上3か月未満 / 3. 3か月以上

9-1-3. 準備における効率化、費の向上等のための工夫（当てはまるものすべてに○）

1. 事前提出資料等による確認	
2. 指定事務受託法人の利用	
3. 指定事務受託法人以外の機関・人材等の活用	
4. デジタル化	
5. その他	

③. 指定事務受託法人以外の機関・人材等の活用 ④. デジタル化 ⑤. その他の具体的な内容（自由記述）

9-1-4. サービスごとに状況が異なる場合の詳細（自由記述）

9-2. 実地指導当日

9-2-1. 庁舎から最も近い対象事業所への、片道の所要時間として当てはまるもの

1. 30分未満 / 2. 30～60分未満 / 3. 60～90分未満 / 4. 90～120分未満 / 5. 120分以上

9-2-2. 訪問人員と時間 選定後のセッションでもさらに多様な事例があるかと存じますが、その場合は最も場合と少ない場合の中間にあたるケースを想定して記入ください。

施設系サービス（GH含む）：施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設  
 障害福祉サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、自立生活援助、自立訓練（職業訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、自立支援医療、地域生活支援、特定相談支援  
 障害児通所系サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

	単機能1か所の事業所への訪問の場合					
	施設系サービス（GH含む）		障害福祉サービス		障害児通所系サービス	
	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース
1回あたりの訪問人数 (1. 2人以下、2. 3～5人未満、3. 5人以上)						
1回あたりにかかるおおよその時間 (1. 30分未満、2. 3～60分未満、3. 60時間以上（1日以内）、4. 複数日にわたって実施)						
同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合						
	施設系サービス（GH含む）、障害児通所系サービスいずれも含む		施設系サービス（GH含む）のみ		障害児通所系サービスのみのみ	
	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース
1回あたりの訪問人数 (1. 2人以下、2. 3～5人未満、3. 5人以上)						
1回あたりにかかるおおよその時間 (1. 30分未満、2. 3～60分未満、3. 60時間以上（1日以内）、4. 複数日にわたって実施)						
多機能型事業所（1か所）への訪問の場合						
	障害福祉サービスのみのみ		障害福祉サービス		障害児通所系サービスのみのみ	
	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース	典型的なケース	例外的に時間のかかるケース
1回あたりの訪問人数 (1. 2人以下、2. 3～5人未満、3. 5人以上)						
1回あたりにかかるおおよその時間 (1. 30分未満、2. 3～60分未満、3. 60時間以上（1日以内）、4. 複数日にわたって実施)						

9-2-3. 訪問人員、時間に関する補足事項等（自由記述）

9-2-4. 実地指導当日における効率化、費の向上等のための工夫（9-2-2選定事項以外）（当てはまるものすべてに○）

1. 指定事務受託法人の利用	
2. 指定事務受託法人以外の機関・人材等の活用	
3. 同都道府県内の市区町村との合同実施	
4. デジタル化	
5. その他	

①～⑤の具体的な内容（自由記述）



9-3. 実地指導後		
9-3-1. 実地指導当日に確認できなかった項目がある場合の対応（当てはまるものすべてに○）		
1. 書類の追加提出	<input type="checkbox"/>	
2. 後日再訪	<input type="checkbox"/>	
3. 指定事務受託法人等外部機関によるフォロー	<input type="checkbox"/>	
4. 次回実地指導時に確認	<input type="checkbox"/>	
5. 特に追加での確認はしない	<input type="checkbox"/>	
6. その他	<input type="checkbox"/>	
「6. その他」の具体的な内容（自由記述）		
9-3-2. 実地指導日から結果通知の発送までの閉日		
1. 1か月未満 / 2. 1か月以上3か月未満 / 3. 3か月以上		
9-3-3. 結果通知日から改善報告の閉日		
1. 1か月未満 / 2. 1か月以上3か月未満 / 3. 3か月以上		
9-3-4. 実地指導後における効率化、質の向上等のための工夫（R2.7通知事項以外）（当てはまるものすべてに○）		
1. 指定事務受託法人の利用	<input type="checkbox"/>	
2. 指定事務受託法人以外の機関・人材等の活用	<input type="checkbox"/>	
3. デジタル化	<input type="checkbox"/>	
4. その他	<input type="checkbox"/>	
「2. 指定事務受託法人以外の機関・人材等の活用」「3. デジタル化」「4. その他」の具体的な内容（自由記述）		
9-3-5. サービスごとに状況が異なる場合の詳細（自由記述）		
10. 自己点検表（各種基準法令を遵守しているかを事業所が自身で確認できるようにする文書。実際の名称は問わない）について		
10-1. 作成状況		
1. 作成している / 2. 作成していない / 3. 今後作成する予定である		
10-2. 実地指導での利用状況		
1. 利用している / 2. 利用していない / 3. 今後利用する予定である		
10-3. 実地指導以外での利用の工夫（自由記述） ※例：サービスの質の維持のために実地指導の実施にかかわらず毎年提出を依頼している		

11. 集団指導のデジタル化状況			
11-1. オンラインミーティング形式（ある日を定めて参加者を募り、Zoom等を用いてオンライン上で講師により直接指導）			
11-1-1. 実施状況			
1.実施している / 2.今後実施予定である / 3.実施予定はない			
11-1-2. 出欠確認方法（当てはまるものすべてに○）			
1. 当日その場で出欠確認を行う			
2. 受講をメール等で報告			
3. アンケート提出			
4. 特に出欠確認は行っていない			
5. その他			
[5. その他]の具体的な内容（自由記述）			
11-1-3. 対象事業所中参加割合			%
11-2. E-learning形式（教材配信・履修管理のためのシステム（LMS）を用意し、事業者に通知、受講させる）			
11-2-1. 実施状況			
1.実施している / 2.今後実施予定である / 3.実施予定はない			
11-2-2. 出欠確認方法（当てはまるものすべてに○）			
1. LMSによる履修管理			
2. 受講をメール等で報告			
3. アンケート提出			
4. 特に出欠確認は行っていない			
5. その他			
[5. その他]の具体的な内容（自由記述）			
11-2-3. 対象事業所中参加割合			%
11-3. オンデマンド方式（講師による解説等を録画した映像をアップし、事業所に通知、視聴させる）			
11-3-1. 実施状況			
1.実施している / 2.今後実施予定である / 3.実施予定はない			
11-3-2. 出欠確認方法（当てはまるものすべてに○）			
1. 視聴した旨をメール等で報告			
2. 小テストへの回答			
3. アンケート提出			
4. 特に出欠確認は行っていない			
5. その他			
[5. その他]の具体的な内容（自由記述）			
11-3-3. 対象事業所中参加割合			%
11-4. HP参照形式（資料をアップロードしたページを事業者に通知、閲覧させる）			
11-4-1. 実施状況			
1.実施している / 2.今後実施予定である / 3.実施予定はない			
11-4-2. 出欠確認方法（当てはまるものすべてに○）			
1. 閲覧した旨をメール等で報告			
2. 小テストへの回答			
3. アンケート提出			
4. 特に出欠確認は行っていない			
5. その他			
[5. その他]の具体的な内容（自由記述）			
11-4-3. 対象事業所中参加割合			%

11-5. その他		
11-5-1. 方法 (自由記述)		
11-5-2. 出欠確認方法 (自由記述)		
11-5-3. 対象事業所中参加割合		%
11-6. 集団指導のデジタル化における工夫 (自由記述)		
11-7. 集団指導のデジタル化における課題 (当てはまるものすべてに○)		
1. デジタルのリテラシーが低い事業所へのフォロー		
2. 自治体側のノウハウが不足している		
3. 自治体側に費用が不足している		
4. 対面と比べて参加者のコミット度合いが分かりづらい		
5. その他		
[5. その他] の具体的な内容 (自由記述)		

12. 事業者とのコミュニケーション		
12-1. 過去3年間の、実地指導等に関して事業者からの意見の有無		
1. 職員の対応について		
2. 準備のための時間が取れないことについて		
3. 日誌調整について		
4. 提出資料について（資料が多い等）		
5. その他		
[5. その他]の具体的な内容（自由記述）		
12-2. 集団指導の欠席事業所にはきめ細かいフォローを行っている		
1. 毎年度できている / 2. できた年度もある / 3. まったくできていない / 4. 分からない		
12-3. 集団指導の効果の実感		
1. 非常に効果的だと思う / 2. おおむね効果的だと思う / 3. どちらともいえない / 4. あまり効果的だと思わない / 5. 効果的だと思わない		
[4. あまり効果的だと思わない] [5. 効果的だと思わない]を回答された場合、その理由（自由記述）		
12-4. 実地指導の効果の実感		
1. 非常に効果的だと思う / 2. おおむね効果的だと思う / 3. どちらともいえない / 4. あまり効果的だと思わない / 5. 効果的だと思わない		
[4. あまり効果的だと思わない] [5. 効果的だと思わない]を回答された場合、その理由（自由記述）		
12-5. 事業者への支援の工夫（自由記述）		

## 5.2 自治体単位別クロス集計結果

※次のページ以降に記載

1. 本庁における実地指導を所管する部署（課、または課に相当する所属単位）の数

		1実地指導を所管する部署_有無		合計
		1.単独の部署が 所管している	2.複数の部署が 所管している	
都道府県	件	30	14	44
	%	68.2%	31.8%	100.0%
政令市	件	11	5	16
	%	68.8%	31.3%	100.0%
中核市	件	46	7	53
	%	86.8%	13.2%	100.0%
全体	件	87	26	113
	%	77.0%	23.0%	100.0%

「2. 複数の部署が所轄している」を選択した場合、分担の方法(当てはまるものすべてに○)

		1所管の分け方_障害者/障害児		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	3	41	44
	%	6.8%	93.2%	100.0%
政令市	件	3	13	16
	%	18.8%	81.3%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	7	106	113
	%	6.2%	93.8%	100.0%

		1所管の分け方_訓練給付/介護給付		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	0	113	113
	%	0.0%	100.0%	100.0%

		1所管の分け方_上記以外の提供サービス内容		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	3	41	44
	%	6.8%	93.2%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	6	107	113
	%	5.3%	94.7%	100.0%

		1所管の分け方_その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	10	34	44
	%	22.7%	77.3%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	7	46	53
	%	13.2%	86.8%	100.0%
全体	件	18	95	113
	%	15.9%	84.1%	100.0%

## 2. 令和4年度に実地指導を行う（予定も含む）職員数

	2本庁での職員数 (管理職)	2本庁での職員数 (正規)	2本庁での職員数 (その他)	2出先機関での 職員数	2指定事務受託法 人の職員数	職員数(出先機関 等含)合計	
都道府県	平均値	1.2	5.3	1.4	8.0	0.0	14.5
	最大値	9	22	7	41	0	51
	最小値	0	0	0	0	0	2
	標準偏差	2.0	4.5	1.9	10.7	0.0	11.0
	度数	38	43	37	39	35	44
政令市	平均値	1.3	8.3	2.5	0.0	0.7	12.6
	最大値	7	23	11	0	11	25
	最小値	0	2	0	0	0	3
	標準偏差	1.7	5.4	3.1	0.0	2.8	7.6
	度数	16	16	15	15	15	16
中核市	平均値	1.1	4.6	0.8	0.0	0.0	6.4
	最大値	6	15	9	0	0	20
	最小値	0	1	0	0	0	2
	標準偏差	1.4	3.0	1.5	0.0	0.0	3.9
	度数	51	53	51	46	47	53
全体	平均値	1.1	5.4	1.1	2.8	0.1	10.5
	最大値	9	23	11	41	11	51
	最小値	0	0	0	0	0	2
	標準偏差	1.6	4.1	1.9	7.2	1.0	8.7
	度数	105	112	103	100	97	113

3. 令和4年度に実地指導を行う（予定も含む）職員のうち、事業所指定や監査、業務管理体制の確認との兼務の有無と、兼務している職員数

		3兼務_指定事務との兼務			
		1. あり	2. なし	3. 明確な人数が 分からない	合計
都道府県	件	25	16	3	44
	%	56.8%	36.4%	6.8%	100.0%
政令市	件	14	2	0	16
	%	87.5%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	24	29	0	53
	%	45.3%	54.7%	0.0%	100.0%
全体	件	63	47	3	113
	%	55.8%	41.6%	2.7%	100.0%

		3兼務_監査事務との兼務			
		1. あり	2. なし	3. 明確な人数が 分からない	合計
都道府県	件	35	3	6	44
	%	79.5%	6.8%	13.6%	100.0%
政令市	件	15	0	1	16
	%	93.8%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	52	0	1	53
	%	98.1%	0.0%	1.9%	100.0%
全体	件	102	3	8	113
	%	90.3%	2.7%	7.1%	100.0%

		3兼務_業務管理体制整備の確認検査事務との兼務			
		1. あり	2. なし	3. 明確な人数が 分からない	合計
都道府県	件	34	5	5	44
	%	77.3%	11.4%	11.4%	100.0%
政令市	件	15	0	1	16
	%	93.8%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	43	9	1	53
	%	81.1%	17.0%	1.9%	100.0%
全体	件	92	14	7	113
	%	81.4%	12.4%	6.2%	100.0%

		3兼務_指定事務と の兼務_人数	3兼務_監査事務と の兼務_人数	3兼務_業務管理 体制整備の確認 検査事務との兼務 人数
都道府県	平均値	10.0	10.6	6.9
	最大値	41	41	41
	最小値	1	1	0
	標準偏差	8.9	9.6	8.1
	度数	25	35	35
政令市	平均値	7.4	9.7	8.9
	最大値	21	24	21
	最小値	1	2	1
	標準偏差	5.3	6.5	6.3
	度数	14	15	15
中核市	平均値	4.0	5.1	3.9
	最大値	10	16	10
	最小値	0	2	1
	標準偏差	1.9	3.3	2.0
	度数	25	51	43
合計	平均値	7.1	7.7	5.8
	最大値	41	41	41
	最小値	0	1	0
	標準偏差	6.7	7.0	6.0
	度数	64	101	93



4. 令和4年度に実地指導を行う（予定も含む）職員のうち、他法による指導監査との兼務の有無と兼務職員数

		4介護保険施設、老人福祉施設、その他介護サービスの指導監査との兼務				
		1. あり	2. なし	3. 明確な人数が分からない	4. 事務権限の対象外または該当事業所がない	合計
都道府県	件	17	22	3	2	44
	%	38.6%	50.0%	6.8%	4.5%	100.0%
政令市	件	4	10	0	2	16
	%	25.0%	62.5%	0.0%	12.5%	100.0%
中核市	件	20	33	0	0	53
	%	37.7%	62.3%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	件	41	65	3	4	113
	%	36.3%	57.5%	2.7%	3.5%	100.0%

		4特定教育・保育施設(保育所等)、その他児童福祉施設の指導監査との兼務				
		1. あり	2. なし	3. 明確な人数が分からない	4. 事務権限の対象外または該当事業所がない	合計
都道府県	件	17	19	6	2	44
	%	38.6%	43.2%	13.6%	4.5%	100.0%
政令市	件	2	12	0	2	16
	%	12.5%	75.0%	0.0%	12.5%	100.0%
中核市	件	22	31	0	0	53
	%	41.5%	58.5%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	件	41	62	6	4	113
	%	36.3%	54.9%	5.3%	3.5%	100.0%

		4医療機関の指導監査との兼務				
		1. あり	2. なし	3. 明確な人数が分からない	4. 事務権限の対象外または該当事業所がない	合計
都道府県	件	3	36	4	1	44
	%	6.8%	81.8%	9.1%	2.3%	100.0%
政令市	件	0	13	0	3	16
	%	0.0%	81.3%	0.0%	18.8%	100.0%
中核市	件	0	49	0	4	53
	%	0.0%	92.5%	0.0%	7.5%	100.0%
全体	件	3	98	4	8	113
	%	2.7%	86.7%	3.5%	7.1%	100.0%

		4保護施設、無料低額宿泊所、社会福祉法人等の指導監督との兼務				
		1. あり	2. なし	3. 明確な人数が分からない	4. 事務権限の対象外または該当事業所がない	合計
都道府県	件	20	18	6	0	44
	%	45.5%	40.9%	13.6%	0.0%	100.0%
政令市	件	5	8	1	2	16
	%	31.3%	50.0%	6.3%	12.5%	100.0%
中核市	件	26	27	0	0	53
	%	49.1%	50.9%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	件	51	53	7	2	113
	%	45.1%	46.9%	6.2%	1.8%	100.0%

		4介護サービスの指導 監査との兼務_人数	4児童福祉施設の指導 監査との兼務_人数	4医療機関の指導監査 との兼務_人数	4保護施設、無料低額 宿泊所、社会福祉法人 等の指導監督との兼 務_人数
都道府県	平均値	7.1	7.6	2.8	5.5
	最大値	24	22	7	19
	最小値	0	0	0	0
	標準偏差	5.8	6.5	3.1	5.1
	度数	19	18	5	21
政令市	平均値	5.5	7.0	-	4.2
	最大値	7	7	-	7
	最小値	2	7	-	1
	標準偏差	2.4	0.0	-	2.8
	度数	4	2	-	5
中核市	平均値	5.0	3.7	-	4.2
	最大値	11	9	-	14
	最小値	1	1	-	0
	標準偏差	2.9	2.4	-	2.9
	度数	20	20	-	26
合計	平均値	6.0	5.6	2.8	4.7
	最大値	24	22	7	19
	最小値	0	0	0	0
	標準偏差	4.4	5.0	3.1	3.9
	度数	43	40	5	52

5. その他実地指導等の体制

		5実地指導担当者のおおよその異動周期			
		1. 3年未満	2. 3～6年未満	3. 6～8年未満	合計
都道府県	件	11	33	0	44
	%	25.0%	75.0%	0.0%	100.0%
政令市	件	1	15	0	16
	%	6.3%	93.8%	0.0%	100.0%
中核市	件	6	45	2	53
	%	11.3%	84.9%	3.8%	100.0%
全体	件	18	93	2	113
	%	15.9%	82.3%	1.8%	100.0%

		5指定事務受託法人の利用					
		1.利用している	2.利用予定である	3.利用したいが利用の予定はない	4.利用の必要はない	無回答	合計
都道府県	件	0	0	21	23	0	44
	%	0.0%	0.0%	47.7%	52.3%	0.0%	100.0%
政令市	件	1	1	12	2	0	16
	%	6.3%	6.3%	75.0%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	1	0	18	33	1	53
	%	1.9%	0.0%	34.0%	62.3%	1.9%	100.0%
全体	件	2	1	51	58	1	113
	%	1.8%	0.9%	45.1%	51.3%	0.9%	100.0%

担当者のトレーニング方法(当てはまるものすべてに○)

		5担当者のトレーニング_経験の少ない 職員に経験のある職員を同行させる		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	43	1	44
	%	97.7%	2.3%	100.0%
政令市	件	16	0	16
	%	100.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	50	3	53
	%	94.3%	5.7%	100.0%
全体	件	109	4	113
	%	96.5%	3.5%	100.0%

		5担当者のトレーニング_ 外部指導機関利用		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	6	38	44
	%	13.6%	86.4%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	12	41	53
	%	22.6%	77.4%	100.0%
全体	件	20	93	113
	%	17.7%	82.3%	100.0%

		5担当者のトレーニング_ 研修マニュアル作成		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	21	23	44
	%	47.7%	52.3%	100.0%
政令市	件	6	10	16
	%	37.5%	62.5%	100.0%
中核市	件	12	41	53
	%	22.6%	77.4%	100.0%
全体	件	39	74	113
	%	34.5%	65.5%	100.0%

		5担当者のトレーニング_ その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	5	39	44
	%	11.4%	88.6%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	3	50	53
	%	5.7%	94.3%	100.0%
全体	件	10	103	113
	%	8.8%	91.2%	100.0%

実地指導等の体制に関する課題(当てはまるものすべてに○)

		5課題_担当部署において実地指導のノウハウが不足		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	20	24	44
	%	45.5%	54.5%	100.0%
政令市	件	8	8	16
	%	50.0%	50.0%	100.0%
中核市	件	18	35	53
	%	34.0%	66.0%	100.0%
全体	件	46	67	113
	%	40.7%	59.3%	100.0%

		5課題_担当者の異動等でノウハウが定着しない		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	30	14	44
	%	68.2%	31.8%	100.0%
政令市	件	14	2	16
	%	87.5%	12.5%	100.0%
中核市	件	36	17	53
	%	67.9%	32.1%	100.0%
全体	件	80	33	113
	%	70.8%	29.2%	100.0%

		5課題_対応する事業所の増加に担当者の数が追いつかない		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	41	3	44
	%	93.2%	6.8%	100.0%
政令市	件	16	0	16
	%	100.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	43	10	53
	%	81.1%	18.9%	100.0%
全体	件	100	13	113
	%	88.5%	11.5%	100.0%

		5課題_通報等への対応に追われ通常の実地指導が後手に回っている		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	19	25	44
	%	43.2%	56.8%	100.0%
政令市	件	13	3	16
	%	81.3%	18.8%	100.0%
中核市	件	17	36	53
	%	32.1%	67.9%	100.0%
全体	件	49	64	113
	%	43.4%	56.6%	100.0%

		5課題_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	7	37	44
	%	15.9%	84.1%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	5	48	53
	%	9.4%	90.6%	100.0%
全体	件	14	99	113
	%	12.4%	87.6%	100.0%

実地指導等の体制における工夫(当てはまるものすべてに○)

		5その他実地指導等の体制 工夫_他自治体等との情報交換		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	29	15	44
	%	65.9%	34.1%	100.0%
政令市	件	10	6	16
	%	62.5%	37.5%	100.0%
中核市	件	32	21	53
	%	60.4%	39.6%	100.0%
全体	件	71	42	113
	%	62.8%	37.2%	100.0%

		5その他実地指導等の体制 工夫_他自治体等との人材交流		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	2	42	44
	%	4.5%	95.5%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	3	110	113
	%	2.7%	97.3%	100.0%

		5その他実地指導等の体制 工夫_他自治体等向けの研修実施		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	4	40	44
	%	9.1%	90.9%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	6	107	113
	%	5.3%	94.7%	100.0%

		5その他実地指導等の体制 工夫_専門家活用		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	2	42	44
	%	4.5%	95.5%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	2	51	53
	%	3.8%	96.2%	100.0%
全体	件	6	107	113
	%	5.3%	94.7%	100.0%

		5その他実地指導等の体制 工夫_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	3	41	44
	%	6.8%	93.2%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	4	49	53
	%	7.5%	92.5%	100.0%
全体	件	9	104	113
	%	8.0%	92.0%	100.0%

6. 実地指導の目的について

		6.サービス等の質の確保及び自立 支援給付の適正化を図ることの意識		
		1.意識している	2.意識していない	合計
都道府県	件	44	0	44
	%	100.0%	0.0%	100.0%
政令市	件	16	0	16
	%	100.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	53	0	53
	%	100.0%	0.0%	100.0%
全体	件	113	0	113
	%	100.0%	0.0%	100.0%

		6.管轄地域内の事業者のワムネット記載情報の定期確認			合計
		1.確認している	2.確認していない	3.他部署が確認して いるため、分からない	
都道府県	件	21	14	9	44
	%	47.7%	31.8%	20.5%	100.0%
政令市	件	10	5	1	16
	%	62.5%	31.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	20	20	13	53
	%	37.7%	37.7%	24.5%	100.0%
全体	件	51	39	23	113
	%	45.1%	34.5%	20.4%	100.0%

7. 令和2年7月の通知事項※の令和4年度（予定も含む）の実施状況

※「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号）及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）の一部改正について（令和2年7月17日障発0717第2号、第3号）

7令和2年7月の通知以降の確認項目の削減状況					
		1.従前から削減した	2.従前と同じ	3.従前から増やした	合計
都道府県	件	22	19	3	44
	%	50.0%	43.2%	6.8%	100.0%
政令市	件	10	6	0	16
	%	62.5%	37.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	36	17	0	53
	%	67.9%	32.1%	0.0%	100.0%
全体	件	68	42	3	113
	%	60.2%	37.2%	2.7%	100.0%

7実地指導の実施頻度を、施設も事業所もおおむね3年に1度の頻度に統一					
		1.実施している、あるいは実施予定である	2.一部実施している、あるいは一部実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	25	15	4	44
	%	56.8%	34.1%	9.1%	100.0%
政令市	件	4	9	3	16
	%	25.0%	56.3%	18.8%	100.0%
中核市	件	33	14	6	53
	%	62.3%	26.4%	11.3%	100.0%
全体	件	62	38	13	113
	%	54.9%	33.6%	11.5%	100.0%

7「標準確認項目」以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わない					
		1.実施している、あるいは実施予定である	2.一部実施している、あるいは一部実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	26	15	3	44
	%	59.1%	34.1%	6.8%	100.0%
政令市	件	5	9	2	16
	%	31.3%	56.3%	12.5%	100.0%
中核市	件	33	14	6	53
	%	62.3%	26.4%	11.3%	100.0%
全体	件	64	38	11	113
	%	56.6%	33.6%	9.7%	100.0%



		7確認文書を限定した「標準確認文書」で確認			
		1.実施している、 あるいは実施 予定である	2.一部実施している、あ るいは一部実施 予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	29	8	7	44
	%	65.9%	18.2%	15.9%	100.0%
政令市	件	9	5	2	16
	%	56.3%	31.3%	12.5%	100.0%
中核市	件	31	13	9	53
	%	58.5%	24.5%	17.0%	100.0%
全体	件	69	26	18	113
	%	61.1%	23.0%	15.9%	100.0%

		7実施通知は遅くとも実施の1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す			
		1.実施している、 あるいは実施 予定である	2.一部実施している、あ るいは一部実施 予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	39	5	0	44
	%	88.6%	11.4%	0.0%	100.0%
政令市	件	12	3	1	16
	%	75.0%	18.8%	6.3%	100.0%
中核市	件	46	6	1	53
	%	86.8%	11.3%	1.9%	100.0%
全体	件	97	14	2	113
	%	85.8%	12.4%	1.8%	100.0%

		7利用者の記録等の確認は、特に必要と判断する場合を除き、原則として3名以内とする			
		1.実施している、 あるいは実施 予定である	2.一部実施している、あ るいは一部実施 予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	39	4	1	44
	%	88.6%	9.1%	2.3%	100.0%
政令市	件	13	3	0	16
	%	81.3%	18.8%	0.0%	100.0%
中核市	件	48	3	2	53
	%	90.6%	5.7%	3.8%	100.0%
全体	件	100	10	3	113
	%	88.5%	8.8%	2.7%	100.0%

		7確認する文書は、原則として指導監査の前年度から直近の実績に係る書類とする			
		1.実施している、 あるいは実施 予定である	2.一部実施している、あ るいは一部実施 予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	38	6	0	44
	%	86.4%	13.6%	0.0%	100.0%
政令市	件	13	3	0	16
	%	81.3%	18.8%	0.0%	100.0%
中核市	件	50	3	0	53
	%	94.3%	5.7%	0.0%	100.0%
全体	件	101	12	0	113
	%	89.4%	10.6%	0.0%	100.0%

7ICTで書類を管理している事業所の場合には、資料の印刷を要求せず適宜パソコン画面上で書類を確認している					
		1.実施している、あるいは実施予定である	2.一部実施している、あるいは一部実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	31	11	2	44
	%	70.5%	25.0%	4.5%	100.0%
政令市	件	10	5	1	16
	%	62.5%	31.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	46	7	0	53
	%	86.8%	13.2%	0.0%	100.0%
全体	件	87	23	3	113
	%	77.0%	20.4%	2.7%	100.0%

7事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを明示している					
		1.実施している、あるいは実施予定である	2.一部実施している、あるいは一部実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	27	13	4	44
	%	61.4%	29.5%	9.1%	100.0%
政令市	件	7	8	1	16
	%	43.8%	50.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	34	16	3	53
	%	64.2%	30.2%	5.7%	100.0%
全体	件	68	37	8	113
	%	60.2%	32.7%	7.1%	100.0%

7同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、できるだけ同日または連続した日程で行うなどにより、効率化を図っている					
		1.実施している、あるいは実施予定である	2.一部実施している、あるいは一部実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	37	7	0	44
	%	84.1%	15.9%	0.0%	100.0%
政令市	件	8	8	0	16
	%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	46	6	1	53
	%	86.8%	11.3%	1.9%	100.0%
全体	件	91	21	1	113
	%	80.5%	18.6%	0.9%	100.0%

7関連する法律に基づく指導監査との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程で行うようにしている					
		1.実施している、あるいは実施予定である	2.一部実施している、あるいは一部実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	24	16	4	44
	%	54.5%	36.4%	9.1%	100.0%
政令市	件	5	9	2	16
	%	31.3%	56.3%	12.5%	100.0%
中核市	件	33	12	8	53
	%	62.3%	22.6%	15.1%	100.0%
全体	件	62	37	14	113
	%	54.9%	32.7%	12.4%	100.0%

		71日で複数の障害福祉サービス事業者等の実地指導を行う等、所用時間の短縮を図っている			
		1.実施している、あるいは実施予定である	2.一部実施している、あるいは一部実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	36	7	1	44
	%	81.8%	15.9%	2.3%	100.0%
政令市	件	8	4	4	16
	%	50.0%	25.0%	25.0%	100.0%
中核市	件	39	8	6	53
	%	73.6%	15.1%	11.3%	100.0%
全体	件	83	19	11	113
	%	73.5%	16.8%	9.7%	100.0%

項目を削減していない理由(当てはまるものすべてに○)

		7削減しない理由 自治体の指導監査基準と(国が示す) 確認調査項目がマッチしていない		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	5	39	44
	%	11.4%	88.6%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	7	106	113
	%	6.2%	93.8%	100.0%

		7削減しない理由_注意の必要な事業所を優先しており、細かく実態を把握する必要がある		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	18	26	44
	%	40.9%	59.1%	100.0%
政令市	件	7	9	16
	%	43.8%	56.3%	100.0%
中核市	件	13	40	53
	%	24.5%	75.5%	100.0%
全体	件	38	75	113
	%	33.6%	66.4%	100.0%

		7削減しない理由_その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	8	36	44
	%	18.2%	81.8%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	4	49	53
	%	7.5%	92.5%	100.0%
全体	件	13	100	113
	%	11.5%	88.5%	100.0%

		7削減にかかるその他工夫_前回 指導における指摘事項を中心に確認する等 メリハリをつける		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	27	17	44
	%	61.4%	38.6%	100.0%
政令市	件	9	7	16
	%	56.3%	43.8%	100.0%
中核市	件	24	29	53
	%	45.3%	54.7%	100.0%
全体	件	60	53	113
	%	53.1%	46.9%	100.0%

		7削減にかかるその他工夫_特出し		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	11	33	44
	%	25.0%	75.0%	100.0%
政令市	件	7	9	16
	%	43.8%	56.3%	100.0%
中核市	件	14	39	53
	%	26.4%	73.6%	100.0%
全体	件	32	81	113
	%	28.3%	71.7%	100.0%

		7削減にかかるその他工夫_ 指摘のない事業所の簡素化		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	1	43	44
	%	2.3%	97.7%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	2	111	113
	%	1.8%	98.2%	100.0%

		7削減にかかるその他工夫_ 第三者評価受審は簡素化		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	1	43	44
	%	2.3%	97.7%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	112	113
	%	0.9%	99.1%	100.0%

		7削減にかかるその他工夫_その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	3	41	44
	%	6.8%	93.2%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	6	107	113
	%	5.3%	94.7%	100.0%

## 8. 実地指導の実施時期

	8おおよそ例年の集中的実施時期 時期					合計
	1. 4月～6月ごろ	2. 7月～9月ごろ	3. 10月～12月ごろ	4. 翌年1月～3月ごろ	5. 特に集中的には実施せず、年度中概ね万遍なく実施	
都道府県	件	1	1	8	0	34
	%	2.3%	2.3%	18.2%	0.0%	77.3%
政令市	件	0	0	5	0	11
	%	0.0%	0.0%	31.3%	0.0%	68.8%
中核市	件	0	3	4	3	43
	%	0.0%	5.7%	7.5%	5.7%	81.1%
全体	件	1	4	17	3	88
	%	0.9%	3.5%	15.0%	2.7%	77.9%

## 9. 実地指導のプロセス

### 9-1 実地指導当日までの準備

#### 選定の工夫(当てはまるものすべてに○)

	9選定の工夫_周期に基づいて		※複数回答 合計
	○	×	
都道府県	件	40	4
	%	90.9%	9.1%
政令市	件	11	5
	%	68.8%	31.3%
中核市	件	51	2
	%	96.2%	3.8%
全体	件	102	11
	%	90.3%	9.7%

	9選定の工夫_新設を優先		※複数回答 合計
	○	×	
都道府県	件	33	11
	%	75.0%	25.0%
政令市	件	10	6
	%	62.5%	37.5%
中核市	件	42	11
	%	79.2%	20.8%
全体	件	85	28
	%	75.2%	24.8%

	9選定の工夫_国の指針に沿って		※複数回答 合計
	○	×	
都道府県	件	14	30
	%	31.8%	68.2%
政令市	件	6	10
	%	37.5%	62.5%
中核市	件	15	38
	%	28.3%	71.7%
全体	件	35	78
	%	31.0%	69.0%

		9選定の工夫_前回指摘事業所を優先		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	20	24	44
	%	45.5%	54.5%	100.0%
政令市	件	5	11	16
	%	31.3%	68.8%	100.0%
中核市	件	17	36	53
	%	32.1%	67.9%	100.0%
全体	件	42	71	113
	%	37.2%	62.8%	100.0%

		9選定の工夫_集団指導欠席を優先		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	6	38	44
	%	13.6%	86.4%	100.0%
政令市	件	3	13	16
	%	18.8%	81.3%	100.0%
中核市	件	8	45	53
	%	15.1%	84.9%	100.0%
全体	件	17	96	113
	%	15.0%	85.0%	100.0%

		9選定の工夫_通報有を優先		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	40	4	44
	%	90.9%	9.1%	100.0%
政令市	件	15	1	16
	%	93.8%	6.3%	100.0%
中核市	件	45	8	53
	%	84.9%	15.1%	100.0%
全体	件	100	13	113
	%	88.5%	11.5%	100.0%

		9選定の工夫_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	2	42	44
	%	4.5%	95.5%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	4	49	53
	%	7.5%	92.5%	100.0%
全体	件	8	105	113
	%	7.1%	92.9%	100.0%

指導対象事業所の選定から実地指導当日までの期間

		9選定から当日までの期間			
		1. 1カ月未満	2. 1カ月以上 3カ月未満	3. 3カ月以上	合計
都道府県	件	0	31	13	44
	%	0.0%	70.5%	29.5%	100.0%
政令市	件	1	14	1	16
	%	6.3%	87.5%	6.3%	100.0%
中核市	件	2	34	17	53
	%	3.8%	64.2%	32.1%	100.0%
全体	件	3	79	31	113
	%	2.7%	69.9%	27.4%	100.0%

準備における効率化、質の向上等のための工夫(当てはまるものすべてに○)

		9準備における工夫 事前提出資料確認		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	43	1	44
	%	97.7%	2.3%	100.0%
政令市	件	15	1	16
	%	93.8%	6.3%	100.0%
中核市	件	51	2	53
	%	96.2%	3.8%	100.0%
全体	件	109	4	113
	%	96.5%	3.5%	100.0%

		9準備における工夫 指定事務受託法人活用		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	112	113
	%	0.9%	99.1%	100.0%

		9準備における工夫 それ以外の機関・人材等活用		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	0	113	113
	%	0.0%	100.0%	100.0%

		9準備における工夫_デジタル化		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	2	42	44
	%	4.5%	95.5%	100.0%
政令市	件	3	13	16
	%	18.8%	81.3%	100.0%
中核市	件	3	50	53
	%	5.7%	94.3%	100.0%
全体	件	8	105	113
	%	7.1%	92.9%	100.0%

		9準備における工夫_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	1	43	44
	%	2.3%	97.7%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	6	47	53
	%	11.3%	88.7%	100.0%
全体	件	8	105	113
	%	7.1%	92.9%	100.0%



9 - 2 実地指導当日

		9最も遠い対象事業所への片道所要時間					
		1. 30分未満	2. 30～60分未満	3. 60～90分未満	4. 90～120分未満	5. 120分以上	合計
都道府県	件	1	2	11	10	20	44
	%	2.3%	4.5%	25.0%	22.7%	45.5%	100.0%
政令市	件	0	8	7	1	0	16
	%	0.0%	50.0%	43.8%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	5	40	7	0	1	53
	%	9.4%	75.5%	13.2%	0.0%	1.9%	100.0%
全体	件	6	50	25	11	21	113
	%	5.3%	44.2%	22.1%	9.7%	18.6%	100.0%

実地指導1回あたりの訪問人数  
単機能1か所の事業所への訪問の場合

		9訪問人数と時間_施設系サービス典型_人数			
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	合計
都道府県	件	32	12	0	44
	%	72.7%	27.3%	0.0%	100.0%
政令市	件	7	9	0	16
	%	43.8%	56.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	20	32	1	53
	%	37.7%	60.4%	1.9%	100.0%
全体	件	59	53	1	113
	%	52.2%	46.9%	0.9%	100.0%

		9訪問人数と時間_施設系サービス例外_人数				
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	9	32	1	2	44
	%	20.5%	72.7%	2.3%	4.5%	100.0%
政令市	件	3	12	1	0	16
	%	18.8%	75.0%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	4	41	5	3	53
	%	7.5%	77.4%	9.4%	5.7%	100.0%
全体	件	16	85	7	5	113
	%	14.2%	75.2%	6.2%	4.4%	100.0%

		9訪問人数と時間_障害福祉サービス典型_人数			
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	合計
都道府県	件	36	8	0	44
	%	81.8%	18.2%	0.0%	100.0%
政令市	件	8	8	0	16
	%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	34	19	0	53
	%	64.2%	35.8%	0.0%	100.0%
全体	件	78	35	0	113
	%	69.0%	31.0%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_障害福祉サービス例外_人数				
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	12	29	1	2	44
	%	27.3%	65.9%	2.3%	4.5%	100.0%
政令市	件	3	13	0	0	16
	%	18.8%	81.3%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	6	44	0	3	53
	%	11.3%	83.0%	0.0%	5.7%	100.0%
全体	件	21	86	1	5	113
	%	18.6%	76.1%	0.9%	4.4%	100.0%

		9訪問人数と時間 障害児通所サービス典型_人数			
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	合計
都道府県	件	36	8	0	44
	%	81.8%	18.2%	0.0%	100.0%
政令市	件	10	6	0	16
	%	62.5%	37.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	35	18	0	53
	%	66.0%	34.0%	0.0%	100.0%
全体	件	81	32	0	113
	%	71.7%	28.3%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間 障害児通所サービス例外_人数				
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	11	30	1	2	44
	%	25.0%	68.2%	2.3%	4.5%	100.0%
政令市	件	3	13	0	0	16
	%	18.8%	81.3%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	7	43	0	3	53
	%	13.2%	81.1%	0.0%	5.7%	100.0%
全体	件	21	86	1	5	113
	%	18.6%	76.1%	0.9%	4.4%	100.0%

#### 同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合

		9訪問人数と時間 施設系サービス(GH含む)、 障害児通所系サービスいずれも含む典型_人数				
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	21	21	1	1	44
	%	47.7%	47.7%	2.3%	2.3%	100.0%
政令市	件	6	8	1	1	16
	%	37.5%	50.0%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	16	33	2	2	53
	%	30.2%	62.3%	3.8%	3.8%	100.0%
全体	件	43	62	4	4	113
	%	38.1%	54.9%	3.5%	3.5%	100.0%

		9訪問人数と時間 施設系サービス(GH含む)、 障害児通所系サービスいずれも含む(例外)_人数				
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	6	29	6	3	44
	%	13.6%	65.9%	13.6%	6.8%	100.0%
政令市	件	3	9	3	1	16
	%	18.8%	56.3%	18.8%	6.3%	100.0%
中核市	件	3	38	7	5	53
	%	5.7%	71.7%	13.2%	9.4%	100.0%
全体	件	12	76	16	9	113
	%	10.6%	67.3%	14.2%	8.0%	100.0%

		9訪問人数と時間 複数事業所施設系のみ典型_人数				
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	23	20	0	1	44
	%	52.3%	45.5%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	7	8	0	1	16
	%	43.8%	50.0%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	16	33	2	2	53
	%	30.2%	62.3%	3.8%	3.8%	100.0%
全体	件	46	61	2	4	113
	%	40.7%	54.0%	1.8%	3.5%	100.0%

		9訪問人数と時間 複数事業所施設系のみ例外_人数				
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	7	29	5	3	44
	%	15.9%	65.9%	11.4%	6.8%	100.0%
政令市	件	3	11	1	1	16
	%	18.8%	68.8%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	3	39	6	5	53
	%	5.7%	73.6%	11.3%	9.4%	100.0%
全体	件	13	79	12	9	113
	%	11.5%	69.9%	10.6%	8.0%	100.0%

9訪問人数と時間 複数事業所障害児のみ典型 人数						
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	26	17	0	1	44
	%	59.1%	38.6%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	7	7	1	1	16
	%	43.8%	43.8%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	25	25	1	2	53
	%	47.2%	47.2%	1.9%	3.8%	100.0%
全体	件	58	49	2	4	113
	%	51.3%	43.4%	1.8%	3.5%	100.0%

9訪問人数と時間 複数事業所障害児のみ例外 人数						
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	9	29	3	3	44
	%	20.5%	65.9%	6.8%	6.8%	100.0%
政令市	件	3	10	2	1	16
	%	18.8%	62.5%	12.5%	6.3%	100.0%
中核市	件	7	39	2	5	53
	%	13.2%	73.6%	3.8%	9.4%	100.0%
全体	件	19	78	7	9	113
	%	16.8%	69.0%	6.2%	8.0%	100.0%

9訪問人数と時間 複数事業所障害福祉のみ典型 人数						
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	24	19	0	1	44
	%	54.5%	43.2%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	6	9	0	1	16
	%	37.5%	56.3%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	24	27	1	1	53
	%	45.3%	50.9%	1.9%	1.9%	100.0%
全体	件	54	55	1	3	113
	%	47.8%	48.7%	0.9%	2.7%	100.0%

9訪問人数と時間 複数事業所障害福祉のみ例外 人数						
		1. 2人以下	2. 3～5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	9	28	4	3	44
	%	20.5%	63.6%	9.1%	6.8%	100.0%
政令市	件	3	11	1	1	16
	%	18.8%	68.8%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	6	41	2	4	53
	%	11.3%	77.4%	3.8%	7.5%	100.0%
全体	件	18	80	7	8	113
	%	15.9%	70.8%	6.2%	7.1%	100.0%

**多機能型事業所(1か所)への訪問の場合**

		9訪問人数と時間_多機能障害福祉のみ典型_人数			
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	合計
都道府県	件	30	13	1	44
	%	68.2%	29.5%	2.3%	100.0%
政令市	件	7	9	0	16
	%	43.8%	56.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	28	25	0	53
	%	52.8%	47.2%	0.0%	100.0%
全体	件	65	47	1	113
	%	57.5%	41.6%	0.9%	100.0%

		9訪問人数と時間_多機能障害福祉のみ例外_人数				
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	11	28	3	2	44
	%	25.0%	63.6%	6.8%	4.5%	100.0%
政令市	件	3	12	1	0	16
	%	18.8%	75.0%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	5	44	1	3	53
	%	9.4%	83.0%	1.9%	5.7%	100.0%
全体	件	19	84	5	5	113
	%	16.8%	74.3%	4.4%	4.4%	100.0%

		9訪問人数と時間_多機能障害児典型_人数			
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	合計
都道府県	件	30	14	0	44
	%	68.2%	31.8%	0.0%	100.0%
政令市	件	8	8	0	16
	%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	31	22	0	53
	%	58.5%	41.5%	0.0%	100.0%
全体	件	69	44	0	113
	%	61.1%	38.9%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_多機能障害児例外_人数				
		1. 2人以下	2. 3~5人未満	3. 5人以上	無回答	合計
都道府県	件	10	30	2	2	44
	%	22.7%	68.2%	4.5%	4.5%	100.0%
政令市	件	3	13	0	0	16
	%	18.8%	81.3%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	9	40	1	3	53
	%	17.0%	75.5%	1.9%	5.7%	100.0%
全体	件	22	83	3	5	113
	%	19.5%	73.5%	2.7%	4.4%	100.0%

実地指導1回あたりにかかるおおよその時間  
単機能1か所の事業所への訪問の場合

		9訪問人数と時間_施設系サービス典型_時間				
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間未 満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	合計
都道府県	件	17	24	3	0	44
	%	38.6%	54.5%	6.8%	0.0%	100.0%
政令市	件	9	6	1	0	16
	%	56.3%	37.5%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	23	23	7	0	53
	%	43.4%	43.4%	13.2%	0.0%	100.0%
全体	件	49	53	11	0	113
	%	43.4%	46.9%	9.7%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_施設系サービス例外_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間未 満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	6	21	11	4	2	44
	%	13.6%	47.7%	25.0%	9.1%	4.5%	100.0%
政令市	件	4	8	2	2	0	16
	%	25.0%	50.0%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	6	24	18	2	3	53
	%	11.3%	45.3%	34.0%	3.8%	5.7%	100.0%
全体	件	16	53	31	8	5	113
	%	14.2%	46.9%	27.4%	7.1%	4.4%	100.0%

		9訪問人数と時間_障害福祉サービス典型_時間				
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間未 満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	合計
都道府県	件	24	20	0	0	44
	%	54.5%	45.5%	0.0%	0.0%	100.0%
政令市	件	10	5	1	0	16
	%	62.5%	31.3%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	32	19	2	0	53
	%	60.4%	35.8%	3.8%	0.0%	100.0%
全体	件	66	44	3	0	113
	%	58.4%	38.9%	2.7%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_障害福祉サービス例外_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間未 満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	7	23	10	2	2	44
	%	15.9%	52.3%	22.7%	4.5%	4.5%	100.0%
政令市	件	5	8	1	2	0	16
	%	31.3%	50.0%	6.3%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	9	29	11	1	3	53
	%	17.0%	54.7%	20.8%	1.9%	5.7%	100.0%
全体	件	21	60	22	5	5	113
	%	18.6%	53.1%	19.5%	4.4%	4.4%	100.0%

		9訪問人数と時間_障害児通所サービス典型_時間				
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間未 満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	合計
都道府県	件	24	20	0	0	44
	%	54.5%	45.5%	0.0%	0.0%	100.0%
政令市	件	10	5	1	0	16
	%	62.5%	31.3%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	34	18	1	0	53
	%	64.2%	34.0%	1.9%	0.0%	100.0%
全体	件	68	43	2	0	113
	%	60.2%	38.1%	1.8%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_障害児通所サービス例外_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間未 満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	7	23	10	2	2	44
	%	15.9%	52.3%	22.7%	4.5%	4.5%	100.0%
政令市	件	4	10	0	2	0	16
	%	25.0%	62.5%	0.0%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	8	33	7	2	3	53
	%	15.1%	62.3%	13.2%	3.8%	5.7%	100.0%
全体	件	19	66	17	6	5	113
	%	16.8%	58.4%	15.0%	5.3%	4.4%	100.0%

同一法人の複数事業所へ同日訪問する場合

		9訪問人数と時間_施設系サービス(GH含む)、 障害児通所系サービスいずれも含む典型_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4. 複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	9	27	7	0	1	44
	%	20.5%	61.4%	15.9%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	6	7	2	0	1	16
	%	37.5%	43.8%	12.5%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	13	30	7	1	2	53
	%	24.5%	56.6%	13.2%	1.9%	3.8%	100.0%
全体	件	28	64	16	1	4	113
	%	24.8%	56.6%	14.2%	0.9%	3.5%	100.0%

		9訪問人数と時間_施設系サービス(GH含む)、 障害児通所系サービスいずれも含む(例外)_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4. 複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	4	19	13	5	3	44
	%	9.1%	43.2%	29.5%	11.4%	6.8%	100.0%
政令市	件	2	8	4	1	1	16
	%	12.5%	50.0%	25.0%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	3	21	20	4	5	53
	%	5.7%	39.6%	37.7%	7.5%	9.4%	100.0%
全体	件	9	48	37	10	9	113
	%	8.0%	42.5%	32.7%	8.8%	8.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_複数事業所施設系のみ典型_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4. 複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	10	27	6	0	1	44
	%	22.7%	61.4%	13.6%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	6	8	1	0	1	16
	%	37.5%	50.0%	6.3%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	14	29	7	1	2	53
	%	26.4%	54.7%	13.2%	1.9%	3.8%	100.0%
全体	件	30	64	14	1	4	113
	%	26.5%	56.6%	12.4%	0.9%	3.5%	100.0%

		9訪問人数と時間_複数事業所施設系のみ例外_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4. 複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	4	20	12	5	3	44
	%	9.1%	45.5%	27.3%	11.4%	6.8%	100.0%
政令市	件	2	10	2	1	1	16
	%	12.5%	62.5%	12.5%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	3	23	20	2	5	53
	%	5.7%	43.4%	37.7%	3.8%	9.4%	100.0%
全体	件	9	53	34	8	9	113
	%	8.0%	46.9%	30.1%	7.1%	8.0%	100.0%

9訪問人数と時間_複数事業所障害児のみ典型_時間							
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	13	28	2	0	1	44
	%	29.5%	63.6%	4.5%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	7	6	2	0	1	16
	%	43.8%	37.5%	12.5%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	20	25	5	1	2	53
	%	37.7%	47.2%	9.4%	1.9%	3.8%	100.0%
全体	件	40	59	9	1	4	113
	%	35.4%	52.2%	8.0%	0.9%	3.5%	100.0%

9訪問人数と時間_複数事業所障害児のみ例外_時間							
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	6	20	11	4	3	44
	%	13.6%	45.5%	25.0%	9.1%	6.8%	100.0%
政令市	件	2	10	2	1	1	16
	%	12.5%	62.5%	12.5%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	5	26	15	2	5	53
	%	9.4%	49.1%	28.3%	3.8%	9.4%	100.0%
全体	件	13	56	28	7	9	113
	%	11.5%	49.6%	24.8%	6.2%	8.0%	100.0%

9訪問人数と時間_複数事業所障害福祉のみ典型_時間							
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	12	28	3	0	1	44
	%	27.3%	63.6%	6.8%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	7	7	1	0	1	16
	%	43.8%	43.8%	6.3%	0.0%	6.3%	100.0%
中核市	件	18	24	9	1	1	53
	%	34.0%	45.3%	17.0%	1.9%	1.9%	100.0%
全体	件	37	59	13	1	3	113
	%	32.7%	52.2%	11.5%	0.9%	2.7%	100.0%

9訪問人数と時間_複数事業所障害福祉のみ例外_時間							
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	5	21	11	4	3	44
	%	11.4%	47.7%	25.0%	9.1%	6.8%	100.0%
政令市	件	2	10	2	1	1	16
	%	12.5%	62.5%	12.5%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	5	22	20	2	4	53
	%	9.4%	41.5%	37.7%	3.8%	7.5%	100.0%
全体	件	12	53	33	7	8	113
	%	10.6%	46.9%	29.2%	6.2%	7.1%	100.0%

**多機能型事業所(1か所)への訪問の場合**

		9訪問人数と時間_多機能障害福祉のみ典型_時間				
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	合計
都道府県	件	17	26	1	0	44
	%	38.6%	59.1%	2.3%	0.0%	100.0%
政令市	件	8	7	1	0	16
	%	50.0%	43.8%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	23	27	3	0	53
	%	43.4%	50.9%	5.7%	0.0%	100.0%
全体	件	48	60	5	0	113
	%	42.5%	53.1%	4.4%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_多機能障害福祉のみ例外_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	5	25	10	2	2	44
	%	11.4%	56.8%	22.7%	4.5%	4.5%	100.0%
政令市	件	4	8	2	2	0	16
	%	25.0%	50.0%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	6	29	15	0	3	53
	%	11.3%	54.7%	28.3%	0.0%	5.7%	100.0%
全体	件	15	62	27	4	5	113
	%	13.3%	54.9%	23.9%	3.5%	4.4%	100.0%

		9訪問人数と時間_多機能障害児典型_時間				
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	合計
都道府県	件	19	25	0	0	44
	%	43.2%	56.8%	0.0%	0.0%	100.0%
政令市	件	9	6	1	0	16
	%	56.3%	37.5%	6.3%	0.0%	100.0%
中核市	件	26	25	2	0	53
	%	49.1%	47.2%	3.8%	0.0%	100.0%
全体	件	54	56	3	0	113
	%	47.8%	49.6%	2.7%	0.0%	100.0%

		9訪問人数と時間_多機能障害児例外_時間					
		1. 3時間未満	2. 3時間～6時間 未満	3. 6時間以上 (1日以内)	4.複数日にわたって実 施	無回答	合計
都道府県	件	5	24	11	2	2	44
	%	11.4%	54.5%	25.0%	4.5%	4.5%	100.0%
政令市	件	4	9	1	2	0	16
	%	25.0%	56.3%	6.3%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	8	30	12	0	3	53
	%	15.1%	56.6%	22.6%	0.0%	5.7%	100.0%
全体	件	17	63	24	4	5	113
	%	15.0%	55.8%	21.2%	3.5%	4.4%	100.0%



実地指導当日における効率化、質の向上等のための工夫(R2.7通知事項以外)(当てはまるものすべてに○)

		9当日における工夫 指定事務受託法人活用		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	112	113
	%	0.9%	99.1%	100.0%

		9当日における工夫_それ以外の機関・人材 等活用		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	0	113	113
	%	0.0%	100.0%	100.0%

		9当日における工夫_合同実施		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	16	28	44
	%	36.4%	63.6%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	17	96	113
	%	15.0%	85.0%	100.0%

		9当日における工夫_デジタル化		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	1	43	44
	%	2.3%	97.7%	100.0%
政令市	件	4	12	16
	%	25.0%	75.0%	100.0%
中核市	件	1	52	53
	%	1.9%	98.1%	100.0%
全体	件	6	107	113
	%	5.3%	94.7%	100.0%

		9当日における工夫_その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	4	40	44
	%	9.1%	90.9%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	5	48	53
	%	9.4%	90.6%	100.0%
全体	件	11	102	113
	%	9.7%	90.3%	100.0%

9 - 3 実地指導後

**実地指導当日に確認できなかった項目がある場合の対応(当てはまるものすべてに○)**

		9当日未確認事項への対応_書類の追加提出		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	42	2	44
	%	95.5%	4.5%	100.0%
政令市	件	16	0	16
	%	100.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	49	4	53
	%	92.5%	7.5%	100.0%
全体	件	107	6	113
	%	94.7%	5.3%	100.0%

		9当日未確認事項への対応_後日再訪		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	20	24	44
	%	45.5%	54.5%	100.0%
政令市	件	7	9	16
	%	43.8%	56.3%	100.0%
中核市	件	13	40	53
	%	24.5%	75.5%	100.0%
全体	件	40	73	113
	%	35.4%	64.6%	100.0%

		9当日未確認事項への対応_外部機関によるフォロー		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	0	113	113
	%	0.0%	100.0%	100.0%

		9当日未確認事項への対応_次回始動時確認		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	15	29	44
	%	34.1%	65.9%	100.0%
政令市	件	4	12	16
	%	25.0%	75.0%	100.0%
中核市	件	15	38	53
	%	28.3%	71.7%	100.0%
全体	件	34	79	113
	%	30.1%	69.9%	100.0%

		9当日未確認事項への対応 特に確認しない		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	3	41	44
	%	6.8%	93.2%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	3	50	53
	%	5.7%	94.3%	100.0%
全体	件	6	107	113
	%	5.3%	94.7%	100.0%

		9当日未確認事項への対応_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	2	42	44
	%	4.5%	95.5%	100.0%
政令市	件	4	12	16
	%	25.0%	75.0%	100.0%
中核市	件	4	49	53
	%	7.5%	92.5%	100.0%
全体	件	10	103	113
	%	8.8%	91.2%	100.0%

		9実地指導日から結果通知発送までの期日			
		1. 1カ月未満	2. 1カ月以上3カ月未満	3. 3カ月以上	合計
都道府県	件	18	25	1	44
	%	40.9%	56.8%	2.3%	100.0%
政令市	件	6	9	1	16
	%	37.5%	56.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	25	28	0	53
	%	47.2%	52.8%	0.0%	100.0%
全体	件	49	62	2	113
	%	43.4%	54.9%	1.8%	100.0%

		9結果通知発送から改善報告の期日			
		1. 1カ月未満	2. 1カ月以上3カ月未満	3. 3カ月以上	合計
都道府県	件	12	32	0	44
	%	27.3%	72.7%	0.0%	100.0%
政令市	件	2	14	0	16
	%	12.5%	87.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	19	34	0	53
	%	35.8%	64.2%	0.0%	100.0%
全体	件	33	80	0	113
	%	29.2%	70.8%	0.0%	100.0%

実地指導後における効率化、質の向上等のための工夫(R2.7通知事項以外)(当てはまるものすべてに○)

		9後日における工夫 指定事務受託法人活用		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	1	15	16
	%	6.3%	93.8%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	112	113
	%	0.9%	99.1%	100.0%

		9後日における工夫 それ以外の機関・人材等活用		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	0	53	53
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	0	113	113
	%	0.0%	100.0%	100.0%

		9後日における工夫_デジタル化		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	4	40	44
	%	9.1%	90.9%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	2	51	53
	%	3.8%	96.2%	100.0%
全体	件	8	105	113
	%	7.1%	92.9%	100.0%

		9後日における工夫_その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	3	41	44
	%	6.8%	93.2%	100.0%
政令市	件	0	16	16
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	6	47	53
	%	11.3%	88.7%	100.0%
全体	件	9	104	113
	%	8.0%	92.0%	100.0%

10. 自己点検表（各種基準省令を遵守しているかを事業所が自身で確認できるようにする文書。実際の名称は問わない）について

		10自己点検表_作成状況			
		1.作成している	2.作成していない	3.今後作成する 予定である	合計
都道府県	件	36	8	0	44
	%	81.8%	18.2%	0.0%	100.0%
政令市	件	12	3	1	16
	%	75.0%	18.8%	6.3%	100.0%
中核市	件	42	11	0	53
	%	79.2%	20.8%	0.0%	100.0%
全体	件	90	22	1	113
	%	79.6%	19.5%	0.9%	100.0%

		10自己点検表_実地指導での利用				
		1.利用している	2.利用していない	3.今後利用する 予定である	無回答	合計
都道府県	件	33	10	0	1	44
	%	75.0%	22.7%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	12	2	1	1	16
	%	75.0%	12.5%	6.3%	6.3%	100.0%
中核市	件	42	11	0	0	53
	%	79.2%	20.8%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	件	87	23	1	2	113
	%	77.0%	20.4%	0.9%	1.8%	100.0%

11. 集団指導のデジタル化状況

11-1 オンラインミーティング形式（ある日を定めて参加者を募り、Zoom等を用いてオンライン上で講師により直接指導）

		11オンラインミーティング形式_実施状況				
		1.実施している	2.今後実施予定である	3.実施予定はない	無回答	合計
都道府県	件	7	4	32	1	44
	%	15.9%	9.1%	72.7%	2.3%	100.0%
政令市	件	1	1	14	0	16
	%	6.3%	6.3%	87.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	3	1	47	2	53
	%	5.7%	1.9%	88.7%	3.8%	100.0%
全体	件	11	6	93	3	113
	%	9.7%	5.3%	82.3%	2.7%	100.0%

出欠確認方法(当てはまるものすべてに○)

		11オンラインミーティング形式_出欠_当日その場		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	7	7
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	0	1	1
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	2	1	3
	%	66.7%	33.3%	100.0%
全体	件	2	9	11
	%	18.2%	81.8%	100.0%

		11オンラインミーティング形式_出欠_メール		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	2	5	7
	%	28.6%	71.4%	100.0%
政令市	件	0	1	1
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	1	2	3
	%	33.3%	66.7%	100.0%
全体	件	3	8	11
	%	27.3%	72.7%	100.0%

		11オンラインミーティング形式_出欠_アンケート		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	1	6	7
	%	14.3%	85.7%	100.0%
政令市	件	0	1	1
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	2	1	3
	%	66.7%	33.3%	100.0%
全体	件	3	8	11
	%	27.3%	72.7%	100.0%

		11オンラインミーティング形式 出欠_実施せず		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	1	43	7
	%	14.3%	614.3%	100.0%
政令市	件	0	16	1
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	0	53	3
	%	0.0%	100.0%	100.0%
全体	件	1	112	11
	%	9.1%	90.9%	100.0%

		11オンラインミーティング形式 出欠_その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	4	3	7
	%	57.1%	42.9%	100.0%
政令市	件	1	0	1
	%	100.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	1	2	3
	%	33.3%	66.7%	100.0%
全体	件	6	5	11
	%	54.5%	45.5%	100.0%

※11 - 2 E-learning 形式 は実施自治体 0 件のため省略

11 - 3 オンデマンド方式（講師による解説等を録画した映像をアップし、事業所に通知、視聴させる）

		11オンデマンド形式_実施状況			
		1.実施している	2.今後実施予定である	3.実施予定はない	合計
都道府県	件	17	4	23	44
	%	38.6%	9.1%	52.3%	100.0%
政令市	件	6	3	7	16
	%	37.5%	18.8%	43.8%	100.0%
中核市	件	18	4	31	53
	%	34.0%	7.5%	58.5%	100.0%
全体	件	41	11	61	113
	%	36.3%	9.7%	54.0%	100.0%

出欠確認方法(当てはまるものすべてに○)

		11オンデマンド形式_出欠_メール		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	7	10	17
	%	41.2%	58.8%	100.0%
政令市	件	0	6	6
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	5	13	18
	%	27.8%	72.2%	100.0%
全体	件	12	29	41
	%	29.3%	70.7%	100.0%

		11オンデマンド形式_出欠_小テスト		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	2	15	17
	%	11.8%	88.2%	100.0%
政令市	件	0	6	6
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	1	17	18
	%	5.6%	94.4%	100.0%
全体	件	3	38	41
	%	7.3%	92.7%	100.0%

		11オンデマンド形式_出欠_アンケート		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	9	8	17
	%	52.9%	47.1%	100.0%
政令市	件	5	1	6
	%	83.3%	16.7%	100.0%
中核市	件	10	8	18
	%	55.6%	44.4%	100.0%
全体	件	24	17	41
	%	58.5%	41.5%	100.0%

		11オンデマンド形式_出欠_実施せず		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	4	13	17
	%	23.5%	76.5%	100.0%
政令市	件	0	6	6
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	3	15	18
	%	16.7%	83.3%	100.0%
全体	件	7	34	41
	%	17.1%	82.9%	100.0%

		11オンデマンド形式_出欠_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	0	17	17
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	1	5	6
	%	16.7%	83.3%	100.0%
中核市	件	1	17	18
	%	5.6%	94.4%	100.0%
全体	件	2	39	41
	%	4.9%	95.1%	100.0%



11 - 4 HP 参照形式（資料をアップロードしたページを事業者へ通知、閲覧させる）

		11HP参照形式_実施状況				
		1.実施している	2.今後実施予定である	3.実施予定はない	無回答	合計
都道府県	件	36	1	6	1	44
	%	81.8%	2.3%	13.6%	2.3%	100.0%
政令市	件	14	0	2	0	16
	%	87.5%	0.0%	12.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	45	3	4	1	53
	%	84.9%	5.7%	7.5%	1.9%	100.0%
全体	件	95	4	12	2	113
	%	84.1%	3.5%	10.6%	1.8%	100.0%

出欠確認方法（当てはまるものすべてに○）

		11HP参照形式_出欠_メール		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	8	28	36
	%	22.2%	77.8%	100.0%
政令市	件	5	9	14
	%	35.7%	64.3%	100.0%
中核市	件	13	32	45
	%	28.9%	71.1%	100.0%
全体	件	26	69	95
	%	27.4%	72.6%	100.0%

		11HP参照形式_出欠_小テスト		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	3	33	36
	%	8.3%	91.7%	100.0%
政令市	件	0	14	14
	%	0.0%	100.0%	100.0%
中核市	件	1	44	45
	%	2.2%	97.8%	100.0%
全体	件	4	91	95
	%	4.2%	95.8%	100.0%

		11HP参照形式_出欠_アンケート		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	10	26	36
	%	27.8%	72.2%	100.0%
政令市	件	8	6	14
	%	57.1%	42.9%	100.0%
中核市	件	13	32	45
	%	28.9%	71.1%	100.0%
全体	件	31	64	95
	%	32.6%	67.4%	100.0%

		11HP参照形式_出欠_実施せず		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	17	19	36
	%	47.2%	52.8%	100.0%
政令市	件	3	11	14
	%	21.4%	78.6%	100.0%
中核市	件	16	29	45
	%	35.6%	64.4%	100.0%
全体	件	36	59	95
	%	37.9%	62.1%	100.0%

		11HP参照形式_出欠_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	5	31	36
	%	13.9%	86.1%	100.0%
政令市	件	2	12	14
	%	14.3%	85.7%	100.0%
中核市	件	3	42	45
	%	6.7%	93.3%	100.0%
全体	件	10	85	95
	%	10.5%	89.5%	100.0%

集団指導のデジタル化における課題（当てはまるものすべてに○）

		11デジタル化の課題 事業所へのフォロー		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	25	19	44
	%	56.8%	43.2%	100.0%
政令市	件	11	5	16
	%	68.8%	31.3%	100.0%
中核市	件	24	29	53
	%	45.3%	54.7%	100.0%
全体	件	60	53	113
	%	53.1%	46.9%	100.0%

		11デジタル化の課題_ノウハウ不足		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	19	25	44
	%	43.2%	56.8%	100.0%
政令市	件	9	7	16
	%	56.3%	43.8%	100.0%
中核市	件	17	36	53
	%	32.1%	67.9%	100.0%
全体	件	45	68	113
	%	39.8%	60.2%	100.0%

		11デジタル化の課題_費用不足		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	3	41	44
	%	6.8%	93.2%	100.0%
政令市	件	4	12	16
	%	25.0%	75.0%	100.0%
中核市	件	9	44	53
	%	17.0%	83.0%	100.0%
全体	件	16	97	113
	%	14.2%	85.8%	100.0%

		11デジタル化の課題_自治体の参加 状況(コミット度合い)がわかりづらい		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	24	20	44
	%	54.5%	45.5%	100.0%
政令市	件	9	7	16
	%	56.3%	43.8%	100.0%
中核市	件	24	29	53
	%	45.3%	54.7%	100.0%
全体	件	57	56	113
	%	50.4%	49.6%	100.0%

		11デジタル化の課題_その他		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	0	44	44
	%	0.0%	100.0%	100.0%
政令市	件	2	14	16
	%	12.5%	87.5%	100.0%
中核市	件	3	50	53
	%	5.7%	94.3%	100.0%
全体	件	5	108	113
	%	4.4%	95.6%	100.0%

## 12. 事業者とのコミュニケーション

### 過去3年間の、実地指導等に関して事業者からの意見の有無

		12事業者からの意見_職員の対応について		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	7	37	44
	%	15.9%	84.1%	100.0%
政令市	件	4	12	16
	%	25.0%	75.0%	100.0%
中核市	件	10	43	53
	%	18.9%	81.1%	100.0%
全体	件	21	92	113
	%	18.6%	81.4%	100.0%

		12事業者からの意見_準備のための時間が取れないことについて		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	7	37	44
	%	15.9%	84.1%	100.0%
政令市	件	3	13	16
	%	18.8%	81.3%	100.0%
中核市	件	9	44	53
	%	17.0%	83.0%	100.0%
全体	件	19	94	113
	%	16.8%	83.2%	100.0%

		12事業者からの意見_日程調整について		※複数回答 合計
		○	×	
都道府県	件	22	22	44
	%	50.0%	50.0%	100.0%
政令市	件	10	6	16
	%	62.5%	37.5%	100.0%
中核市	件	31	22	53
	%	58.5%	41.5%	100.0%
全体	件	63	50	113
	%	55.8%	44.2%	100.0%

		12事業者からの意見_提出資料について		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	10	34	44
	%	22.7%	77.3%	100.0%
政令市	件	5	11	16
	%	31.3%	68.8%	100.0%
中核市	件	16	37	53
	%	30.2%	69.8%	100.0%
全体	件	31	82	113
	%	27.4%	72.6%	100.0%

		12事業者からの意見_その他		※複数回答
		○	×	合計
都道府県	件	2	42	44
	%	4.5%	95.5%	100.0%
政令市	件	3	13	16
	%	18.8%	81.3%	100.0%
中核市	件	2	51	53
	%	3.8%	96.2%	100.0%
全体	件	7	106	113
	%	6.2%	93.8%	100.0%

集団指導の欠席事業所にはきめ細かいフォローを行っている

		12集団指導の欠席事業所へのきめ細かいフォロー					
		1.毎年度できている	2.できた年度もある	3.まったくできていない	4.分からない	無回答	合計
都道府県	件	11	5	11	17	0	44
	%	25.0%	11.4%	25.0%	38.6%	0.0%	100.0%
政令市	件	2	4	4	6	0	16
	%	12.5%	25.0%	25.0%	37.5%	0.0%	100.0%
中核市	件	8	16	13	14	2	53
	%	15.1%	30.2%	24.5%	26.4%	3.8%	100.0%
全体	件	21	25	28	37	2	113
	%	18.6%	22.1%	24.8%	32.7%	1.8%	100.0%

集団指導の効果の実感

		12集団指導の効果実感						
		1.非常に効果的だと思う	2.おおむね効果的だと思う	3.どちらともいえない	4.あまり効果的だと思わない	5.効果的だと思わない	無回答	合計
都道府県	件	5	24	14	0	0	1	44
	%	11.4%	54.5%	31.8%	0.0%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	0	12	4	0	0	0	16
	%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	4	32	15	1	0	1	53
	%	7.5%	60.4%	28.3%	1.9%	0.0%	1.9%	100.0%
全体	件	9	68	33	1	0	2	113
	%	8.0%	60.2%	29.2%	0.9%	0.0%	1.8%	100.0%

実地指導の効果の実感

		12実地指導指導の効果実感						
		1.非常に効果的だと思う	2.おおむね効果的だと思う	3.どちらともいえない	4.あまり効果的だと思わない	5.効果的だと思わない	無回答	合計
都道府県	件	15	24	4	0	0	1	44
	%	34.1%	54.5%	9.1%	0.0%	0.0%	2.3%	100.0%
政令市	件	2	13	1	0	0	0	16
	%	12.5%	81.3%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市	件	14	37	2	0	0	0	53
	%	26.4%	69.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	件	31	74	7	0	0	1	113
	%	27.4%	65.5%	6.2%	0.0%	0.0%	0.9%	100.0%

## 5.3有識者ヒアリング

本調査研究は、以下の通り有識者に意見を伺いながら進めた（以下敬称略）

### ●研究者

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究課 研究員 岡田裕樹

第1回	2022年10月18日	・アンケート調査の方法について
第2回	2022年11月7日	・アンケート調査項目について

その他、分析結果および報告書のとりまとめについても適宜意見を伺った。

### ●自治体（各課長のみお名前を記載）

東京都福祉保健局指導監査部指導調整課（参事 野村泰洋）

第1回	2022年10月26日	・アンケート調査項目について
-----	-------------	----------------

神戸市福祉局監査指導部（障害福祉サービス指導監査担当）（担当課長 岩崎誠）

第1回	2022年10月27日	・アンケート調査項目について
-----	-------------	----------------